「第2回 鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる 検討の場」 「第2回 筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる 検討の場」

~ 説明資料 ~

平成23年2月9日

国土交通省 東北地方整備局宮 城 県

# 目 次

# ●流域及び河川の概要

①:流域の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1~	3
②: 流域の特徴と課題	4~	13
③:水系の計画の概要 河川整備基本方針概要、河川整備計画概要	14~	15
●検証対象ダムの概要 ダム計画の概要、事業の経緯、現在の進捗度等	16~	30
●検証対象ダム事業等の点検について ····································	31~	40
●複数の治水・利水対策案の立案について	41~	98

# ①:流域の概要《流域の諸元》

# 鳴瀬川水系流域図 陸羽東線 JR東北本線 凡例 ■ 基準地点(治水・利水)



### 鳴瀬川の概要

- 鳴瀬川は、宮城県中央部の太平洋側に位置し、その源を宮城・山形県境の船形山(標高 1,500m) に発し、田川・花川等を合わせ旧古川市(大崎市)付近で多田川及び人工河川で ある新江合川を合わせて大崎平野を貫流し、東松島市野蒜において、右支川吉田川と合流 し太平洋(石巻湾)へ注ぐ幹川流路延長89km、流域面積1,130km2の一級河川である。
- 山地は流域の7割を占めており、約3割が平地である。この平地のうち約7割の240km2 が耕作地として利用されており、わが国有数の穀倉地帯となっている。
- 一方、流域内には東北新幹線、JR東北本線、JR陸羽東線、JR仙石線、また東北縦 貫自動車道、三陸縦貫自動車道、国道4号、45号、47号の基幹交通施設が整備される など、交通の要衝となっている。

# 流域の諸元

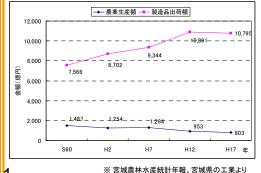
項目	諸元	備考
水系及び河川名	鳴瀬川水系鳴瀬川、吉田川	
水源及び標高	宮城県加美郡加美町 船形山 1,500m	
幹川流路延長	鳴瀬川 89km(吉田川 53km)	全国56位
流域面積	1,130 km2(吉田川 350km2)	全国61位
流域内市町村数	3市8町1村	石 巻 市、東松島市、大 崎 市、松 島 町、大 和 町、大 郷 町、富 谷 町、大 衡 村、色 麻 町、加 美 町、涌 谷 町、美 里 町
流域内人口	約 18万人	第8回河川現況調査結果(平成12年基準)
想定はん濫区域面積	約 300km2	第8回河川現況調査結果(平成12年基準)
想定はん濫区域内人口	約 16万人	第8回河川現況調査結果(平成12年基準)
想定はん濫区域内資産額	約 1.43兆円	第8回河川現況調査結果(平成12年基準)

# 流域の人口と産業の推移

#### 流域関係市町村の人口推移



#### 流域関係市町村の農業生産額及び製造品出荷額の推移

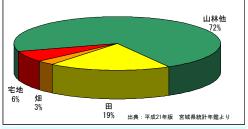


# 流域関係市市町村の水稲収穫高



鳴瀬川流域の水稲収穫高(約19万トン)は、都道府県平均収穫高 (約18万トン)に匹敵する。

# 流域関係市町村の土地利用状況

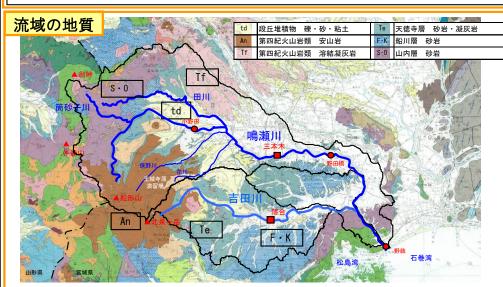


田畑が22%、宅地が6%、山林他が72%となっており、ブランド米であるササニシキ、ひとめぼれなどの国内でも有数の穀倉地帯となっている。

# ①:流域の概要《地形、地質、気候、流況》



- ・鳴瀬川の三本木下流、吉田川の落合下流は河床勾配が急に緩やかになっており、一度堤防が決壊する と、はん濫被害が拡大し易い。
- ・ 周囲は山地に囲まれており、はん濫すると浸水被害が長時間に及ぶ。



- ・鳴瀬川流域の地質は、山形県境一帯に山内層の砂岩が分布し、水源地である船形山一帯には安山岩が、北側には溶結凝灰岩が、環状に広く分布している。
- ・支川吉田川流域の地質は、その水源地となる北泉ヶ岳付近に安山岩が分布し、その流域には船川層(砂岩)、 天徳寺層(砂岩や凝灰岩)が分布している。
- ・平地部には、全体的に沖積堆積物が広く分布し、大崎平野のほとんどが沖積泥土で構成されている。

# 流域の気候

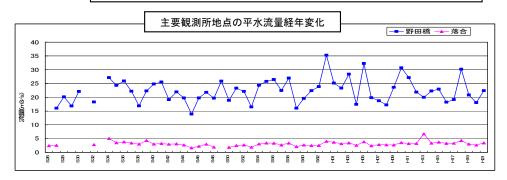


- ・年平均気温は11.5℃前後であり、冬季は氷点下となり山地 に降雪をもたらすが、夏季は8月の平均気温でも24℃前後と しのぎやすい。
- ・年平均降水量は、平野部では、1,200mm程度。 奥羽山脈の東側斜面では、2,000mmを超える多雨地域と なっている。

# 250 200 0 底島台 即川渡 150 17 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 (月)

# 流域の流況

・鳴瀬川の野田橋観測所における平水流量は、約20m3/s程度である。



#### ■ 河川流況表

河川名	観測所名	流域 面積 (km²)	河口から の距離 (km)	観測開始	豊水 流量 (m³/s)	平水 流量 (m³/s)	低水 流量 (m³/s)	渇水 流量 (m³/s)	統計 期間
	三本木	550.8	35.9	S26	29.4	17.1	11.4	5.1	$S26\sim H21$
unfo Nest 111	野田橋	707	24.5	S27	37.5	22.3	15.4	8	$S27\sim H21$
鳴瀬川	鳴瀬川 中流堰 下流	729.2	21.7	H14	37.5	22.5	15.7	8.5	S27~H21
吉田川	落合	197.2	27.9	S26	5.2	3.1	2.1	0.9	$S26\sim H21$
- Б Ш/П	幡谷	335	13.3	S53	8.1	5.1	3.6	1.8	$S53 \sim H21$

(鳴瀬川中流堰下流の平均流量は、野田橋との流量相関により算出した推定流量)

※豊水流量:1年を通じて95日はこれを下回らない流量 ※平水流量:1年を通じて185日はこれを下回らない流量

※低水流量:1年を通じで275日はこれを下回らない流量 ※渇水流量:1年を通じて355日はこれを下回らない流量

1h

# ①:流域の概要《歴史・文化、自然環境、地域の河川利用》

### 歴史・文化

#### 藩政時代:鳴瀬川流域の舟運





鳴瀬川の舟(想像図)千葉文雄氏画(出典: E本木の歴史)

現存するお蔵の状況(旧三本木町)

- ・藩政時代は、伊達藩の直領であり、その年貢米を、お蔵場に集積しそれを舟で搬出していた。
- 「舟」は、高瀬船(たかせぶね)と称し、五十石以上二百石積位のもので、三本木より野蒜を通り、 石巻港に至り、石巻から伝馬船に積み替え、江戸・大阪の伊達藩お蔵場に運んだと言われている。
- ・鳴瀬川沿いには、河岸と呼んだ荷物の上げ下しする船着場があり、周辺には穀物の保管する買米蔵や 本石米蔵など藩の蔵が置かれて、舟運の盛んな地域であった。

#### 明治時代:野蒜港を核とした航路化事業











歴史的構造物(元禄潜穴)

実り豊かな大崎平野

- ・明治時代に、鳴瀬川河口の野蒜築港を核とした国直轄の航路化事業が始められた。
- ・明治23年には北上川と阿武隈川が、東名運河・北上運河・貞山運河(貞山堀)によって結ばれた。
- ・しかし、野蒜築港は、明治17年の台風により完成間もない突堤の破壊等で、今は幻となっている。
- ・品井沼を干柘するため元禄潜穴を開削(1697年)、洪水防御のため明治潜穴を開削(1910年)

#### 明治以降

古くから水害防止 と干拓の防止のため の事業が進められて きた鳴瀬川で、鎌田 三之助は祖父の代か ら3代にわたって品 井沼の干拓事業に力 を尽くしてきた。本 格的に品井沼の干拓 に専念したのは明治 42年 (1909年)。村 人たちのたっての願 いで鹿島台村長に就 任した。



鹿島台の発展に大きく 貢献した「わらじ村長」 の鎌田三之助



歴史的構造物(幡谷サイフォン)

元禄時代より営々と築いてきた治水対策により、名鰭沼や品井沼の干拓など新田開発が行われ、 鳴瀬川流域は日本有数の穀倉地帯として発展を遂げてきた。

# 自然環境

◆鳴瀬川流域には、県立自然公園としての船形連峰を有するなど、優れた自然環境





船形連峰の中心に位置する船形山

### ■上流域の自然環境 ・ほぼ全域が県立自然公園船形連峰に

- ---山あいを流れる渓流の様相を呈して
- おり、ヤマメやイワナが生息 上流域に位置する奥羽山系にはブナ 林などの原生的な自然林が分布し、 多様な野生動物の生息地

- ・山地河川から平地河川へ移行する
- 自然と田園地帯が相まって変化に 富んだ良好な河川景観
- 瀬と淵が交互に現れる流れとなっ ており三本木上流にはアユの産卵 場が点在
- 河岸部にはヤナギ類を優占種とす る群落や河道の蛇行部に広がる砂 州にはヨシ群落



中流部の状況 (39Km付近)

木間塚付近に越冬に訪れている ハクチョウの群れ

利用場所別利用者数

■下流域

- ・平地の広がる下流部は、高水敷はヨ シ原や牧草地が広がり、堤内地の田 園地帯の中に町並みが連担するなど の河川暑観
- 河道に点在する数多くの中州や寄州 は、ハクチョウやガン・カモ類の越 冬地に利用
- 河川植生は、ヤナギ類が多く見られ 河口付近の水際部には広いヨシ群落 が分布

利用形態別利用者数

# 河川利用 (利水除く)

あゆの里祭り(毎年8月中旬)の実施

【あゆの里公園(加美町河川公園)】

[遊び]河原で遊ぶ子供たち

【下伊場野水辺の楽校】

# ・地域の住民が河川に親しみが持てるよう、国、 県、市町村と地域が連携しながら、流域一体と なって様々な取組を推進 JR東北本線 [遊び]「水と森と風のくに」まつ 三陸縦貫 【漆沢ダム】 南川ダム 白動車道 石巻湾

[学び]水生生物調査

【吉田川上流部】

[遊び]つりを楽しむ人々

【河口部】

# ②:流域の特徴と課題《治水の現状と課題》

### 主な出水・災害

### 主な災害・被害状況一覧

#### ●明治43年8月洪水

• 浸水耕地;田205町歩、畑219町歩

- · 家屋全壊131戸
- ·床上浸水442戸、床下浸水171戸
- ·鳴瀬川最大流量 約4,100m3/s
- ●大正2年8月洪水
- •床上浸水約400戸、床下浸水約470戸
- ◆大正6年~:県営工事
- · 江合、鳴瀬、吉田三川合流計画
- ◆大正10年: 直轄改修当初計画
- ・鳴瀬川 1,200m3/s、吉田川 560m3/s
- ◇大正14~昭和16年 背割堤建設

#### ●昭和22年9月洪水(カスリン台風)

- ・鳴瀬川中新田地内で左右岸の堤防が決壊
- 吉田川大郷地内で右岸の堤防が決壊
- ・床上浸水約2,000戸、床下浸水約2,100戸
- ·鳴瀬川戦後最大流量 約3.400m3/s

### ●昭和23年9月洪水(アイオン台風)

- 鳴瀬川中新田地内で堤防が決壊
- 吉田川中流部各所で堤防が決壊、甚大な災害
- 床上浸水1,252戸、床下浸水1,931戸
- •吉田川戦後最大流量 約2.300m<sup>3</sup>/s
- ◆昭和24年:直轄改修改定計画
- ・鳴瀬川 3,000m³/s、吉田川 1,200m³/s
- ◆昭和41年:工事実施基本計画
- 計画高水流量

鳴瀬川 3.000m³/s、吉田川 1.200m³/s

- ◆昭和55年:工事実施基本計画
- 基本高水流量

鳴瀬川 4.100m3/s、吉田川 2.300m3/s

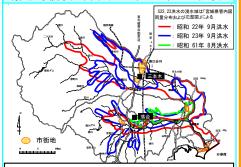
・計画高水流量

鳴瀬川 3,100m3/s、吉田川 1,600m3/s

#### ●昭和61年8月洪水

- ・吉田川4箇所で堤防が決壊し、川沿いの町では 激甚な被害
- 床上浸水約1,500戸、床下浸水約1,000戸
- ·鳴瀬川1.615m³/s、吉田川940m³/s
- ●平成15年7月宮城県北部地震により堤防崩壊
- ・堤防斜面崩壊・陥没など鳴瀬川を中心に被災
- ・堤防斜面崩壊 4 箇所、陥没 2 箇所 堤防クラック60箇所・延長 約10.7km ※ 実績流量は、「はん濫無し・ダム無し」の推定値

#### 既往洪水浸水区域図 (S22.9.S23.9.S61.8洪水)



カスリン台風(昭和22年9月)、アイオン台風(昭和23年9月)により甚大な被害

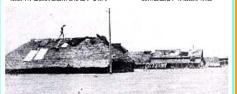
#### 出水被害状況写真



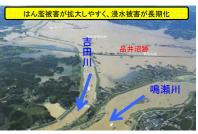
1

明治43年8月洪水(鳴瀬川三本木) 鳴瀬川の堤防決壊箇所を修復する様子

昭和22年9月洪水 (鳴瀬川三本木) 奥州街道沿いの橋梁が水没



昭和23年9月洪水(吉田川鹿島台)吉田川の堤防の決壊と品井沼の水があふれ浸水



昭和61年8月洪水(吉田川鹿島台)吉田川の堤防の決壊により浸水



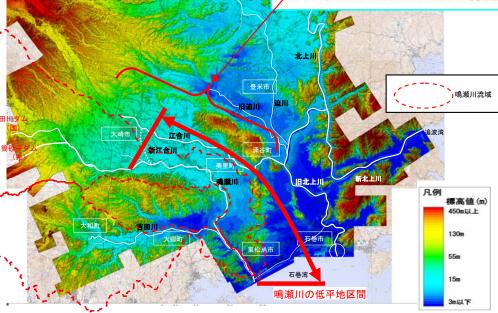
流域の特徴 『川沿いは緩やかな低平地、はん濫被害は広範囲で長期にわたる浸水』

#### ■鳴瀬川水系は、河口を中心として流域全体が扇を開いた 形に広がる放射状流域となっており、西側の奥羽山脈か ら東の太平洋に向かって流下している。

- ■山間部では急流となっているが、中流域から急激に緩や かな地形となっており、川沿いは低平地の様相を呈してい る。日本有数の穀倉地帯である広大な大崎耕土が広がる
- ■地形的な特徴から、鳴瀬川では一旦堤防が決壊すると、 はん濫被害が広範に拡大する地形であり、かつ低平地部 の周囲を丘陵地が取り囲んでおり、浸水が長期に及ぶ。

# SUBSCANUT.

鳴瀬川沿いには肥沃な大崎耕土が広がる

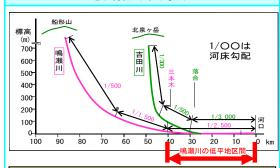




降雨特性

平均的な年降水量は、平野部で1,000~ 1,200mmの間にあるが、奥羽山脈の東斜面 では、降水量が2,000mmを超える多雨地域 となっている。(降水量:1970~2000年)

#### 地形特性 (河川勾配)

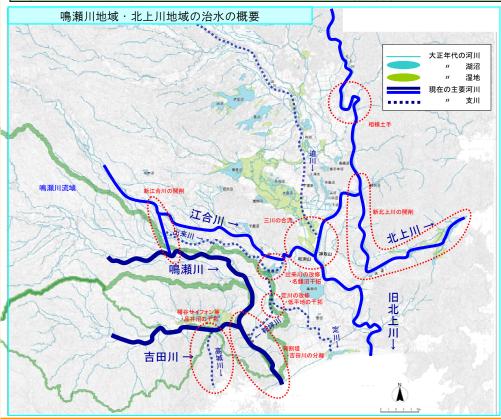


鳴瀬川の三本木下流、吉田川の落合下流は河床勾配が 急に緩やかになっており、一度堤防が決壊すると、はん濫 被害が拡大しやすく、また周囲は山地に囲まれており、は ん濫すると浸水被害が長時間に及ぶ。

# ②:流域の特徴と課題《治水の歴史と経緯》

治水の歴史と経緯『地域全体で洪水を安全に流下させる治水の歴史と経緯、広大な水田地帯の形成と市街地の発展』

- ■鳴瀬川及び北上川は、全域にわたって低平地である地形的な特徴と新田開発や物資輸送、水害への対策のため、古い時代から河川の付替えや新川開削等を実施してきた歴史や経緯があり、特に 治水の面では、主要河川を結び、あるいは新たな河川を開削等することにより、地域全体で洪水を安全に流下させる対策を行ってきた。
- ■こうした背景を基に、肥沃で広大な水田地帯が形成され、川沿いに市街地も発展。本地域の現在の鳴瀬川及び北上川の姿があり、将来に向けた安全度向上の治水計画が策定されてきた。
- ■鳴瀬川の治水対策を検討するうえでは、これら地域の歴史的経緯や背景を前提として行うことが必要となる。



#### 鳴瀬川水系の治水計画

- ■鳴瀬川の治水計画は、隣接する北上川流域を含めた、地域全体で治水対策を行ってきた歴史的経緯を重視。
- ■近年も度々はん濫被害等が発生するなど、鳴瀬川の治水安全度は未だ十分でなく、河道整備により安全な洪水流節を図るとともに、洪水に対する安全度向上が必要。
- ■併せて、肥沃な大崎耕土 を潤す水資源開発により、 治水・利水両面から施設 整備を行う。





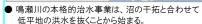




### 鳴瀬川水系と北上川水系の治水事業の変革(江戸時代~明治・大正時代)

### <鳴瀬川の治水>





● 江戸時代には品井沼の水を流域外へ抜く元禄潜穴 (1693~1698)を開削。



■品井沼の排水を行う潜穴





■鳴瀬川と新江合川合流部 (H14年7日洪水)

- 明治時代以降も、品井沼の排水のため、明治潜穴、幡谷サイフォン(昭和7~9年)を建設。支川吉田川では鳴瀬川からの逆流を防ぐ新川開削と背割堤(大正14~昭和16年)を設置。
- さらに、戦後は、鳴瀬川とはん濫域が重複する江合川の洪水を鳴瀬川に導くための 新江合川を開削(昭和8~32年)。





■品井沼流域を分離する幡谷サイフォン

■吉田川への逆流を防ぐ背割堤

### <北上川の治水>







- 明治に入り、石巻 ~盛岡間の航路 改良を目的として 低水工事(1880 ~1902)
- 洪水防御を目的として明治から昭和初期にかけて放水路として新北上川を開削(1991~1934)
- 支川では江合川 の洪水を鳴瀬川 に分派する新江 合川を開削 (1933~1957)





- 江戸時代には、仙台藩の新田開発と舟 運路整備を目的とした改修を実施
- 領地開発のため、北上川を湾曲させる 「相模土手」を完成(1610)
- 北上川・迫川・江合川の三川を合流し、 石巻までの流路を開削(1616~1626)。 この改修で北上川河口部となった石巻 は、江戸廻米の海運基地として繁栄
- 一方、三川合流部下流は洪水の恐れが なくなったが、上流側ではん濫が常態化

# ②:流域の特徴と課題《利水の経緯と現状》

### 鳴瀬川水系の利水の経緯

### かんがい用水

#### 〇藩政時代

伊達藩政下では、62万石から藩の収入を高めるため、水利施設の発達、河川改修、新田開発に力を注ぎ、1720年頃には実質100万石を達成。

#### 〇明治時代

明治25年、遠桃事件と呼ばれる水利上の紛争(名鰭沼の水をめぐり下流の桃生郡と上流の遠田郡とが激しく抗争)が起こり、県の調停により明治27年に解決。

#### 〇大正から現代

元禄時代より営々と築いてきた治水対策により、名鰭沼や品井沼を新たに干拓するなどの新田開発が行われ、鳴瀬川流域は我が国有数の穀倉地帯として発展。 宮城県は、戦後の食料増産に合わせ、独自ブランド米「ササニシキ」、「ひとめぼれ」を大崎市古川で開発。

近年は、かんがい面積約10,000haを潤すため、取水堰の築造、漆沢ダム、二ツ石ダムなど、各種施設が建設されてきた。しかし、いまだに水不足のため番水や用水の反復利用等により水の確保に奔走している状況であり、田川ダム及び筒砂子ダムによる利水容量の確保が急務となっている。

### 水道用水

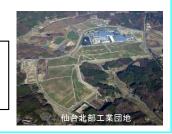
- ・水道用水への利用は、比較的新しく、戦後から市町村単位で取水開始。
- ・昭和40年代以降は、宮城県広域水道 事業を実施。
- ・大崎地域の他、一部は仙塩地域へも送水。





### 工業用水

- ・工業用水への利用は、昭和40年代後半から計画された 仙台北部工業団地や近隣市町村の立地企業に対する工 業用水供給のため、宮城県工業用水事業を実施。
- ・近年は、自動車関連企業の進出が目立つ。



### 発電用水

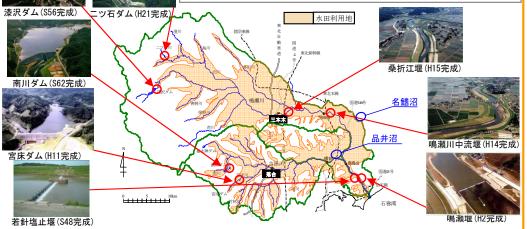
- ・大正6年12月に、当時県内3番目の水力発電所として門沢発 電所運用開始。
- ・近年では、昭和56年3月より、漆沢ダムにて水力発電を実施。 (漆沢発電所)



### 近年までの水資源開発



- 鳴瀬川下流部の安定取水、河床の安定を目的とし、鳴瀬堰(4.8km地点)、鳴瀬川中流堰(21.7km地点)、桑折江堰(34.0km地点)が完成。
- (なお、鳴瀬堰は、塩水遡上防止の機能を有している。) ・吉田川では、塩水遡上防止を目的とした、若針塩止堰が完成。
- ・漆沢ダム、南川ダム、宮床ダム、二ツ石ダムも完成し、鳴瀬川水系の水利用に 寄与。

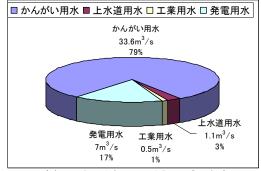


# 鳴瀬川水系の水利用の現状

鳴瀬川流域における現在の水利使用量は、全体で46.5m3/s。その約80%がかんがい用水に利用。かんがい用水の利用の内訳は、鳴瀬川33.6m3/s、吉田川3.2m3/sとなっている。

#### ■ 鳴瀬川水系における水利用の内訳

	鳴瀬川	吉田川	水系合計
かんがい用水	$33.6  \text{m}^3/\text{s}$	$3.2  \text{m}^3/\text{s}$	$36.8  \text{m}^3/\text{s}$
かんがい用水(慣行)	1.8 m³/s	$3.2  \text{m}^3/\text{s}$	$5.0  \text{m}^3/\text{s}$
かんがい用水(許可)	$31.8  \text{m}^3/\text{s}$	$0.0  \text{m}^3/\text{s}$	$31.8  \text{m}^3/\text{s}$
上水道用水	$1.1  \text{m}^3/\text{s}$	$0.3  \text{m}^3/\text{s}$	$1.4  \text{m}^3/\text{s}$
工業用水	$0.5  \text{m}^3/\text{s}$	$0.0  \text{m}^3/\text{s}$	$0.5  {\rm m}^3/{\rm s}$
発電用水	$7.0  \text{m}^3/\text{s}$	$0.8  \text{m}^3/\text{s}$	$7.8  \text{m}^3/\text{s}$
計	42. 2 $m^3/s$	$4.3  \text{m}^3/\text{s}$	$46.5  \text{m}^3/\text{s}$



鳴瀬川における水利用の内訳(平成18年度)



吉田川における水利用の内訳(平成18年度)

# ②:流域の特徴と課題《利水等の歴史と経緯(藩政)》





# ②:流域の特徴と課題《利水等の歴史と経緯(明治~大正)》

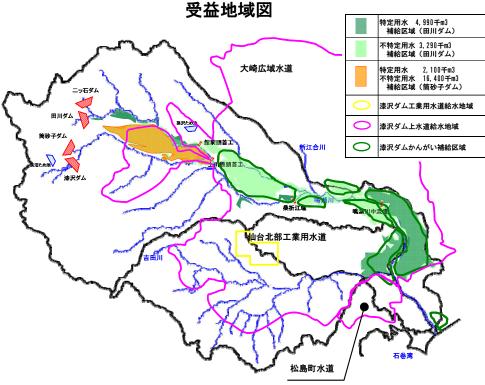




# ②:流域の特徴と課題《利水等の歴史と経緯(昭和~平成)》







# ②:流域の特徴と課題《流域の渇水被害の現状》

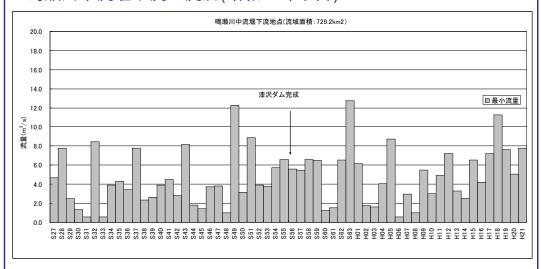
- ・鳴瀬川流域では近年においても、昭和60年、平成6年と渇水が発生し、昭和60年の渇水では鳴瀬川水系周辺の水田約3,000haでかんがい用水不足が発生。
- ・また、平成6年には鳴瀬川沿岸の約8,000haの水田で番水制や応急的なポンプを設置し、急場をしのぐなどの渇水被害が発生。

# 主な渇水被害の状況(昭和48年以降)

鳴瀬川の各年の最小流量を見ると、近年においても非常に不安定であり、渇水時には取水制限や番水が必要となっている。

年	渇水の概要	渇水の状況
昭和60	8月に鳴瀬川水系の一部 (大崎地域を中心)の水田 で約3,000haの用水不足 が発生	・鳴瀬川水系等(大崎市全域等)において水田 約3,000haで農業用水不足 ・上水の節水 ・番水実施
平成6	7月に鳴瀬川水系周辺を 中心とした水田で約 8,000haの用水不足が 発生	・鳴瀬川水系等(大崎市全域、色麻町等): 番水を行った面積8,020.8haで番水日数32日間 用水補給面積797haでポンプ等による応急取水 の実施 ・上水の節水

# 鳴瀬川中流堰下流の流況(昭和27年以降)



# 渇水の状況を伝える新聞記事(昭和48年以降)

年	F	1	П	掲載紙	記事の内容	タイトル
1973(S48			31	河北新報 (県内版)	鹿島台町本地で井戸水が涸れタンク車やポリ容器による給水を 受ける	6地区で断水 井戸枯れ騒ぎ
1975(S50	1975(S50) 9 5 毎日新聞 (宮城版)			刈入れ期の近い水稲も松山町、鹿島台町、涌谷町の開田地区を 中心に400haで立枯れが出そう。	干ばつで調査団 作物別技術対 策も一県農政部	
	Ş	9	9	石巻新聞	日照りと干ばつにより、水田の作付面積全体に対して石巻市 7.1%、鳴瀬町5.3%、北上町4.6%、河北町3.7%、桃生町0.5%の被 害。	干ばつ被害まとまる 水稲と秋 野菜など―県石巻農林事務所
1978(S5	3) 8	3	1	河北新報 (県内版)	鳴瀬川と江合川の下流では水位が低下、ポンプアップを中止し ているところもある。吉田川では番水制を敷いて対応している。	各地で水不足 台風7号の雨に 望みつなぐ 四地区で給水制限 一女川
	8	3	3		31日から1日夜にかけて少量の降雨があり、鳴瀬川上流地域で 中止していた農業用水のポンプアップを再開した。	もっと欲しい おしめり 農業 用水不足が深刻化
	8	3	9	河北新報 (県内版)	四十八年渇水を上回る事態 関係機関が対策会議	四十八年渇水を上回る事態 関 係機関が対策会議
	8	3	9	河北新報 (県内版)	鳴瀬川上流の花川、保野川水系に依存している色麻町と、箟岳 の麓にある涌谷町の水田でいずれも80haの水田に亀裂が入って いる。	
1985(S60) 8 13 読売新聞 (宮城版) 江合・鳴瀬川水系			江合・鳴瀬川水系で70haの用水不足	日照り続き農作物ピンチ 県が 渇水対策連絡会を設置		
	8	3	20	河北新報 (県内版)	江合・鳴瀬川水系の一部で用水不足。 古川農林事務所管内の県北地域で影響面積は3,000haに上って いる。	水田3千ヘクタールに影響
	8	3	24	河北新報 (県内版)	色麻中新田両町の263haで用水不足。	広がる渇水被害 お手上げ農作 業 播種期の秋冬野菜直撃
1987(S6	2) [5	(県内版) 域の鹿島			水量不足で代かき作業遅れる。特に事態が深刻なのは、吉田川流 域の鹿島台・松島・大郷町。	水不足、田植えに遅れ 先月のカ ラカラ天気響く
			7	河北新報	吉田川流域の大郷、鹿島台、松島、鳴瀬の4町や農協、土地改良 組合関係者は6日、宮城県に対し、試験湛水中の南川ダムから緊急 放流を陳情し、同県は同日午後から毎秒3トンの放流を開始した。	カラカラ東北 田植えピンチ 降雨 仙台は平年の1割
	5	5	7	河北新報	鹿島台町は、吉田川、鶴田川の両河川ですっかり干上がり、田植え がほとんど進んでいない。	あの吉田川も干上がる 一転、水 不足に泣く一宮城・鹿島台
	-	5	9	朝日新聞(宮城版)	鶴田川下流の鹿島台町品井沼地区約700haで水不足により田植え ができないでいる。	水不足の田、3610ヘクタール 県、連絡会議を設置
	Ę	5	13	河北新報	東北地方建設局は12日、渇水対策緊急調整会議を開いた。会議では、吉田川の水不足についても監視の強化が指摘された。	阿武隈川 取水二割カット 水不 足で緊急措置—東北地建
1994(H6	5) 7	7	29	毎日新聞	東北地方建設局は28日、渇水対策本部を設置した。	渇水対策本部を設置―東北地建
	7	7	30	石巻かほく	28日、河南町和渕など4地点でBODが環境基準値を上回ったため、建設省は北上川下流域と鳴瀬川水系に水質注意報を発令した。	

# ②:流域の特徴と課題《鳴瀬川の渇水被害の現状(状況写真)》

・近年、鳴瀬川水系で最も大きな渇水は、平成6年である。

# 鳴瀬川水系流域図 陸羽東線 東北新幹線 R4 JR東北本線 R346 高城川水系流域(鶴田川) 三陸縦貫 南川ダム 自動車道 R45 JR仙石線 凡 例 ■ 基準地点(治水・利水) 主要地点 石巻湾

# 平成6年8月渴水状況写真 『上水:美里町水道取水口』



平成6年8月渇水状況写真 『かんがい:中才揚水機場取水口』



### 平成6年8月渴水状況写真『感恩橋(R346)下流』



ほとんど水が流れていない鳴瀬川 H6.8 撮影 ・感恩橋下流(17.3k 大崎市鹿島台木間塚〜美里町大柳) ・野田橋観測所 0.07m3/s

### 平成6年8月渴水状況写真『木間塚大橋下流』



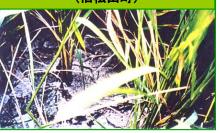
ほとんど水が流れていない鳴瀬川 H6.8.8撮影 ・木間塚大橋下流(14.4k 大崎市鹿島台木間塚〜美里町二郷) ・野田橋観測所 0.16m3/s

# :流域の特徴と課題《鳴瀬川の渇水被害の現状(新聞記事等)

# ●平成6年8月の渇水状況

- ・かんがい用水の不足は鳴瀬川の 中下流部で著しく、番水に加え、 取水施設間で取水時間の制限強 化を実施。
- ・用水を確保するため、ブルド ザによる取水口の開削、砂止め、 揚水ポンプ購入など応急対策を 実施。
- ・渇水対策費用は、大崎市、美里 町などで約25百万円に。 (大崎市、美里町に聞き込み調査)

# ●渇水による水田のひび割れ





●平成6年8月10日 仙北新聞

大崎地方で農業用水不足、深刻化の様相

割れやため池王

水率は二〇%と、平年の に抑えることにしてい - 一日現在、鳴子ダムの

ダムも毎秒〇・

と語っている。 | 資会が八日、古川市の大今夏三回目の鳴瀬川利水 天水が望み

●平成6年8月13日

(木足の影響が出始め、農家の不安は次郷に高まっている。大崎の"水がか"、日の猛暑続き。水稲は順調に生育し、農作の期待が高まっているが、ことに来でコメどころ大崎地方は、一カ月以上も本格的な雨が降っていないのに加え、連コメどころ大崎地方は、一カ月以上も本格的な雨が降っていないのに加え、連コメといる。

している水田も出ていると

ころが多く、 水稲は開花期に入ったと

回っており、このままカラカラ天

# 大崎タイムス

バックホウによる取水口前面の堆積土砂 撤去作業(H6.8 美里町(旧南郷町))

# ②:流域の特徴と課題《自然環境の現状と課題》

### 動植物環境

### 動植物環境

#### (1)河口部

- ・ハマニンニク、ハマナスといった砂丘性植物が見られ、エドハゼなど汽水性の魚類を捕食するウミウ、ミサゴなどが出現するなど、河口部特有の生物相を形成。
- (2) 背割堤区間
- ・河口から1km~10kmの背割堤防は鳴瀬川・吉田川の大きな特徴で、この区間の環境は、植生の多様性が乏しく一年生の草本が大部分を占め、鳴瀬川と吉田川に囲まれて閉鎖された区間であることからも、両生類・爬虫類・哺乳類等の生息密度が薄い地区。
- (3) 背割堤より上流の鳴瀬川
- ・水の流れの緩やかな深い箇所はハクチョウ、カルガモ、マガモなど冬鳥の越冬場所として利用。

#### 鳴瀬川の注目すべき動植物

	魚類	スナヤツメ、タナゴ、ギバチ、メダカ、エドハゼ
	底生動物	モノアラガイ、アオモンイトトンボ、アオサナエ、キイロヤマトンボ、ナゴヤサナエ、ミヤマサナエ、ダ ビドサナエ、イトアメンボ、コオイムシ、オオコオイムシ、ゲンジボタル、キベリマメゲンゴロウ
	植物	ホソバイヌタデ、ヤナギヌカボ、ヌカボタデ、ノダイオウ、ヒメバイカモ、タコノアシ、ハマナス、テリ ハノイバラ、スズメノエンドウ、ゴマノハグサ、オオアブノメ、ミズアオイ、ミクリ、ナガエミクリ、オ オクグ、ニイガタガヤツリ、コツブヌマハリイ、ツルアブラガヤ、ハマボウフウ
	鳥類	チュウサギ、マガン、ヒシクイ、ミサゴ、オオタカ、ハイタカ、チュウヒ、ハヤブサ、コジュリン
特定種	陸生昆虫類	アオモンイトトンボ、ヒヌマイトトンボ、モイワサナエ、チョウトンボ、ハマベハサミムシ、オオハサミムシ、コオイムシ、ウラギンシジミ、アサマイチモンジ、オオムラサキ、ジャコウアゲハ、オオヒカゲ、ヒトスジオオメイガ、モンホソバスズメ、カバイロキョトウ、コモンツチバチ、オオモンツチバチ、ニッポンハナダカバチ、アオゲロヒラタゴミムシ、アオバネホソクビゴミムン、アカガネオサムシ、アカケシガムシ、アシミソナガゴミムシ、オオルリハムシ、キアシマルガタゴミムシ、オベリアオゴミムシ、オイルリハムシ、キアシマルガタゴミムン、キベリアオゴミムシ、キベリカワベハネカクシ、キボシアオゴミムシ、キボシカミキリ、キンナガゴミムン、コエンマムシ、ジュウロクワベトネカクシ、ナガマルガタゴミムシ、ナガマルガタゴミムシ、ナカマルゴミージ・デントウ、セアカオナムシ、チラントナイゴミムシ、チョウセンマルとビゴミムシ、ツマキミズギワゴミムシ、ナガマルガタゴミムシ、フタボシテビゴミムシ、オロコガネ、ニセクロゴモクムシ、ヒラタイキイロチビゴミムシ、ヒロムキナガゴミムシ、フタボンチビゴミムシ、エッハンミョウ、ヤマトクロヒラタゴミムシ、ヨツモンカタキバゴミムシ、ヨツモンコミズギワゴミムシ
	両/爬/哺	ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル
注	哺乳類	タヌキ、キツネ、イタチ、アカネズミ、アズマモグラ
種	鳥類	ウミウ、カルガモ、ダイサギ、アオサギ、オオハクチョウ
代	魚類	ニゴイ、ウグイ、アユ、ボラ、ギンブナ、オイカワ
表種	鳥類	ウミネコ、カワウ、オオヨシキリ、コハクチョウ、ハシボソガラス

#### 出典:「河川水辺の国勢調査」

- 天然記念物指定種(国、県)、「種の保存法」指定種、レッドデータブック(環境省)記載種、宮城県レッドデータブック

注目種:河川の状況を表す種(水鳥)及び補食上位種(哺乳類)

代表種:確認個体数が多い種

※ [特定種の選定規集]

#### 外来種

- ・ 平成14年(哺乳類、両生類、爬虫類)・15年(魚類)・17年(植物)の河川水辺の国勢調査では、 特定外来生物であるオオクチバス、ウシガエル、アレチウリ、オオハンゴンソウが確認されており、在来種への影響が懸念される。
- ・ そのため、鳴瀬川在来の動植物を保全するため、外来種の拡大対策を総合的に進める必要がある。



ウシガエル







### 水 質

- ・鳴瀬川は筒砂子川合流点より上流(流入する支川を含む)がAA類型、筒砂子川合流点から旧鹿島台水道 取水口まで(流入する支川を含む)がA類型、旧鹿島台上水道取水口より下流がB類型となっている。
- ・鳴瀬川の水質については、水の汚れを代表的に判断できるBOD(75%値)は環境基準を概ね満足しており、 今後も水質の保全に努める必要がある。



水系名	水 域 の 範 囲	該当 類型	達成期間	告 示 年月日
鳴瀬川	鳴瀬川上流 (簡砂子川合流点より上流 (流入する支川を含む。 ただし、漆沢ダム全域に係る部分を除く))	AA	1	\$47.4.28
Ī	鳴瀬川中流(筒砂子川合流点より大崎市鹿島台木間塚地内大崎 市上水道取水地点まで(流入する支川を含む。))	Α	1	"
	鳴瀬川下流 (大崎市鹿島台木間塚地内大崎市上水道取水地点よ り下流)	В	1	"
	吉田川上流(魚板橋より上流(流入する支川を含む。ただし、 南川ダム全域に係る部分を除く。))	A	1	S48. 5. 29
	吉田川下流(魚板橋より下流(流入する支川を含む。))	В		"

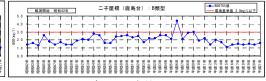
※達成期間:「イ」直ちに達成 「ロ」5年以内で達成

類型	pН	BOD	SS	D0	大腸菌群数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/Q以上	50MPN/100ml以下
Α	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/Q以上	1,000MPN/100ml以下
В	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/Q以上	5,000MPN/100ml以下

鳴瀬川水質環境基準







吉田川の水質 (BOD) ※昭和42年から観測開始

# 景観

- 特徴的な景観としては、先ず船形連峰が挙げられる。
- ・県立自然公園船形連峰は、船形山を主峰として、前船 形山、蛇ヶ岳、三峰山、後白髪山、泉ヶ岳などの群峰 を有する広大な山岳公園。
- ・多くの山々が織りなす、すぐれた山岳景観に加えて 鏡ヶ池、鈴沼、桑沼、白沼などの湖沼や渓谷、色麻の 大滝、薬莱山や七ツ森の火山岩頭など、変化に富んだ 特色ある風景地がたくさん見られる。
- ハイマツ低木林、亜高山性落葉広葉低木林、 ブナ低木林、ブナ林などの原生的な自然が残されており、豊富な植物を育む。
- 鳴瀬川流域は、約240km2にも及ぶ我が国有数の広大な 穀倉地帯を有しており、いわゆる田園風景が広 がる特徴的な景観を呈す。
- ・ 今後も、これらの豊かな河川・水辺環境を保全していく必要がある。

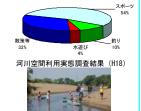


3県立自然公園船形連峰を 鳴瀬川と大崎平野 代表する船形山

# 河川利用と地域連携

### 河川利用

・釣りやスポーツ、レ クリエーション 活動 等のレジャー活動 など、多様な形態鳴 瀬川の姿で、後世 に継承して、く必要 がある。



水辺の楽校にて カヌーのイベント (2005/4/2)

#### 地域連携

- ・鳴瀬川の有するレクリエーション 空間としての機能を拡大し、河川 周辺地域との一体的な活用を図る。
- ・このため、鳴瀬川及びその支川を 軸として河川周辺に存在する歴 史・文化的施設や公園・緑地等を 有機的に連携し、変化に富んだ河 川景観。多様に自然と歴史等に親 しまれる水辺のネットワーク整備を 国、県、市町村と地域が連携しな がら、流域一体となって進める。



水生生物調査 【吉田川上流部】



水生生物調査 【下伊場野水辺の楽校】

# ③:水系の計画の概要《河川整備基本方針『平成18年2月14日策定』》

### 流域及び河川の概要

- ■鳴瀬川流域の平均的な年降水量 は平野部で1,000mm~1,200mmの 間にあるが、奥羽山脈の東斜面で は、2,000mmを超えている。
- ■上流部は1/100~1/500と急勾配 であるが、平地部において本川は 1/2.500~1/5.000と急に緩やかな 勾配となる。
- ■鳴瀬川と吉田川の合流付近は、 かつて品井沼が広がっていたが、 藩政時代より品井沼干拓事業が 進められた結果、現在では県下有 数の穀倉地帯となっている。
- ■品井沼干拓事業においては、品 井沼の水を直接太平洋へ流すた めの元禄潜穴や明治潜穴をはじ め、吉田川を品井沼から切り離す ための幡谷サイフォンの建設など 古くから治水対策が行われた。

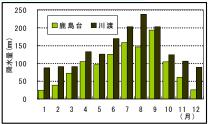
流域及びはん濫域の諸元

流域面積(集水面積): 1,130 km<sup>2</sup> 幹川流路延長 89 km

想定はん濫区域内人口:約16万人

# 流域図 -500 at 1 000 s 古川市 鳴瀬川流域 東北本線 鹿島台町 大和町

#### 降雨特性(月別平年降水量)



# 【原始河川】 幡谷サイフォン 鹿島台町

元禄潜穴

品井沼と幡谷サイフォンの歴史

# ■原始河川

品井沼周辺は洪水被害が頻発

■江戸時代(元禄の工事) 品井沼の水を松島湾への排水工事 を実施し、新田を開発

■明治時代 明治潜穴により洪水被害を軽減

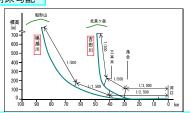
■大正~昭和初期 サイフォンで鶴田川を別流域

幡谷サイフォン横断図 200m

■昭和以降 背割堤

鳴瀬川から吉田川への逆流防止 のため背割堤を建設

#### 河床勾配



# 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

■新たな水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、水道用水及び農業用水の安定供 給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。

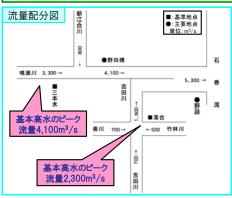
明治潜穴

【昭和以降】

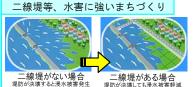
- ■鳴瀬川中流堰下流地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、9月から4月は概ね4m3/s、5月から8月 は概ね2m³/sとする。
- ■吉田川落合地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、9月から3月は概ね1m3/s、4月から8月は概ね 1.5m<sup>3</sup>/sとする。

### 災害の発生の防止又は軽減

■工事実施基本計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量確率データによる確率 からの検証、既往洪水による検証の結果を総合的に検討し、河川整備基本方針においても工事実施基 本計画と同様に基本高水のピーク流量を鳴瀬川の基準地点 三本木で4,100m3/s、吉田川の基準地点 落合で2.300m3/sと設定。



- ●堤防の新設、拡築及び河道掘削を行い、河積を増 大させ、水衝部等には護岸等を整備。
- ●今後30年間に99%の確率で発生すると予想されて いる宮城県沖地震に備え、地震・津波防災を図るた め、堤防耐震対策等を講ずるとともに、復旧資機材 の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目 的とする防災拠点等の整備を行う。
- 計画規模を上回る洪水及び整備途中段階での施設 能力以上の洪水が発生し、はん濫した場合において も、被害をできるだけ軽減できるよう、二線堤等、水 害に強いまちづくりに必要な対策を実施。
- ●新江合川の整備にあたっては、本川下流部の整備 の進捗を十分踏まえて実施する。
- ●基本高水流量と計画高水流量の差分については、 流域内の洪水調節施設により洪水調節を行う。













# 河川環境の整備と保全

- ■上流部のアユ、ウグイ等の産卵場の保全に極力努める。下流部では、ヤナギ類の中低木やアシなどが繁茂 し、冬期にはハクチョウ等が多数飛来する生息・生育環境と治水との調和に努める。
- ■河口部においては、砂丘性植物群落やエドハゼ、ウミウの生息・生育等、特有の生物相を形成する環境の保 全を図る。なお、改変を伴う箇所にあたっては、生息地・生育地の復元に努める。
- ■人と河川との豊かなふれあいの確保については、洪水防御のために心血を注いだ先人の治水の歴史と敬水 の精神や河川利用の歴史を後世に継承するよう努める。
- ■水質については、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら監視、保 全に努める。







ハクチョウの飛来状況(河口から15km周辺) 河口部から上流を望む

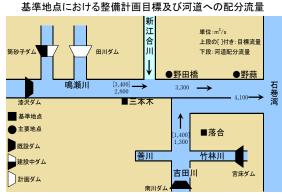
幡谷サイフォン(河口から13.6km)

# ③:水系の計画の概要《河川整備計画『国:平成19年8月3日策定、県:平成20年1月19日策定』》

### 河川整備計画の目標

『戦後の代表洪水である昭和22年9月洪水と同規模の洪水が発生しても、外水はん濫による床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても浸水被害の軽減に努める』ことを整備の目標とする。

- ◆戦後最大規模の洪水への対応
- 〇 適切な河川の維持管理
- 〇 堤防整備及び河道掘削
- 〇 田川ダム及び洪水導水路の建設
- 〇 筒砂子ダムの建設
- ◆超過洪水への対応
- 水害に強いまちづくり事業の推進
- ◆内水被害への対応
- 排水機場の効率的運用、 排水ポンプ車の拡充・活用
- ◆大規模地震等への対応
- 河川管理施設について必要な 対策の実施
- ◆危機管理体制の強化
- 市町村へのハザードマップ作成支援
- O 防災情報の共有・提供等の推進
- ◆維持管理
- 〇 河川管理施設の状況把握
- 〇 状態に応じた評価・改善



河川名	地点名	地先名等	河道の目標流量
	三本木	大崎市三本木	$2,800 \text{m}^3/\text{s}$
鳴瀬川	野田橋	大崎市松山	$3,300 \text{m}^3/\text{s}$
	野蒜	東松島市野蒜	4, 100m³/s
吉田川落合		大和町落合	1, 300m³/s



#### ■ 水害に強いまちづくり事業の推進

- 昭和61年8月洪水を契機として「水害に強いまちづくり事業」のモデル地区に指定。
   洪水により河川がはん濫した場合、はん濫の拡大を最小限にとどめるため、国(二線堤・水防災拠点)・県(国道346号バイバス)地元自治体(土地利用の規制、洪水被害に対する教済制度、避難路)が連携し、総合的に整備を実施。
- 1)二線堤

洪水により河川がはん濫した場合、はん濫の拡大を最小限にとどめると共に緊急時における教援、復旧活動等が迅速にできるよう、二線堤(管理用道路)を設置する。 2)水防災物点

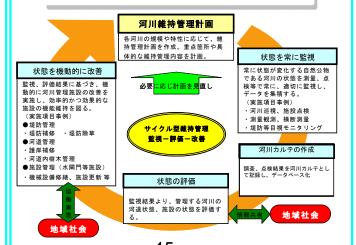
災害時の救助や復旧などの活動を迅速、確実に行うためのヘリポートや船着場など、緊急避難地と併せて整備を行う。また、平常時には地域住民の憩いの場として活用できるような環境整備を行う。



#### ■ 河川維持管理の基本的な方針

・維持管理の実施にあたっては、鳴瀬川の河川特性を踏まえ、河川管理上の重点箇所や実施内容など、具体的な維持管理の計画を作成するとともに、河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効率的・効果的に実施。また、河川は常に変化する自然公物であるため、状態把握を確実に実施し、その結果を河川カルテとして配録・保存し、河川管理の基礎データとして活用。

#### サイクル型維持管理のイメージ



#### ■ 鳴瀬川総合開発・ 筒砂子ダム

#### 田川ダム+洪水導水路



【ダムの目的】 洪水調節 流水の正常な機能の維持 かんがい用水の補給 水道用水の供給

	ダム形式	中央コア型ロックフィルダム		
	ダム高	85m		
	堤体積	2, 400∓m3		
	流域面積	24.8km2、(間接流域9.0km2含む)		
	湛水面積	0.7km2		
	総貯水量	1,450万m3		

#### 筒砂子ダム



【ダムの目的】 洪水調節 流水の正常な機能の維持 かんがい用水の補給

ダム型式	中央コア	型ロックフィルダム
ダム高	98	m
堤体積	3, 620	∓m₃
流域面積	42. 4	km2
湛水面積		
総貯水量	3, 090	万m3

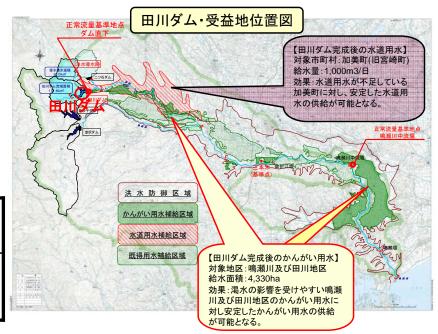
# 検証対象ダムの概要《鳴瀬川総合開発事業(田川ダム及び洪水導水路)》

# 鳴瀬川総合開発の目的

鳴瀬川沿川の洪水被害の軽減、水需要への対応や渇水被害の軽減を図 るため、加美郡加美町宮崎地先に、洪水調節、上水道、かんがい用水の補 給、流水の正常な機能の維持を目的に田川ダム及び洪水導水路を計画して いる。

# 田川ダムの諸元

施設名	ダム形式	ダム高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水容量 (千m3)	湛水面積 (k㎡)	集水面積 (k㎡)
田川ダム	ロックフィルダム	85.0	380	14,500	0.7	24.8 (間接流域 9.0含む)



# ①洪水調節

田川ダムは田川ダム地点の計画高水流量360m3/s(間接流域を含む) のうち、310m3/sの洪水調節を行う。

# ②流水の正常な機能の維持

下流の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。

# ③かんがい用水の確保

鳴瀬川と田川沿川の 約9.840haの農地のうち 約4.330haの農地に対し、 かんがい用水の補給を 行う。

# ④水道用水の確保

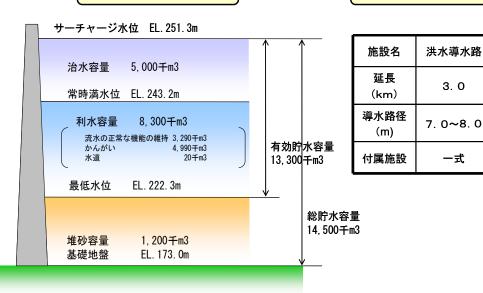
加美町に対し、1日最大 1,000m3の水道用水の取水 を可能にする。

# 貯水池容量配分図

# 洪水導水路諸元

3. 0

一式



※ダム諸元等は実施計画調査の中で検討している事業規模であり、確定しているものではありません。

# 検証対象ダムの概要《筒砂子ダム建設事業》

# 筒砂子ダムの目的

鳴瀬川沿川の洪水被害の軽減、水需要への対応や渇水被害の軽減を図るため、加美郡加美町小野田地先に、洪水調節、かんがい用水の補給、流水の正常な機能の維持を目的に筒砂子ダムを計画している。

# 筒砂子ダムの諸元

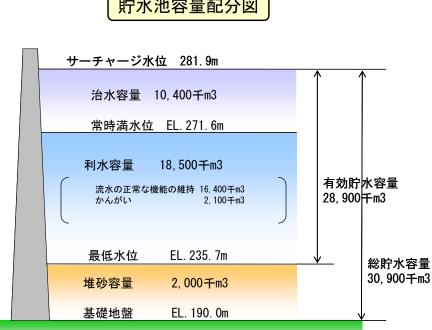
①洪水調節

施設名	ダム形式	ダム高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水容量 (千m3)	湛水面積 (k㎡)	集水面積 (k㎡)
筒砂子ダム	ロックフィルダム	98.0	372	30,900	1.17	42.4

# 。 第一章:"我们就是我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的

筒砂子ダムの建設される地点における計画高水流量650m3/sのうち、570m3/sの洪水調節を行う。

②流水の正常な機能の維持 鳴瀬川沿岸の既得用水の補 給等、流水の正常な機能の維 持と増進を図る。 ③かんがい用水の確保 鳴瀬川地区の約1,900haの農 地に対するかんがい用水の補 給を行う。



【筒砂子ダム完成後のかんがい用水】

効果: 渇水の影響を受けやすい鳴瀬川 地区のかんがい用水に対し安定したか んがい用水の供給が可能となる。

対象地区:鳴瀬川地区 給水面積:1,900ha

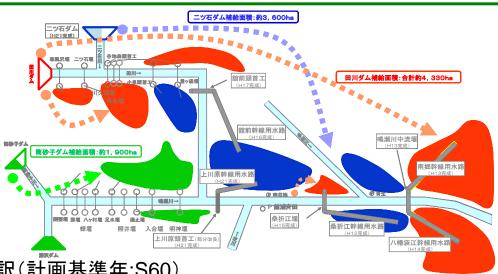
かんがい用水補給区域

筒砂子ダム・受益地位置図

# 検証対象ダムの概要《利水計画概要(かんがい)》

# かんがい用水の確保(田川ダム、筒砂子ダム)

- ・鳴瀬川地区の水利用計画は、既得用水の補給を既設の漆沢ダム、 計画の筒砂子ダム、田川ダムで行うとともに、新規用水を筒砂子ダ ム、田川ダム、二ツ石ダム(利水専用)で確保する計画。
- ・筒砂子ダムは、田川合流点までの鳴瀬川上流部について不足す る量を補給。
- ・田川ダムは、田川及び鳴瀬川合流点より下流の鳴瀬川本川につ いて、二ツ石ダムとあわせて、不足する量をそれぞれ補給。
- ・なお、二ツ石ダムは、国営かんがい排水事業鳴瀬川地区において 建設され、平成21年度に完成し供用中。



# 取水堰別水源内訳(計画基準年:S60)

共雨歩訊夕	既 <sup>;</sup>	得取水量(m3	/s)	新	規取水量(m3	/s)	筒砂-	子ダム	田川	ダム	ニツマ	ダム
計画施設名	代かき期(5/10)	普通期(8/2半旬)	非かんがい期	代かき期(5/10)	普通期(8/2半旬)	非かんがい期	既得(%)	新規(%)	既得(%)	新規(%)	既得(%)	新規(%)
開墾堰	0.171	0.114	0.000	0.094	0.090	0.000	100	100				
原堰	2.320	2.250	0.250	0.631	0.000	0.000	100	100				
蝉堰	0.000	0.742	0.116	0.977	0.000	0.000	100	100				
八ケ村堰	0.940	0.758	0.096	0.031	0.000	0.000	100	100				
足水堰	0.720	0.720	0.113	0.485	0.225	0.000	100	100				
照井堰	0.027	0.018	0.000	0.009	0.011	0.000	100	100				
掃止堰	0.991	0.779	0.118	0.000	0.000	0.000	100	100				
入合堰	0.102	0.066	0.000	0.049	0.049	0.000	100	100				
明神堰	0.323	0.253	0.000	0.189	0.135	0.000	100	100				
寒風沢堰	0.000	0.023	0.010	0.051	0.016	0.002			100	100		
二ツ石堰	0.000	0.269	0.142	0.991	0.469	0.000			100	100		
川久保堰	0.000	0.045	0.000	0.062	0.000	0.021			100	100		
落合堰	0.000	0.018	0.000	0.045	0.015	0.000			100	100		
谷地森堰	0.395	0.377	0.135	0.454	0.272	0.000			100	100		
小泉堰	0.172	0.172	0.000	0.110	0.045	0.000			100			100
君ヶ袋堰	0.473	0.396	0.135	0.166	0.099	0.000			100			100
舘前堰	1.372	1.017	0.559	0.565	0.342	0.000			100			100
上川原堰	3.119	2.278	0.813	1.482	1.210	0.000			100			100
舘浦斉田揚水機	0.150	0.100	0.000	0.040	0.045	0.000			100	100		
南谷地揚水機	0.513	0.381	0.000	0.000	0.000	0.000			100	100		
桑折江堰	1.310	0.893	0.355	3.219	2.502	0.244			100			100
青生江揚水機	0.766	0.561	0.100	0.244	0.212	0.000			100			100
鳴瀬川中流堰右岸	1.200	0.800	0.200	2.190	1.346	0.399			100	100		
鳴瀬川中流堰左岸	3.948	2.593	0.404	5.325	2.645 18	0.629			100	100		

# 検証対象ダムの概要《利水計画概要(かんがい)》

# ●事業調整の経緯

鳴瀬川沿岸のかんがい計画では、その水源を既設漆沢ダム及び計画中の筒砂子ダムの他、二ツ石ダム、寒風沢ダムを新設することとしていたが、同時期に治水計画でも寒風沢ダム付近に田川ダムの建設を検討していた。

その後、治水・利水事業間で事業調整を重ねた結果、二ツ石ダムは利水ダムとして「かんがい排水事業」で建設することとし、田川ダムは多目的ダムとして「治水事業」で建設することとなった。

また、鳴瀬川下流頭首工及び桑折江頭首工建設計画についても、治水事業で計画していた鳴瀬川中流堰及び桑折江堰建設計画と競合することから、事業調整を図り共同事業(兼用工作物)として建設することとした。

# ●治水・利水事業に関する事業調整経緯

- ◆S59~S62:かんがい事業地区調査 ◆S62~H2:かんがい事業計画(案)策定 ◆H3:計画概要の地元説明 ◆H3: かんがい事業計画 確定 ◆H3:かんがい事業 着 エ ◇H9:河川協議 ◆H9: 二ツ石ダム本体着工 ◆共同事業基本協定 ◆H10~H13:鳴瀬川下流頭首工 ◆H11~H15:桑折江頭首工 ◇H20:河川協議 (豊水水利) ◆H21:かんがい事業 完了
  - ・水源計画:漆沢ダム(県:既設)、筒砂子ダム(県:新設)ニツ石ダム(農:新設)、寒風沢ダム(農:新設)
  - 水源計画の事業調整
  - H元.12.6 筒砂子ダムの建設に関する基本協定
  - ・H2年 田川ダムを県補助多目的ダムから建設省 特定多目的ダムに移行
  - ・かんがい事業計画を地元農家への説明(県・促進協議会) (農政側:水源計画等について地元説明)
  - ·H4年度 鳴瀬川総合開発事業(国) 実施計画調査に着手
  - ·H9.8.18 水利使用規則の同意
  - ・H15.3.6 筒砂子ダムの建設に関する基本協定の変更 (筒砂子ダム建設事業費の変更による変更)
  - ·可動堰・頭首工の工事基本協定締結(負担割合 50:50) 鳴瀬川下流頭首工(施工:国交省):H14〜供用開始 桑折江頭首工(施工:農水省):H16〜供用開始
  - ・H20.2.20 鳴瀬下流頭首工の水利使用規則の同意 (豊水水利:「水利用実証調査用水」として同意)
  - ・H20.4 二ツ石ダム(農) 供用開始

# ●各ダムの概要









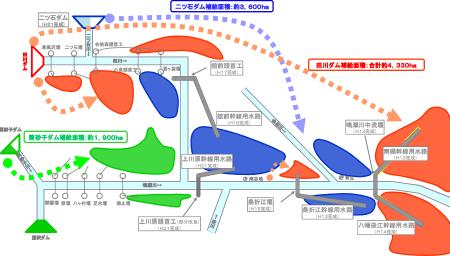


宮城県(土木)施工

宮城県(土木)施工

東北地方整備局計画

東北農政局施工







共同施設(東北農政局施工)

共同施設(東北地方整備局施工)

# 検証対象ダムの概要《利水計画概要(水道)》

# 水道用水の確保(田川ダム)

- ・旧宮崎町(現加美町:H15.4中新田町・小野田町・宮崎町が合併)の水道水源は、ビングシ沢(表流水)に依存しており、鳴瀬川総合開発事業の実施に伴い、水源の一部を田川ダムに依存し、安定水源への転換を予定。
- ・平成15年度に、旧中新田町、旧宮崎町、旧小野田町の3町合併により加美町が誕生。これにより、各町の水道事業を統合するに当たり「加美町水道事業基本計画」 を策定。

# 水道事業の経緯

旧宮崎町の水道については、昭和46年頃から水源等の調査が実施され、昭和49年度より3ヵ年をかけ施設整備を実施し、昭和51年度の供用開始となった。現在は、平成15年度に策定された「加美町水道事業基本計画」において、目標年度を平成30年度とし計画給水人口、計画給水量等を決定しているが、水源については、旧宮崎町は表流水に依存しており、鳴瀬川総合開発事業の実施に伴い、水源の一部を田川ダムに依存し、安定水源への転換を予定している。





### 給水区別計画給水人口及び給水量

地区名中新田地区	給水区名 館山給水区 多田川給水区 計	計画給水人口 人 13,360 1,140 14,500	計画 1 日最大給水量 m3/s 6,450 550 7,000	計画1人1日最大給水量 12/人/日 483 482 483
小野田地区	東部給水区麓山給水区漆沢給水区計	2,850 3,740 210 6,800	1,410 1,210 80 2,700	495 324 381 397
宮崎地区	西部給水区 東部給水区 北部給水区 麓給水区 計	800 3,380 300 1,220 5,700	300 1,590 200 630 2,720	375 470 667 516 477
合 計		27,000	12,420	460

### 計画給水量及び計画取水量

地区名	給水区名	計画給水人口	計画1日最大給水量 m3/s	計画1人1日最大給 水量
中新田地区	館山給水区	13,360	6,450	483
	多田川給水区	1,140	550	482
	計	14,500	7,000	483
小野田地区	東部給水区	2,850	1,410	495
	麓山給水区	3,740	1,210	324
	漆沢給水区	210	80	381
	計	6,800	2,700	397
宮崎地区	西部給水区	800	300	375
	東部給水区	3,380	1,590	470
	北部給水区	300	200	667
	麓給水区	1,220	630	516
	計	5,700	2,720	477
合 計		27,000	12,420	460

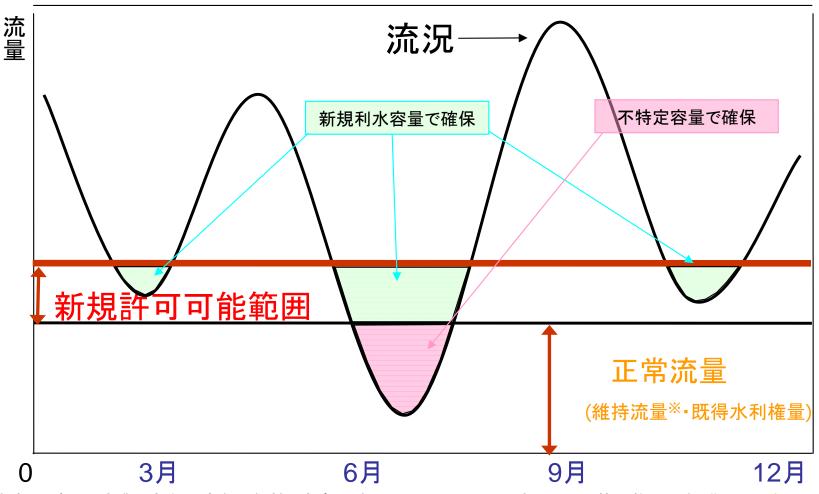
※出典 加美町提供「平成15年 加美町水道事業基本計画」

# 検証対象ダムの概要《流水の正常な機能の維持に必要な容量の必要性》

# 多目的ダムにおいて流水の正常な機能の維持で確保した容量はどの部分を補給しているのか

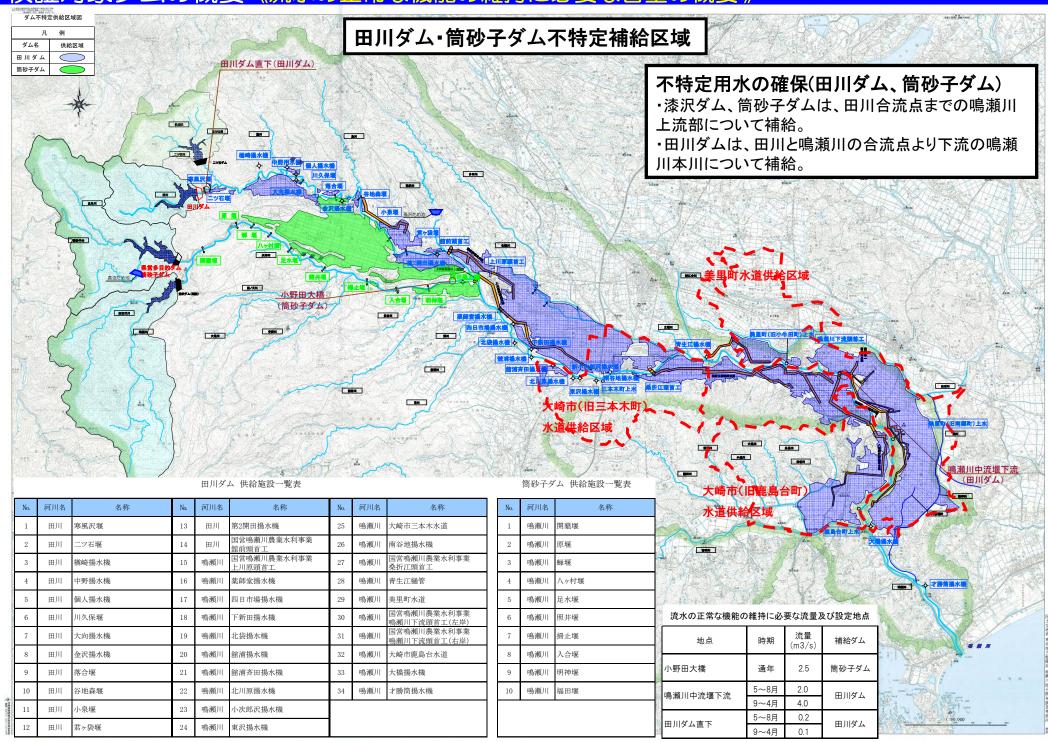
- ◆ダムを建設して新たな取水を行う場合は、水量が不足する時期に、不足分をダムから補給する計画。
- ◆不足分は、新規利水として必要な水量だけではなく、「河川の維持流量の確保」「水利権許可を行っている立場から、すでに許可している水利権に関わる必要水量の確保」・・・正常流量の観点からも行う必要があり、河川管理者が流水の正常な機能の維持に必要な容量(不特定容量)としてダムに確保している。

# 「基準地点における流量の変化とダム補給の概念図」



※維持流量: 舟運、漁業、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉ぞくの防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況の観点から必要とする流量

# 検証対象ダムの概要《流水の正常な機能の維持に必要な容量の概要》

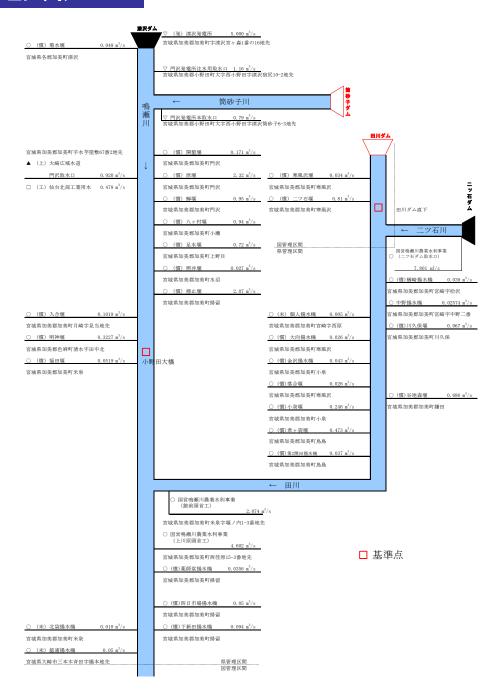


# 検証対象ダムの概要《既得利水の状況》

# 許可水利権と取水量(鳴瀬川本川漆沢ダム~県管理区間)

# 水利権一覧表(鳴瀬川本川漆沢ダム~県管理区間)

No.	河川名	名称	左右岸	許可	水利目的		取水量	(m3/s)		水利権最大
				種別		苗代期	代かき期	普通期	非灌溉期	取水量
1	鳴瀬川	漆沢発電所	左右	許可	発電		5.00			5.0000
2	鳴瀬川	菊水堰	右	慣行	かんがい	5/1~5/15 0.0290	5/15~5/29 0.0490	5/30~9/10 0.0290		0.0490
3	鳴瀬川	門沢発電所 注水用取水口	左	許可	発電		1.16	600		1.1600
4	简砂子川	門沢発電所本取水口	左	許可	発電		0.79	900		0.7900
5	鳴瀬川	開墾堰	左	慣行	かんがい	5/1~5/4 0.1140	5/5~5/24 0.1710	5/25~9/10 0.1140		0.1710
6	鳴瀬川	大崎広域水道 門沢取水口	右	許可	水道	0.1110	0.93			0.9200
7	鳴瀬川	仙台北部工業用水道	右	許可	発電		0.4			0.4780
8	鳴瀬川	原堰	左	慣行	かんがい	5/1~5/4 2.3200	5/5~5/24 2,3200	5/25~9/10 2.3200		2.3200
9	鳴瀬川	蝉堰	左	慣行	かんがい 防災	5/20~5/24 0.9500	5/25~6/3 0.9500	6/4~9上旬 0.9500		0.9500
10	鳴瀬川	八ヶ村堰	左	慣行	かんがい	5/1~5/4 0.9400	5/5~5/24 0.9400	5/25~9/10		0.9400
11	鳴瀬川	足水堰	左	慣行	かんがい	5/1~5/4	5/5~5/24	0.9400 5/25~9/10		0.7200
12	鳴瀬川	照井堰	左	慣行	かんがい	0.7200 5/1~5/4	0.7200 5/5~5/19	$0.7200$ $5/20 \sim 9/10$		0.0270
13	鳴瀬川	掃止堰	左	慣行	かんがい	0.0180 5/1~5/4	0.0270 5/5~5/24	0.0180 5/25~9/10		2.0700
14	鳴瀬川	入合堰	右	慣行	かんがい	2.0700 4/10~5/9	2.0700 5/10~5/19	2.0700 5/20~9/15		0.1019
15	鳴瀬川	明神堰	右	慣行	かんがい	0.0662 3下旬~5/9	0.1019 5/10~5/29	0.0662 5/25~9/10		0.3227
					防災	0.2525	0.3227 不明	0.2525 不明		
16	鳴瀬川	福田堰 国営鳴瀬川農業水利事業	右	慣行	かんがい		0.0519 4/26~5/10	0.0284 5/11~9/5	9/6~4/25	0.0519
17	二ツ石川	二ツ石ダム取水口	左右	許可	かんがい	6/1~6/6	7.8100 6/7~6/13	3.7120 6/14~9/10	0.2430 9/11~5/31	7.8100
18	田川	寒風沢堰	右	慣行	かんがい	0.0230	0.0340 5/20~6/3	0.0230 6/4~9/10	0.0100	0.0340
19	田川	二ツ石堰	右	慣行	かんがい		0.8100	0.8100	9/11~5/19 0.3400	0.8100
20	田川	楢崎揚水機	左	慣行	かんがい		不明 0.0390	不明 0.0230		0.0390
21	田川	中野揚水機	左	許可	かんがい		5/21~6/4 0.0257	6/5~9/10 0.0174		0.0257
22	田川	個人揚水機	右	未	かんがい		不明 0.0040	不明 0.0050		0.0050
23	田川	川久保堰	左	慣行	かんがい		5/20~5/29 0.0670	5/30~9/10 0.0470		0.0670
24	田川	大向揚水機	右	慣行	かんがい		不明 0.0260	不明 0.0110		0.0260
25	田川	金沢揚水機	右	慣行	かんがい		不明 0.0430	不明 0.0270		0.0430
26	田川	落合堰	右	慣行	かんがい	5/15~5/17 0.0180	5/18~5/24 0.0260	5/25~9/10 0.0180		0.0260
27	田川	谷地森堰	左	慣行	かんがい	5/10~5/14 0.3380	5/15~5/31 0.6860	5/25~9/10 0.2525	9/11~5/9 0.1500	0.6860
28	田川	小泉堰	右	慣行	かんがい	3/15~5/14 0.1720	5/15~5/24 0.2460	5/25~9/10 0.1720	0.1000	0.2460
29	田川	君ヶ袋堰	右	慣行	かんがい	3/15~5/9 0.3960	5/10~5/24 0.4730	5/25~9/20 0.3960	9/21~3/14 0.1400	0.4730
30	田川	第2開田揚水機	右	慣行	かんがい	0.3300	不明 0.0370	不明 0.0260	0.1100	0.0370
31	田川	国営鳴瀬川農業水利事業	左	許可	かんがい		4/26~5/10	5/11~9/5	9/6~4/25	2.0740
32	鳴瀬川	館前頭首工 国営鳴瀬川農業水利事業	左	許可	かんがい		2.0740 4/26~5/10	1.4590 5/11~9/5	0.5990 9/6~4/25	4.6020
33	鳴瀬川	上川原頭首工 薬師堂揚水機	左	慣行	かんがい		4.6020 不明	3.5020 不明	0.8130	0.0356
34	鳴瀬川	四日市場揚水機	左	慣行	かんがい		0.0356 不明	0.0259 不明		0.0500
35	鳴瀬川	下新田揚水機	左	慣行	かんがい		0.0500 不明	0.0310 不明		0.0940
36	鳴瀬川	北袋揚水機	右	未	かんがい		0.0940 不明	0.0700 不明		0.0180
37	鳴瀬川	館浦揚水機	右	未	かんがい		0.0170 不明	0.0180 不明		0.0500
91	Till Miller	四 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	17	^	13-7U/3-V 1		0.0500	0.0420		23

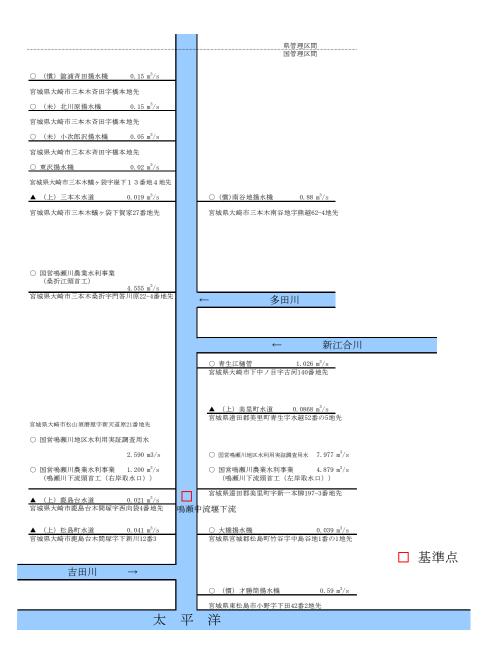


# 許可水利権と取水量 (鳴瀬川本川 国管理区間~河口)

# 水利権一覧表(鳴瀬川本川 国管理区間~河口)

No.	河川名	名称	左右岸	距離	許可	水利目的			(m3/s)		水利権最大
110.	197994	40.40	工有开	मान्यस्य	種別	200101010	苗代期	代かき期	普通期	非灌漑期	取水量
1	鳴瀬川	舘浦斉田揚水機	右		慣行	かんがい		5/10~5/20	5/21~8/31		0.1500
								0.1500 不明	0.1000 5/6~8/29		
2	鳴瀬川	北川原揚水機	右		未	かんがい		0.0150	0.0150		0.0150
3	鳴瀬川	小次郎沢揚水機	右		未	かんがい		不明	不明		0.0090
Ů	7/4J KDR7 * I	1 DCAP CESTION	711		//	13 7013 4		0.0090	0.0090		0.0030
4	鳴瀬川	東沢揚水機	右		許可	かんがい		5/1~5/5 0.0200	5/6~8/31 0.1000		0.1000
	de stor con					1.335		0.0200	0.1000		
5	鳴瀬川	大崎市三本木水道	右		許可	水道		0.0	190		0.0190
6	鳴瀬川	南谷地揚水機	左		慣行	かんがい		4/20~5/31	6/1~9/10		0.8800
Ů	7/9 P(O/C) - 1				15413	70 70 70		0.8800	0.8800	0/0 1/0=	0.0000
7	鳴瀬川	国営鳴瀬川農業水利事業 桑折江頭首工	左		許可	かんがい		4/26~5/10 4.5550	5/11~9/5 3.4230	9/6~4/25 0.5990	4.5550
	and Martini					1 1 12		4/26~5/10	5/11~9/5	9/6~4/25	
8	鳴瀬川	青生江樋管	左		許可	かんがい		1.0260	0.7860	0.1000	1.0260
9	鳴瀬川	美里町水道	左		許可	水道					0.0868
	79100	国営鳴瀬川農業水利事業					4/10~4/30	0.08 5/1~6/5	6/6~9/10	9/11~4/9	
10	鳴瀬川	鳴瀬川下流頭首工(左岸)	左		許可	かんがい	1.2960	4.8790	3.2380	0.4040	4.8790
	鳴瀬川	国営鳴瀬川農業水利事業	右		許可	かんがい	4/1~5/7	5/8~5/27	5/28~9/10	9/11~3/31	1.2000
11	特限川	鳴瀬川下流頭首工(右岸)	力		計刊	//シャン//シャ ・	0.8000	1.2000	0.8000	0.2000	1.2000
12	鳴瀬川	国営鳴瀬川地区実証調査用水	左右		許可	かんがい	4/26~4/30	5/1~5/10	5/11~6/5	6/6~9/5	7.9770
		鳴瀬川下流頭首工(左岸) 国営鳴瀬川地区実証調査用水					7.977 4/26~5/7	4.3940 5/8~5/10	0.3590 5/11~5/27	2.0000 5/28~9/5	
13	鳴瀬川	鳴瀬川下流頭首工(右岸)	左右		許可	かんがい	2.5900	2.1900	0.9460	1.3460	2.5900
14	鳴瀬川		右		許可	水道	2.5500	2.1300	0.5400	1.5400	0.0210
14	特限川	大崎市鹿島台水道	力		計刊	小坦		0.0	210	_	0.0210
15	鳴瀬川	大橋揚水機	左		許可	かんがい		5/1~5/3	5/4~8/31		0.0390
Н								0.0390	0.0390	l	
16	鳴瀬川	松島町水道	右		許可	水道		0.0	410		0.0410
17	鳴瀬川	才勝筒揚水機	左		慣行	かんがい		4/10~4/30	5/1~9/20		0.5900
1	- New York/ 1	-3 ///3 PH 2073 VIX	4		(94.11	N 1010-V		0.5900	0.4000		0.5500

<sup>※</sup> 豊水水利権にて許可(なお、取水の期別は4/26~5/10までが代かき期、5/11~9/5までが普通期となる)



水利使用模式図(鳴瀬川国管理区間)

# 豊水水利権の付与

# 〇新規利水に関連して、かんがい1件(鳴瀬川下流頭首工)に豊水水利権を付与。

許可年月日: H20.2.20(河川法第23条、95条)(以降、1年ごとに協議)

者:農林水産大臣

# ■鳴瀬川下流頭首工

期間区分	4月26日から 4月30日まで	5月 1日から 5月10日まで	5月11日から 6月 5日まで	6月 6日から 9月 5日まで	年間総取水量
鳴瀬川下流 頭首工 (左岸)	7.977m3/s	4.394m3/s	0.359m3/s	2.000m3/s	10,930千m3

期間区分	4月26日から 5月 7日まで	5月 8日から 5月10日まで	5月11日から 5月27日まで	5月28日から 9月 5日まで	年間総取水量
鳴瀬川下流 頭首工 (右岸)	2.590m3/s	2.190m3/s	0.946m3/s	1.346m3/s	9,950 <b>千</b> m3

<u>大崎タイムス</u> H20.3.9

鳴瀬川下流の4土地改良区

○豊水水利権による取水は、取水地点下流基準点等の正常流量が確保され る場合に許可量の範囲内で必要な量を取水できるとしており、正常流量が確 保されていない場合は取水ができない。

### 【豊水取水実績(取水量)】

単位: 千m3

				1 .=- 1			
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
取水量上限	現行	了水利権取 <i>7</i>	水量	現行水利権+豊水水利権取水量			
	38,546	38,546	38,546	38,546	38,546	38,546	
	9,686	9,686	9,686	9,686	9,686	9,686	
	48,232	48,232	48,232	48,232	48,232	48,232	
計画取水量とした場合							
左岸取水量上限①	49,472	49,472	49,472	49,472	49,472	49,472	
右岸取水量上限②	19,635	19,635	19,635	19,635	19,635	19,635	
③全体取水量上限 合計	69,107	69,107	69,107	69,107	69,107	69,107	
左岸取水量実績④	35,328	36,460	36,441	49,435	48,152	46,077	
右岸取水量実績⑤	8,864	8,658	8,640	17,401	16,442	14,270	
⑥全体取水量実績 合計	44,192	45,118	45,081	66,836	64,594	60,347	
左岸取水率% (④÷①)×100	71.4	73.7	73.7	99.9	97.3	93.1	
左岸取水率% (⑤÷②)×100	45.1	44.1	44.0	88.6	83.7	72.7	
全体取水率% (⑥÷③)×100	63.9	65.3	65.2	96.7	93.5	87.3	

### 【豊水取水実績(番水日数)】

単位:日

年度		H19	H20	H21	H22
左岸側番水	代かき期	15	0	0	0
	普通期	23	12	2	0
	小計	38	12	2	0
右岸側番水	代かき期	15	0	0	0
	普通期	65	18	7	10
	小計	80	18	7	10
左右岩番水合計		118	30	9	10

个\_H2Oより豊水水利権付与

# 検証対象ダムの概要《流水の正常な機能の維持の概要》

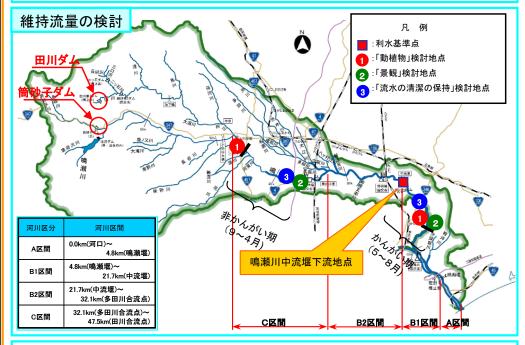
### 鳴瀬川中流堰下流地点

■中流堰下流地点における流水の正常な機能を維持するための必要流量は、かんがい期(5~8月)で概ね2m³/s、非かんがい期(9月~4月)で概ね4m³/sとする。

### 基準地点の設定

基準地点は以下の点を勘案し、鳴瀬川中流堰下流地点とする。

- ① 鳴瀬川筋最大の取水がある直下流の地点
- ② 地域住民にとっても大きな関心がある地点
- ③ 中流堰下流地点のため、低水路が固定されており、安定している。



### ②景観【木間塚大橋上流】:必要流量0.2m³/s

- ・流量規模(3ケース)の異なるフォトモンタージュ 流量小作成
- ・アンケートを実施し、50%の人が満足する流量を設定 ・+=+

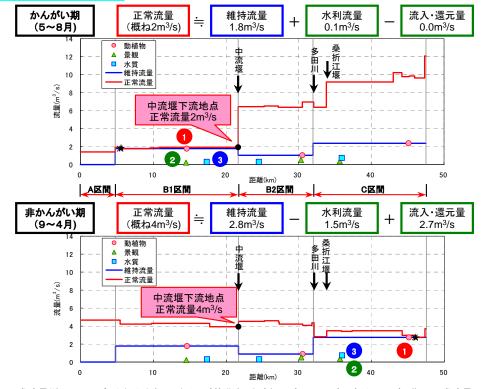




# ③流水の清潔の保持 【三本木橋】: 必要流量0.8m³/s

- ・将来の施設整備後の流出負荷量をもとに河川流量と水質の関係を算出
- ・水質評価基準(環境基準値(BOD)の2倍)を満たすために必要な流量を設定

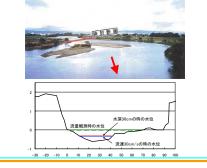
### 正常流量の設定



正常流量縦断図でしばりとなる地点(図中★)が基準点(中流堰下流)より下流にあるかんがい期の正常流量は「維持流量+水利流量-流入・還元量」により求まる。また、しばりとなる地点(図中★)が基準点(中流堰下流)より上流にある非かんがい期の正常流量は「維持流量-水利流量+流入・還元量」により求まる。

### ①動植物の生息地·生育地の状況 【木間塚大橋上流】: 必要流量1.8m³/s

・サクラマス・サケ等の産卵・移動水深30cmを確保するために必要な流量を設定





# 検証対象ダムの概要《流水の正常な機能の維持の概要》

# 田川ダム直下地点

■田川ダム直下地点における必要流量は、かんがい期(5月~9月)で概ねO. 2m³/s、非かんがい期(10月~4月)で概ねO. 1m³/sとする。

### 検討地点の設定

検討地点は以下の点を勘案し、田川の米泉、坂下橋、ダム直下地点とする。

- ① 取水堰の直下で流況の把握が容易な地点(米泉)
- ② 清流公園等があり人目に触れる地点(坂下橋)
- ③ ダム直下の河道状況から、寒風沢地点を田川ダム直下として設定

ダム直下地点

# 維持流量の検討

河川区分	河川区間
A区間	鳴瀬川合流点~
	烏川合流点
B区間	烏川合流点~
	田川ダム

- ■:利水基準点 1:「動植物」検討地点

景観検討地点

②:「流水の清潔の保持」検討地点

# ②景観 【田川ダム地点】:

- ·必要流量0.118m3/s(8月)
- ・河川幅の20%以上の水面幅を確保する ことを最低条件とし、季節と検討箇所の 特性に応じて必要に応じて増量
- ・水面幅/河道幅 20%~40%を満足す る流量を設定







# 正常流量の設定

	非かんがい期(4月)		かんがい期(8月)					
区間及び 弋表地点名	A区間 米泉	B区間 坂下橋	B区間 ダム直下	A区間 米泉	B区間 坂下橋	B区間 ダム直下	備考	
X間別必要流量	1.194	0.520	0.038	1.413	0.430	0.118		
也点間流入量	2.3	312		3.1	58		主要支川流入量 残流域流入量 農水還元率等	
也点間取水量等	1.3	359		2.5	26		水利流量等	
区 A区間	1.194 -	0.241		1.413 -	<b>0.781</b>			
間B区間		0.520			0.430			
代表地点での 区間別必要流量	1.194	0.520		1.413	0.781		.4B 9B2	た仕事! でま
抵監合値 記量(m³/s)	1.194	0.520		1.413	0.781		・4月、8月を代表して表 示している。	
1.5	<b>1</b> 動植物	Ø		<mark>3</mark> 水道	<b>*</b>			大流量となる 検討地点は
1.0	1.194	<b>①</b> 動植	物		1 動植 0.781	物		
0.5		0.520 0.241	1	〈質	0.430	2 景	<b>細</b> べ-	見地点の必要流量を ースに上流地点での 要流量算定した場合
			0.038			0.118		下橋地点の必要流: -スに上流地点での

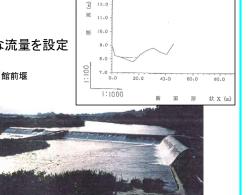
### ①動植物の生息地・生育地の状況

【舘前堰下流】: 必要流量1.194m³/s(4,8月)

・アユ・ウグイ等の産卵・移動水深20~30cm、

必要流速30~40cm/sを確保するために必要な流量を設定





- ③流水の清潔の保持 【米泉地点】:必要流量1.109m³/s(4月)、1.413m³/s(8月)
- ・将来の施設整備後の流出負荷量をもとに河川流量と水質の関係を算出
- ・水質評価基準(環境基準値(BOD)の2倍)を満たすために必要な流量を設定

# 検証対象ダムの概要《流水の正常な機能の維持の概要》

### 小野田大橋地点

■小野田大橋地点における流水の正常な機能を維持するための必要流量は、概ね2.5m³/sとする。

### 検討地点の設定

検討地点は以下の点を勘案し、鳴瀬川の小野田大橋地点とする。

- ① 河川の低水管理を適切に行える地点
- ②河道状況、自然環境等を考慮して、区間を代表する地点

### 維持流量の検討

河川区分	河川区間
A区間	小野田大橋~
	掃留堰(小野田大橋)
B区間	掃留堰~
	水芋橋下流(味ヶ袋橋付近)
C区間	水芋橋下流~
	筒砂子橋(水芋橋付近)
D区間	筒砂子橋上流~
	筒砂子ダム(筒砂子ダム)

凡例

📕 : 利水基準点

1 :「動植物」検討地点

2:「景観」検討地点

3:「流水の清潔の保持」検討地点



### 2 景観

【小野田大橋上流】: 必要流量1.12m³/s ・河川幅の20%の水面幅(W/B=20%)を 最低限確保することを基本とした。

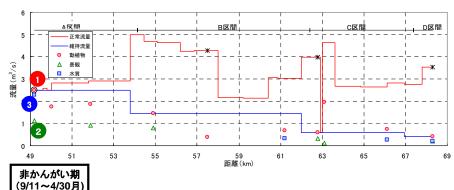


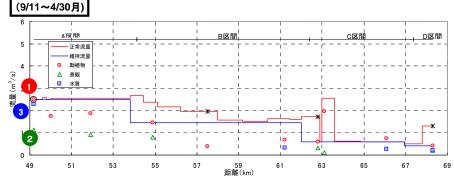
### ③流水の清潔の保持 【小野田大橋地点】: 必要流量2.30m³/s

- ・将来の施設整備後の流出負荷量をもとに河川流量と水質の関係を算出
- ・水質評価基準(環境基準値(BOD))を満たすために必要な流量を設定

### 正常流量の設定

#### 普通期 (5/1~9/10)

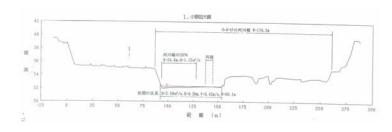




### ①動植物の生息地・生育地の状況

【小野田大橋地点】: 必要流量2.50m³/s

・サケ、ウグイ、アユ等の産卵・移動水深30cmを確保するために必要な流量を設定



# 検証対象ダムの概要《鳴瀬川中流堰下流地点の流況》

ニツ石ダム

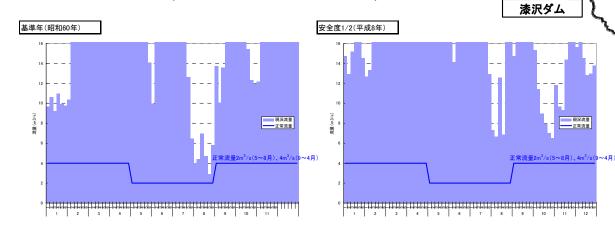
筒砂子ダム

田川ダム

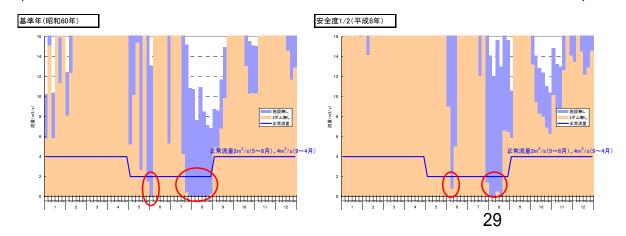
筒砂子ダム

昭和60年(基準年)及び平成8年(平均年)について、ダム及びかんがい等の取水がない場合(自然流況)と現況施設(漆沢ダム+二ツ石ダム)において、計画取水した場合の正常流量の確保状況について検討した。

OCase1: 自然流況(取水が全くない場合を計算)



○ Case2: 自然流況+取水施設有り+既設ダム(漆沢ダム・二ツ石ダム)有 (尚、取水施設については、計画取水(既得利水+新規利水)を取水した場合)



検討した結果、正常流量を下回る半旬数は下記のとおりであり、現在の補給施設 (漆沢ダム・二ツ石ダム)だけでは、既得利水も含めて、安定した取水ができない。

桑折江堰

鳴瀬川中流堰

正常流量を下回る半旬数

	Case1	Case2	
検討年 (利水安全度)	供給施設無し	田川ダム無し 筒砂子ダム無し	
	取水施設無し	取水施設有り	
昭和60年 (1/10)	0	10 (53日)	
平成8年 (1/2)	0	6 (31日)	

# 検証対象ダム事業等の点検について《1点検の趣旨等》

# 〇 点検の対象

- 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、総事業費、 堆砂計画、工期及び雨量、流量データの点検を実施。
- ・今回の「検討の場」では、点検の考え方を議論。次回の「検討の場」でその考え方に 基づく点検結果を提示予定。
- ・維持管理費については、次回以降の「検討の場」で点検の考え方(案)を提示予定。

基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、 堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4 再評価の視点1(1)①より

# ○点検の趣旨

- ・今回の検証のプロセスに位置づけられている「検証対象ダム事業等の点検」の一環として行っているもの。
- 現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の方向性に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を検討するもの。
- ・また、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策 (代替案)のいずれの検討に当たっても期待的要素は含まないこととしている。
- なお、検証の結論に沿っていずれかの対策を実施する場合も、実際の施工に当たってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしている。

# 〇 総事業費の点検の考え方(案)

- 直近の事業再評価時(「第6回 鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」平成22年6月)に 提示した総事業費を対象にして点検(平成21年度末までの執行済額は内数としての扱い)。
- 当該総事業費を算定した後の新たな調査検討結果及び設計成果(平成21年度以降) を基に、算定根拠の数量や内容の妥当性を確認するとともに、最新の平成22年度単 価による確認を実施。
- 数量や内容については、今後の変動要素も考慮して分析・評価。
- 〇 堆砂計画の点検の考え方(案)
- 直近の事業再評価時(平成22年6月)に提示した総事業費の算定根拠とした計画 堆砂容量を対象。
- 現計画の堆砂量推計手法の妥当性を改めて確認。また、当該ダムの最新データを反映して確認。

# ○ 工期の点検の考え方(案)

- 直近の事業再評価時(平成22年6月)に提示した工期を点検。
- 建設事業着手後、事業完了までの期間を、標準的な工程を仮定して検討(なお、建設事業着手時期は決まっていない)。

# 【参考】鳴瀬川総合開発事業の経緯

# ○事業の経緯

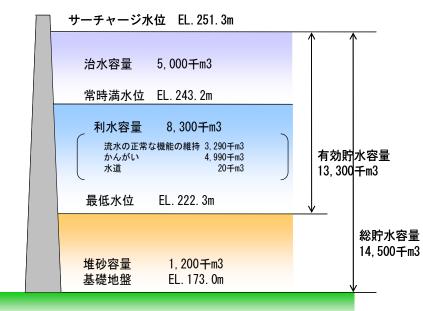
平成4年度	実施計画調査に着手 (田川第一ダム+田川第二ダム)
平成10年度	事業再評価(総事業費約850億、工期25年)
平成12年度	事業再評価(総事業費約850億、工期27年)
平成17年度	事業再評価(総事業費約850億、工期:平成34年度) 鳴瀬川水系河川整備基本方針策定
平成19年度	鳴瀬川水系河川整備計画策定 (田川ダム+洪水導水路に変更)
平成22年6月	事業再評価(総事業費約770億円、工期:平成37年度)

※平成21年度末までの執行済額:約48.7億円

# 〇諸元(田川ダム)

施設名	田川ダム
ダム形式	ロックフィルダム
ダム高 (m)	85.0
堤頂長 (m)	380
総貯水容量 (千m3)	14,500
湛水面積 (km2)	0.7
集水面積 (km2)	24.8

# 〇貯水池容量配分図(田川ダム)



# 〇諸元(洪水導水路)

施設名	洪水導水路
延長 (km)	3. 0
導水路径 (m)	7. 0~8. 0
付属施設	一式

※諸元及び貯水池容量配分図は、実施計画調査で検討中のものであり、確定しているものではない。

# 〇 総事業費の点検の考え方(案)

- 直近の事業再評価時(「宮城県行政評価委員会公共事業評価部会」平成18年6月)に 提示した総事業費を対象して点検(平成21年度末までの実施済額は内数としての扱い)。
- 当該総事業費を算定した後の新たな調査検討結果及び設計成果(平成15年度以降)を基に、算定根拠の数量や内容の妥当性を確認するとともに、最新の平成22年度単価による確認を実施。
- 数量や内容については、今後の変動要素も考慮して分析・評価。

# 〇 堆砂計画の点検の考え方(案)

- 直近の事業再評価時(平成18年6月)に提示した総事業費の算定根拠とした計画堆砂容量を対象。
- 現計画の堆砂量推計手法の妥当性を改めて確認。また、当該ダムの最新データを反映して確認。

# ○ 工期の点検の考え方(案)

- 直近の事業再評価時(平成18年6月)に提示した工期を対象。
- 調査設計等に着手した後、事業完了までの期間を、標準的な工程を仮定して検討(なお、 調査設計等への着手時期は決まっていない)。

### 【参考】筒砂子ダム建設事業の経緯

### ○事業の経緯

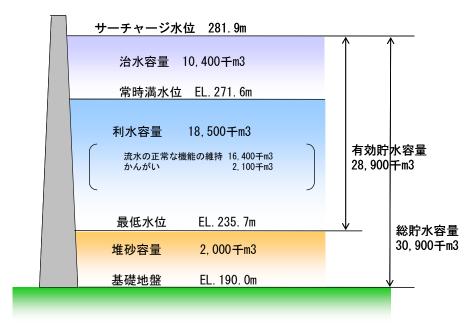
昭和59年度	実施計画調査に着手
平成元年度	建設採択 筒砂子ダム建設工事に関する基本協定締結(総事業費:約340億円、工期:平成14年度)
平成10年度	事業再評価(総事業費:約800億円、工期平成25年度)
平成14年度	筒砂子ダム建設工事に関する基本協定変更(総事業費:約800億円)
平成15年度	事業再評価(総事業費:約800億円)
平成18年度	事業再評価(総事業費:約800億円、工期:平成45年度)
平成19年度	鳴瀬川水系河川整備計画策定

※平成21年度末までの執行済額:約30.1億円

### ○諸元(筒砂子ダム)

	筒砂子ダム
ダム形式	ロックフィルダム
ダム高 (m)	98.0
堤頂長 (m)	372.0
総貯水容量 (千m3)	30,900
湛水面積 (km2)	1.17
集水面積 (km2)	42.4

### 〇貯水池容量配分図(筒砂子ダム)



## 検証対象ダム事業等の点検について《2.点検の考え方(鳴瀬川総合開発事業・筒砂子ダム建設事業)》

### 〇雨量、流量データの点検の考え方(案)

計画の策定に用いられた雨量データ、流量データについては、観測された記録、月表や年表、データベース、計算に用いたデータ、観測施設等の状況等、存在している資料を収集し、観測誤差の有無、観測機器の異常、データの誤記、観測地点の設置・移動や観測に影響する周辺状況変化の有無等について出来る限り点検を行う。

なお、点検の対象とする実績洪水は、次のとおりとする。

- ・計画の検討に用いている洪水
- ・ 整備計画の目標としている洪水
- ・その他近年の代表的洪水

### (1)雨量データ

- 抽出地点·データについて、観測記録、月表や年表等のデータ記載資料の点検を行い、データの 間違いや修正の必要性を確認する。
- 対象洪水毎に、等雨量線図や各地点データの比較を行い、近傍観測所との観測値の極端な違いや時間的ズレの有無を確認し、極端な乖離があり、異常と見られる地点データ・対象洪水について抽出し、点検を行う。
- 確認の際、日雨量と時間雨量の両方が存在する観測地点・洪水の場合には、データの整合性 (日雨量=時間雨量の合計値)も確認する。

### (2)流量データ

- 流量観測データについて、流量計算書、断面計算書、観測所横断図等のデータ記載資料の点検 を行い、データの間違いや修正の必要性を確認する。
- 流量データは、各観測地点における年間の流量観測値を基に、水位と流量の関係を近似する (H-Q式)ことにより、水位データから流量に換算している。このため、点検の対象とする洪水について、水位観測値と流量観測値の整合性を確認する。
  - ※ 現時点で想定しているデータ点検の内容であり、作業を進める中で変更する場合がある。

### 検証対象ダム事業等の点検について《3.利水参画者の開発量の確認方法》

### ○点検の対象

- 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、必要量の算出方法の確認を実施。
- ・今回の「検討の場」では、必要量の確認の考え方を議論。次回の「検討の場」でその考え方に基づく確認結果を提示予定。

検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何㎡/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、 上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第4 再評価の視点」(2)④より

### 〇必要とする開発量の根拠に関連する計画の確認

- かんがい受益面積、人口、給水区域など基本的な考え方について、下記の上位計画なども含めて確認する。
- ①回答に添付されている説明資料
- ②当該地区のかんがい水利用計画資料
- ③水道事業計画認可資料
- ④その他、関連資料

### 検証対象ダム事業等の点検について《3.利水参画者の開発量の確認方法》

### ○開発量の算出方法の確認

1)かんがい用水

土地改良事業計画設計基準、農業土木ハンドブック等を参考とし、以下の基本的事項について確認する。

①取水期間・かんがい面積

取水期間・かんがい面積は、必要水量算出のための基礎となる部分であるため、取水期間・かんがい面積・水利用ブロック・作物別面積の確定方法について確認する。

- ②減水深・消費水量
  - 減水深・消費水量は、地形、土壌タイプや作物の栽培時期など様々な要因に影響されるものであるため、減水深・消費水量の推計方法と実測調査の実施状況について確認する。
- ③純用水量・粗用水量

純用水量は、「水田や畑などの必要とする単位用水量から有効雨量を引いた水量にかんがい面積を乗じて算出した用水量」であり、粗用水量は純用水量をかんがい効率で除したものでかんがい地区全体の必要とする水量であることから、計算方法について確認する。

④河川依存量

河川依存量は、地区全体の粗用水量から地区内利用可能量を差し引いて算出されるもので、各取水口毎に算出されるため、地区内利用可能量及び河川依存量が妥当に計算されているか、算出方法について確認する。

⑤確保水源の状況

ダムに参画する必要性を把握するため、現時点で確保されている水源の状況について確認する。

### 検証対象ダム事業等の点検について《3.利水参画者の開発量の確認方法》

#### ○開発量の算出方法の確認

### 2)水道用水

水道施設設計指針・水道統計を参考とし、以下の基本的事項について確認する。

#### ①計画給水人口

計画給水人口は、給水区域内人口×普及率により算出され、必要水量算出のための基礎となる部分であるため、給水区域内人口及び普及率の推計方法と推計理由について確認する。

#### ②原単位

原単位は、生活用水、業務・営業用水、工場用水、その他用水に分類されるが、生活水準の変化や 都市の発展状況、経済状況などに影響されるものであるため、推計方法と推計理由、社会的要因など 考慮した内容と理由について確認する。

#### ③有効率

有効率は、水道施設および給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかの指標であることから、漏水防止対策等の内容、目標値の設定方法と採用理由について確認する。

### 4負荷率

負荷率は、事業規模や都市の性格、気象条件によっても変化するため、採用した負荷率の算出方法と採用理由について確認する。

#### ⑤利用量率

利用量率は、取水口から浄水場までの間における漏水等の損失水量の一日最大給水量に対する割合であるが、採用した利用量率の算出方法と採用理由について確認する。

#### ⑥確保水源の状況

ダムに参画する必要性を把握するため、現時点で確保されている水源の状況について確認する。

# 検証対象事業等の点検について《4.ダム事業への利水参画の意思確認等について》

#### 鳴瀬川総合開発事業への利水参画継続の意思確認等について

			現計	十画			参画継続	続の意思確認	等の状況	
区分	利水参画者名	通年	代かき期	普通期	計	参画継続		必要な	開発量	
		进十	100,5 到	日地州	ĀΙ	の意思	通年	代かき期	普通期	計
かんがい	東北農政局		15.364m3/s	9.414m3/s		有		15.364m3/s	9.414m3/s	_
水道用水	加美町	1,000m3/日	_		1	無		_		_
合	計	1,000m3/日	15.364m3/s	9.414m3/s		-	1	15.364m3/s	9.414m3/s	_

<sup>※</sup>かんがいの必要な開発量は、新規利水分と既得分が合算されている数値。

#### 筒砂子ダム建設事業への利水参画継続の意思確認等について

			現記	十画						
区分	利水参画者名	通年	代かき期	普通期	計	参画継続		必要な	開発量	
		进十	100,5 岩	日进粉	ĀΙ	の意思	通年	代かき期	普通期	計
かんがい	宮城県	_	8.059m3/s	6.210m3/s		有		8.059m3/s	6.210m3/s	_
合	計	_	8.059m3/s	6.210m3/s	_	_	_	8.059m3/s	6.210m3/s	_

<sup>※</sup>かんがいの必要な開発量は、新規利水分と既得分が合算されている数値。

## 複数の治水・利水対策案の立案について

- (1)河川や流域の特性に応じた対策案は、治水及び流水の正常な機能の維持に関しては、鳴瀬川水系河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。新規利水に関しては、利水参画者への確認等を実施したうえで必要な開発水量を確保することを基本として立案する。
- (2)目的別に、検証対象ダム(鳴瀬川総合開発事業、筒砂子ダム建設事業)の鳴瀬川水系河川整備計画による案のほか、検証対象ダムの一方又は双方を削減する案、削減する際に既存ダムの有効活用や検証対象ダムの再編を併せて実施する案を立案し、比較評価する。立案にあたっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて、幅広い方策を検討し、組み合わせて、複数の対策案を立案する。
- (3)対策案の検討範囲は鳴瀬川本川(国管理区間、県管理区間)及びその流域を中心とし、河川整備計画で予定している支川吉田川の河道整備との関連も適切に評価する。

#### 複数の治水・利水対策案の立案について 《治水対策の方策:河川を中心とした対策》

※「今後の治水のあり方に関する有識者会議」中間とりまとめ参考資料抜粋

#### 水 策

【別紙1①】

~個別ダム検証のための治水対策の立案に向けて~

- ●検討主体が個別ダムの検証に係る検討を行う場合には、複数の治水対策案(検証対象ダムを含む案と検討対象ダムを含まない方法による案)を立案して、比較検討する。
- ●治水対策案は、本表を参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。
- ※ なお、本表は、考えられる様々な治水対策の方策を記載しており、ダムの機能を代替しない方策や効果を定量的に見込むことが困難な方策等が含まれている。

#### 【河川を中心とした対策】

						治水上の効果等	<b>※</b> 1		従来の代替	
方策	概	要	等	河道の流量低減又は流 関する効果	下能力向上に 効果を定量的に見込むことが可能か		個人や個別の土地等の 被害軽減を図る対策	洪水発生時の危機管理 に対応する対策	案検討※2	現況の機能の捉え方
ダム	河川を横過して専ら流水を貯留す し、洪水調節専用目的の場合、い 貯留しない型式とする例がある。 にしたがって、洪水時のピーク流	わゆる流水 一般的に、	型ダムとして、通常時は流水を ダム地点からの距離が長くなる	ピーク流量を低減	可能	ダムの下流 ※3	_	-	0	-
ダムの有効活用 (ダム再開発・再 編等)	既設のダムのかさ上げ、放流設備容量の振替え、操作ルールの見直 せ、下流河川の流量を低減させる れ、新たなダム適地が少ない現状 である。	し等により 方策である に鑑み、既	洪水調節能力を増強・効率化さ 。これまで多数のダムが建設さ 設ダムの有効活用は重要な方策		可能	ダムの下流 ※3	_	-	Δ	-
遊水地(調節池) 等	河川に沿った地域で、洪水流量の 世洪水調節を行う施設であり、越 量を越流させて洪水調節を行うも た、主に都市部では、地下に調節 対象とする場所からの距離が短 所において一般的にピーク流量の	流堤を設け のを「計画 池を設け道 場所に適地 低減効果は	て一定水位に達した時に洪水流 遊水地」と呼ぶ場合がある。ま 貯留を図る場合もある。防御の があれば、防御の対象とする場 大きい。		可能	遊水地の下流 ※3	-	-	0	-
放水路 (捷水路)	河川の途中から分岐する新川を開流に流す水路である。用地確保がれる場合がある。なお、未完成でする効果を発揮できる場合がある	困難な都市 も暫定的に	部等では地下に放水路が設置さ 調節池として洪水の一部を貯留		可能	分流地点の下流 ※3	_	-	Δ	-
河道の掘削	河川の流下断面積を拡大して、河 お、再び堆積すると効果が低下す いが、残土の搬出先の確保が課題	る。また、 となる。	一般的に用地取得の必要性は低		可能	対策実施箇所の付近及 び上流 ※3	_	_	0	-
引堤	堤防間の流下断面積を増大させる 撤去する方策である。	ため、堤内	地側に堤防を新築し、旧堤防を	流下能力を向上	可能	対策実施箇所の付近及びよ流の必ろ	_	_	0	-
堤防のかさ上げ (モバイルレビー を含む)	提防の高さを上げることによって ただし、水位の上昇により、仮に おそれがある。(なお、地形条件に 対しているでは、場合の 対しない。 がは、からないない場合がある。) では、では、では、では、では、 として、では、では、では、では、 がいるでは、では、では、 では、では、では、では、 では、では、では、 では、では、では、 では、では、 では、	決壊した場 よかってというではばいいる でいることがいる。 でいるこれ等はがいる。 はない。 はないる。 はない。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はない。 はないる。 はない。 はない。 はないる。 はないる。 はない。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はない。 はな。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はな	合、被害が現状より大きくなるの 堀込河道で計画高水位が周辺 計画高水位を高級は 行う場合は、地盤を含めた堤防 防 砂要である。また、モポイルレ の面からかさ上げが困難な場所に み合わせて一時的に効果を形した。 あたら、)。ただし、モバノルレ	流下能力を向上	可能	対策実施箇所の付近 ※3	-	-	Δ	-
河道内の樹木の伐 採	河道内の樹木群を伐採することに ある。また、樹木群による土砂の とができる場合がある。なお、樹	捕捉・堆積	についても、伐採により防ぐこ	流下能力を向上	可能	対策実施箇所の付近及 び上流 ※3	-	-	Δ	-
決壊しない堤防	計画高水位以上の水位(堤防高よない堤防である。			- *4	-	対策実施箇所の付近 ※3	_	技術的に可能となるなら、水位が堤防高を越えるまでの間は避難することが可能となる	_	-
決壊しづらい堤防	計画高水位以上の水位 (堤防高よ に決壊しないような粘り強い構造			- %5	_	対策実施箇所の付近 ※3	_	技術的に可能となるな ら、避難するための時間 を増加させる効果がある	_	-
高規格堤防	通常の堤防より堤内地側の堤防幅 の上の土地が通常の利用に供され ことができる。堤防の堤内地側を 〇〜40倍程度となる。	ても計画を	超える洪水による越水に耐える	- %6	_	対策実施箇所 ※3	_	避難地として利用することが可能	_	-
排水機場等	自然流下排水の困難な地盤の低い するためのポンプを有する施設で り流下能力を向上させたりするこ いときに排水すれば、かえってネ お、堤防のかさ上げが行われ、本 対策の強化として排水機場の設置	ある。本川 とには寄与 ト川水位を地 川水位の上	河道のピーク流量を低減させた しない。むしろ、本川水位が高 曽加させ、危険性が高まる。な 昇が想定される場合には、内水	-	_	排水機場が受け持つ支 川等の流域	_	_	_	-

主に現行の治水計画で想定している程度の大きさの洪水に対する効果等。

<sup>※2 ○</sup>よく使われてきた、A: あまり使われてきていない、一:ほとんど又は全く使われてきていない。 ※3 効果が発現する場所には、堤防が決壊した又は潜水した場合に氾濫が想定される区域を含む。 ※4 長大な堤防(高さの低い堤防等を除く)については、経済的、社会的な課題を解決しなければならない。仮に、現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができる。 ※5 長大な堤防(高さの低い堤防等を除く)については、経済的、社会的な課題を解決しなければならない。堤底が決壊する可能性があり、流下能力の確実な向上を見込むことは困難で、今後調査研究が必要である。

河道の流下能力向上を計画上見込んでいない。なお、全区間の整備が完了すると、結果的に計画高水流量以上の流量が流下する。

## 複数の治水・利水対策案の立案について 《治水対策の方策:流域を中心とした対策》

※「今後の治水のあり方に関する有識者会議」中間とりまとめ参考資料抜粋

#### 【別紙12】

#### 【流域を中心とした対策】

【流域を中心とした	对策】									
						治水上の効果等	***		従来の代替	
方策	概	要	等	河道の流量低減又は流 関 す る	下能力向上に 効果 効果を定量的に見込むことが可能か		個人や個別の土地等の 被害軽減を図る対策	洪水発生時の危機管理 に対応する対策	案検討※2	現況の機能の捉え方
雨水貯留施設	都市部における保水機能の維持の る施設である。各戸貯留、団地の る。なお、現状では、市街化が進	棟間貯留、i	<b>運動場、広場等の貯留施設があ</b>	地形や土地利用の状況等 によって、ピーク流量を 低減させる場合がある。	ある程度推 計可能	対策実施箇所の下流 ※3 ※7	-	-	_	-
雨水浸透施設	都市部における保水機能の維持の る施設である。浸透ます、浸透井 現状では、市街化が進んだ中小河	. 诱水性舖	<b>装等の浸透施設がある。なお、</b>	地形や土地利用の状況等 によって、ピーク流量を 低減させる場合がある。	ある程度推 計可能	対策実施箇所の下流 ※3	_	_	-	-
遊水機能を有する 土地の保全	河道に隣接し、洪水時に河川水が し、自然に洪水調節する作用を有	あふれるか? する湖、池、	又は逆流して洪水の一部を貯留 沼沢、低湿地等である。	河川や周辺の土地の地形等によって、ピーク流量を低減できる場合がある。	計可能	遊水機能を有する土地 の下流 ※3	_	_	_	現況を保全することによって、機能を保持することが可能となる。なお、 恒久的な対策として計画上見込む場合には、土地所有者に対する補償等が 課題となる。また、いかゆる「計画遊水地」とすることによって機能を向 上させることができる。
部分的に低い堤防 の存置	下流の氾濫防止等のため、通常の 防であり、「洗堰」、「野越し」	と呼ばれる5	易合がある。	よって、ピーク流量を但 減できる場合がある。	計可能	対策実施箇所の下流 ※3	-	-	_	現況を保全することによって、機能を保持することが可能となる。なお、 恒久的な対策として計画上見込む場合には、土地所有者に対する補償等が 課題となる。また、野越し等の背後地をいわゆる「計画遊水地」とするこ とによって機能を向上させることができる。
霞堤の存置	急流河川において比較的多い不連 氾濫流を河道に戻す、洪水の一部 る。また氾濫流を河道に戻す排水 氾濫水が下流に拡散することを防	を一時的に別 機能により、	『留するなどといった機能があ 漫水継続時間を短縮したり、	河川の勾配や霞堤の形状等によって、ピーク流量を低減できる場合がある。	計可能	対策実施箇所の下流 ※3	-	-	_	現況を保全することによって、遊水機能を保持することが可能となる。な お、高堤の背後地をいわゆる「計画遊水地」とすることによって機能を向 上させることができる。
輪中堤	ある特定の区域を洪水の氾濫から た堤防である。小集落を防御する な集落への出入りに支障を来す場 夫して道路と兼用させることも考	ためには、3 合がある。	効率的な場合があるが、日常的	- %8	_	輪中堤内	_	-	-	-
二線堤	本堤背後の堤内地に築造される堤 本堤が決壊した場合に、洪水氾濫 の面で工夫して道路と兼用させる	の拡大を防」	止する。二線堤は、計画や構造	- *8	_	対策実施個所の付近	_	_	_	-
樹林帯等	堤防の治水上の機能を維持増進し に堤防に沿って設置された帯状の 水害防備林がある。 越流時における堤防の安全性の向 の機能を有する。	樹林等であ	る。類似のものとして、例えば	_	_	対策実施箇所の付近 ※3	-	-	_	-
宅地のかさ上げ、 ピロティ建築等	盛土して宅地の地盤高を高くした て、浸水被害の抑動等を図る方策 建物を支持の抑動した柱が並刻 利用する建築様式である。なお、 屋」、「水塚(みづか)」と呼ば 危険区域の設定等の法の的措置によ 誘導することができる。	である。なる 空間となっ 古くから、 れる住家等が	お、ピロティ建築とは、1階は ており、2階以上を部屋として 盛土して氾濫に対応する「水 がある。建築基準法による災害	- %8	_	かさ上げやピロティ化 した住宅	かさ上げやピロティ化 により浸水被害を軽減	_	-	_
土地利用規制	浸水頻度や浸水のおそれが高い地 て被害を抑制する方策である。建 る。災害危険区域条例では、想定 の建築を認める場合がある。	築基準法に。	よる災害危険区域の設定等があ	- *8	_	規制された土地	規制の有効性によって は、浸水被害を軽減	_	_	土地利用規制により現況を維持することで、浸水頻度や浸水のおそれが高 い地域への現状以上の資産の集中を抑制することが可能となる。
水田等の保全	雨水を一時貯留したり、地下に浸 である。	透させるとい	ハう水田の機能を保全すること	- %9	ある程度推計 ができる場合 がある	水田等の下流 ※3 ※10	_	_	_	一般的に現況の機能が維持されることを前提に、現行の治水計画が策定されている。なお、治水上の機能を現状より向上させるためには、畦畔のかさ上げ、落水口の改造工事等やそれを継続的に維持し、降雨時に機能させていくための措置が必要となると考えられる
森林の保全	主に森林土壌の働きにより、雨水という森林の機能を保全することく、また、風倒木等が河川に流出森林の保全と適切な管理が重要で	である。良り	好な森林からの土砂流出は少な	- %11	精緻な手法は 十分確立され ていない	森林の下流 ※3	_	_	_	顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れること による流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するの に相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難であ るという課題がある。
洪水の予測・情報 の提供等	降雨は自然現象であり、現状の安 定しているレベルの洪水を大きく る。その際、住民が的確減を空会に 供等を行い、被害の軽減を図るこ ザードマップを公表したり、洪水 供したりする方法がある。	(上回るよう 避難できる。 とは重要なこ	) な洪水が発生する可能性があ ように、洪水の予測や情報の提 方策である。洪水時に備えてハ	-	_	氾濫した区域	_	人命など人的被害の軽減 を図ることは可能であ る。ただし、一般的に家 屋等の資産の被害軽減を 図ることはできない	_	-
水害保険等	家屋、家財の資産について、水害 に、日本では、民間の総合型の火 る損害を補償しているが、米国に 保険制度がある。	災保険(住9	2総合保険)の中で、水害によ	_	_	氾濫した区域	水害の被害額の補填が 可能となる	_	_	- ×12
	画で相定している程度の大きさの出					•				1

- ※1 主に現行の治水計画で初定している程度の大きさの決水に対する効果等。
  ※2 〇・よく使われてきた、△・あまり使われてきていない、一・ほとんど使われてきていない。
  ※3 効果が発現する場所には、堤防が決壊した又は結本ルた場合に氾濫が想定される区域を含む。
  ※7 低平地に設置する場合には、内水を貯留することにより対策実施個所付近に効果がある経域を含む。
  ※8 当族方策そのもの下流の河道のビーク流量を低減させたり流下能力を向しませたりする機能はない。なお、他の方策(遊水機能を有する土地の保全等)とあわせて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。
  ※9 治水計画は、一般的に水田を含む現況の土地利用のもとで降雨が河川に流出することを前提として策定されており、現況の水田の保全そのものに下流のブロ流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はない。
  ※9 治水計画は、一般的に水田を含む現況の土地利用のもとで降雨が河川に流出することを前提として策定されており、現況の水田の保全そのものに下流のビーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はない。
- ※10 内水対策として対策実施箇所付近に効果がある場合もある。
- ※11 森林南龍寺増加さる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性がある。 ※12 河川整備水準を反映した保険料率の差を設けることができれば、土地利用誘導・建築方式対応等の手法として検討することができる。

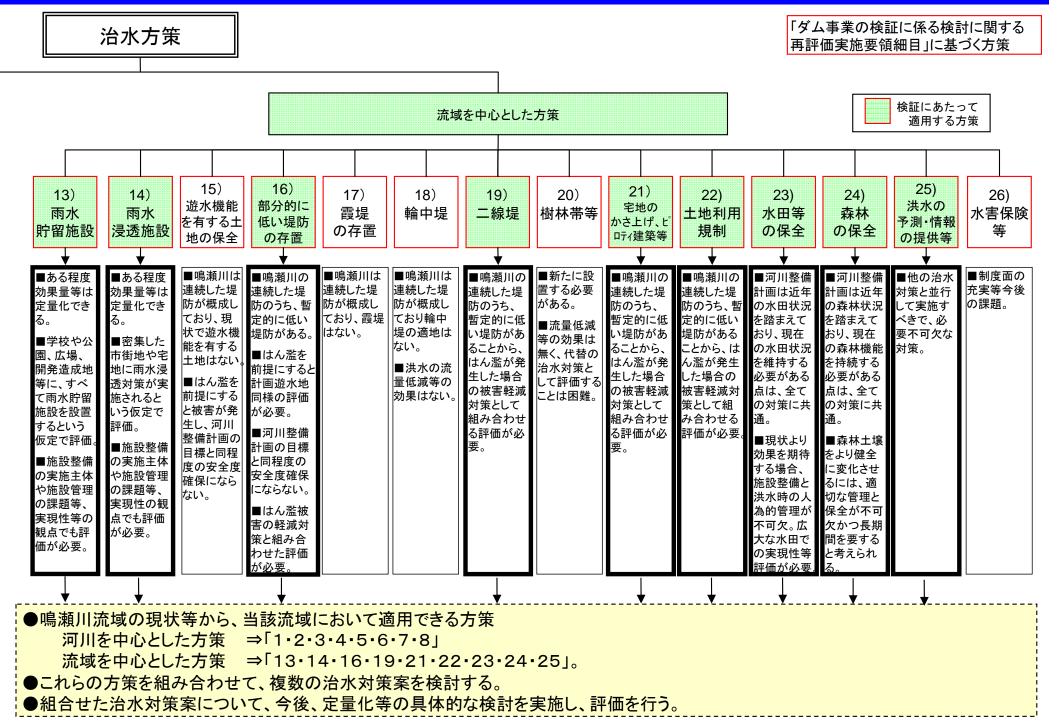
## 複数の治水・利水対策案の立案について《各方策の適用性判定(治水)①》

「ダム事業の検証に係る検討に関する 治水方策 再評価実施要領細目」に基づく方策 検討にあたって 河川を中心とした方策 適用する方策 2) 3) 4) 6) 7) 10) 11) 9) 5) 12) 1) 8) 引堤 遊水地等 放水路 決壊しづらい 高規格 ダムの 河道の掘削 堤防の 決壊しない 排水機場 ダム 樹木の伐採 堤防 堤防 有効活用 かさ上げ 堤防 (河川整備計画) 等 ■効果等を ■流量低減 ■流量低減 ■整備と併 ■流量低減 ■効果等を ■効果等を ■効果等を ■河道整備 ■効果等を定 ■効果等を ■効果等を 定量化でき 定量化でき 等の効果は 等の効果は せて再開発 等の効果は 量化できる。 定量化でき 定量化でき 定量化でき 定量化でき や維持管理 見込めず、 見込めない。 見込めない。 を要する市 の面で全て る。 ■河川整備計 街地など、鳴 内水域の限 の対策に共 ■堤防構造 ■堤防構造 ■河川整備 ■堤防かさ 画における最 ■遊水地よ ■分岐地点 ■河道掘削 ■引堤によ 定した対策 瀬川沿川で 計画で洪水 下流区間に により河道 り河道断面 上げにより だけでなく、 だけでなく、 適案として提 り下流区間 は該当個所 である。 基礎地盤な 基礎地盤な 示しており、治 調節の目的 に対して効 対して効果 断面を拡大 を拡大する 河道断面を ■一時的に がない。 ど技術的課 効果が出る ど技術的課 水対策の案と を持つダム 果がある。 がある。 する対策。 対策。 拡大する方 して評価可能。 が、成長す 題も多いこと 題も多いこと ■流量低減 を中心に、 ■鳴瀬川沿 ■新たな水 ■環境、経 ■河川に隣 から、鳴瀬川 から、鳴瀬川 等の効果は れば無くな 活用、再編 川は、わが 路を設ける 済性、効果 接する家屋 ■水位が高 流域での治 流域での治 見込めない。 等により、効 国有数の穀 こととなり、 発現時期の 等の補償、 まることによ 果的な洪水 水対策として 水対策として り、被害ポテ 倉地帯であ 実現性や環 違い等の評 橋梁の改築 ■仮に急激 の評価は困 の評価は困 調節を検討 等、経済性 り、歴史的 境等への影 価が必要。 ンシャルの増 かつ大規模 ■利水の代 響に対する や効果発現 大を招く。 に伐採した にも連続し 替案と競合 評価が必要。 場合、環境 た堤防で守 時期の違い ■橋梁改築 が想定され られてきた 地域への影 への影響等 等による地 響等の評価 各ダムの目 経緯がある に対する評 域への影響 的を総合的 が必要。 ことから、土 価が必要。 経済性や効 に達成する 地利用継続 また、河川 果発現時期 対策も含め の可否等の 外に代替緑 の違い等の て検討。 評価が必要 地環境の確 評価が必要 保が必要。 ●鳴瀬川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策 河川を中心とした方策 ⇒「1・2・3・4・5・6・7・8」 流域を中心とした方策 ⇒「13・14・16・19・21・22・23・24・25」。 ●これらの方策を組み合わせて、複数の治水対策案を検討する。

●組合せた治水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

<sup>※</sup>方策 8) 樹木の伐採、24) 森林の保全、25) 洪水の予測等は全ての治水対策に共通。

## 複数の治水・利水対策案の立案について《各方策の適用性判定(治水)②》



## 複数の治水・利水対策案の立案について <治水対策の考え方>

以下の考え方に基づいて治水方策を組み合わせ、代替案を設定する。

- 1. 河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成する案であること。
  - ・個別方策または複数の方策の組合せにより、河川整備計画の目標を達成する。
- 2. 治水方策を組み合わせる際の考え方
  - 適用する方策を用いて、鳴瀬川流域の特徴を踏まえた組合せを検討する。
  - ・適用方策のうち、8)樹木の伐採は河道整備に伴う伐採及び維持管理、24)森林の保全は森林機能の持続、25)洪水の予測等は警戒避難対策として、それぞれが全ての治水対策に共通する方策である。
  - (1) 既設ダムの活用、検証対象ダムの再編による治水対策

鳴瀬川流域には、既設ダム(漆沢ダム、ニッ石ダム)、検証対象ダム(鳴瀬川総合開発、筒砂子ダム)の計4つのダムがあることから、既設ダム活用および検証対象ダムの再編を取り入れた治水対策を検討する。

- ①既設ダムの活用:治水機能向上、利水機能の治水への転用
- ②検証対象ダムの再編:2ダムともに中止、1ダムを中止し他方を機能強化、2ダムの再編 既設ダム活用との組み合わせ

#### (2)河道改修を中心とした対策、新たな施設による治水対策

鳴瀬川流域では河道掘削や築堤による河道改修を中心に河川整備を実施しており、こうした従来型の河道改修と、新たに 遊水地や放水路等施設の設置を取り入れた治水対策を検討する。

- ①河道改修:河川の流量に応じた、河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げ及びこれらの組み合わせ
- ②新たな施設:遊水地の設置、放水路の設置、これらと河道改修との組み合わせ

など

など

#### (3)流域を中心とした対策を取り入れた治水対策

- (3)-1 鳴瀬川流域では、堤防が完成していない区間が残っている一方で、昭和61年のはん濫被害を契機とした二線堤 事業を実施中であり、現在の堤防整備状況を踏まえて、二線堤事業の手法等を取り入れた治水対策を検討する。
  - ①部分的に低い堤防を存置:未完成の堤防をそのまま存置、想定はん濫に対する二線堤との組み合わせ、 宅地嵩上げ・ピロティ建築等及び土地利用規制、流量に応じた河道改修との組み合わせ など
- (3)-2 鳴瀬川流域では市街地が点在・分布するとともに広大な水田も広がっていることから、雨水貯留・浸透や水田等 の保全を取り入れた治水対策を検討する。
  - ①雨水貯留施設・雨水浸透施設の整備: 市街地等での貯留・浸透対策と、河道改修との組み合わせ
  - ②水田やため池の保全:流域の雨水を貯留する機能の増強と、河道改修との組み合わせ

など

# 複数の治水・利水対策案の立案について 《治水組合せ①》

	方樂番号	河川を 検証対象ダム 既級ダム 1) 2)	中心とした対 新たな施設 3) 4)	河道改修		流域を中心とし 施療機 16) 19)		a)   aa)		各対策の総略評価の摂血
想定される治水対策の組合せ (案)	万集电节 方策 対象とする方策 一	ダム	遊 放水地等	河道の掘削	雨水 水 浸透施設	の部 二 存分 様 堤	ピロウィか	土 地利用規則	<u>ب</u> ۱	イ)制度上、技術上の実現性 -ス (各案とも現時点で技術的には実現可能) 0.
河川整備計画	河川整備計画に基づき、田川ダム及び洪水導 海が監備砂子とを新設、河道改修(堤防整 備河道服が主要施。 既設ダムは現行の連用を行う。	0 0		0					説明個票1	・河川法に基づく意見聴取等の手続を経て、地域の合意のもと河川整備計画を策定し、計画に則った整備を実施中。 ・技術的観点、社会的影響等の観点から特度の懸念事項は想定されない。 ・環境に関して、各段階における必要な調査や評価を実施し、影響を極力小さくする工法や対策が必要。 ・樹木の伐採は河道改修に伴う伐採及び整備後の適切な維持管理が必要。また、仮に急激かつ大規模に伐採する場合は、環境等に対する影響の評価、同程度の代替緑地が必要になると想定、(各ケース共通) ・計画の達成には、現在の森林機能の持続が必要。(各ケース共通) ・計画の達成には、現在の森林機能の持続が必要。(各ケース共通) ・決水の予測、情報の提供等は他の治水対策と並行して実施する前提。(各ケース共通)
	田川ダム及び洪水導水路・筒砂子ダムの再編を行い、1ダムでの機能強化や2ダムの容量 を行い、1ダムでの機能強化や2ダムの容量 2 再編等効率にな透かな洪水調節を検討する。 必要等などで透っています。 設ダムは現行の連用を行う。	O 再編		O 比較検討					説明個票2	・検証対象ダムの再編は、田川ダム及び洪水濃水路と簡秒子ダムの2ダムの計画を調整し、2ダムで役割分担する場合と、1ダムに機能を集約させる場合が考えられる。検証 対象ダムと既設ダムの全体で調整、役割分担することが想定できる。 ・ダム再編の結果、河道の修は河川整備計画に同程度あるいは必要に応じて最適な河道改修規模の拡大が必要。 ・検証対象ダムの利水機能を治水に転用する場合には、利水関係者等との調整が必要。また利水を補償または代替する対策が必要。 2 2 3 3 4 4 5 6 7 7 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
既設ダムの活用、 核証対象ダムの再編による治水対策 河道改修等との組み合わせ	漆沢ダムヤーツ石ダムの治水活用等の既設 ダム活用 旧川ダム及び洪水県内路 高設子 ダムの再編として、2ダム再編の場合、1ダム 門減、ダム強化の場合、既設ソムの有効活用 3 と物証対象ダムの再編を併せて実施する場合 等、全体で効率的な洪水調節を複数の条検 対応、必要に応じて最適な河道収修により対応。	O 比較検討		O 比較検討						・検証対象ダムの再編は、田川ダム及び兼水道水路と簡砂子ダムのダムの計画を調整し、2ダムで役割が担する場合と、1ダムに機能を集約させる場合、さらに既設ダムの活用を考慮すると、検証対象ダムの既終少の全体で課象、役割が出することが想定できる。 ・ダム再編 活用の結果、河道改修は河川整備計画と同程度あるいは必要に応じて最適な河道改修の追加が必要。 ・ダム再編 活用の結果、河道改修は河川整備計画と同程度あるいは必要に応じて最適な河道改修の追加が必要。 ・既設ダムの利水機能を発いに転用する場合、検証対象ダムの利水機能を治水に転用する場合には、ダム管理者、利水関係者、ダム事業者との調整が必要。また利水を補 (電または代替する対策が必要。 ・河道改修は、組み合わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。
	既設ダムのかさ上げや再開発、容量の転用等 により、治水機能を向上する対策。 4 漆沢ダムの治水機能向上、ニッ石ダムの治水 活用の可名を検討し、不足分を最適な河道改 修により対応。	- ダム活用		O 比較検討			-   -		説明個薬3	・河道改修はケース5~7と同様。 ・既設ダムを治水へ洗用し、不足分は河川整備計画の河道改修に加えて、最適な河道改修を実施する必要がある。 ・漆沢ダムは多目的ダム、二つ石ダムはかんがい用ダムであり、かき上げ等の再開発や利水機能を治水へ転用する可能性を検討する。 ・現状の利水機能を治水へ転用するケースでは、ダム施設の改造と利水の補償対策が必要となり、ダム管理者、利水関係者との調整が必要。 ・既設ダムのかき上げによる場合には、ダム堤体工事の追加が必要であり、地形地質等の観点から上限がある。ダムの貯水位が高くなる分の新たな用地取得等が必要。 ・河道改修は、組み合わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。
	ダムや大規模施設を新設セす、河川整備計 画に基づく河道整備に加え、さらに河道趣削 により対応する薬 既設ダムは現行の連用を行う。			0				-   -		・河川整備計画より多くの河道園前が必要となり、河川利用や河川環境等への影響度合いが増大するが、技術的な観点等からは実施可能と考えられる。・河道内での対策であり、別川利用や河川環境への影響により配慮が必要となるが、他の河道改修の方策と比較して沿川の現状を維持でき、影響が小さい。・河口からダム下流までの河川延長約60kmに及ぶ対策が想定される。・他の河道改修方策との組合せも検討。 ・他の河道改修方策との組合せも検討。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケーズ1】と同様。
	ダムや大規模施設を新設せず、河川整備計 6 画に基づく河道整備に加え、引き堤により河 道を拡大力体する家。 既設ダムは現行の運用を行う。			- 0 -				-   -	説明個票4	・河川整備計画の河道改修に加え、新たに引塊(堤防の移設)必要となり、新たな用地の取得や家屋移転、橋梁や樋門等の構造物改築など、補償等が必要となる。 ・技術的な観点等からは実施可能と考えられるが、社会的影響が大きく、地域の合意や補償対象者の理解が必要。 ・対の一など人道下来での区間中、堤防を有する(または計画している)約60kmに及ぶ対策と用地や家屋移転、構造物改築(区間内には、橋梁24、樋門等62、堰7)等が想定さ 6 れる。 ・他の河道改修方策との組合せも検討。 ・樹木伐採、森林の保全、洪水予測等については【ケス1】と同様。 ・河川整備計画の河道改修に加え、新たに堤防のかさ上げ、現在の計画よりも高い堤防)とすることに伴い、新たな築堤用地の取得、橋梁や樋門等構造物の改築が必要とな
	ダムや大規模施設を新設せず、河川整備計 画に基づく河道整備に加え、堤防のかさ上げ により河道を整備に加え、堤防のかさ上げ により河道を拡大し対応する案。 既設ダムは現行の連用を行う。			0			-   -	-   -		る。 - 技術的な観点等からは実施可能と考えられるが、社会的影響が大きく、地域の合意や補償対象者の理解が必要。 - 他の方策と比較して、洪水時の河道水位が高くなり、堤防決壊時の被害ホテンテルの増大を招く。また、長い歴史で築造された盛土構造を中心とする堤防の安全性が他方策 7 より劣ると想定される。 - 河口~ダン値下までの区間中、堤防を有する(または計画している)約60kmに及ぶ対策と用地補償、構造物改築(区間内には、橋梁24、樋門等62、堰7)等が想定される。 - 他の河道改修方策との組合せも検討。
河道改修を中心とした対策 新たな施設による治水対策	ダムを新設せず、河川整備計画の河道改修 8 に加え、遊水地による流量低減と不足分を最 適な河道改修により対応する案。 既設ダムは現行の連用を行う。		0 -	O 比較検討						- 樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と回様。 - 河川路備計画の河道改修に加え、遊水地を設置するため、河川に隣接した農地等に新たな用地等を確保する必要がある。また、効果の及ばない区間では河道改修の追加が必要。 - 施設用地は取得、遮水地内の土地は取得又は補償(土地利用の制限と併せ)、家屋等がある場合は移転等も想定される。 - 技術的な観点者からは実施可能と考えられる - 方で鳴瀬川は実施が必要な延長約110km(左右岸計:国、県管理区間)の全部にわたり既に完成・暫定含めた堤防が連続して築造されている。これまで洪水氾濫から守ってきた土地に洪水を遊水させるためには、地域の合意、遊水地の対象となる土地の営農者の理解、自治体や農業者団体との調整が必要。 - 河道改修は、組み合わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。
	ダムを新設せず、放水路(新たな河川の開削 により、洪水を海に放流)による流量低減と不 足分を最適な河道改修により対応する案。 既設ダムは現行の適用を行う。		- 0	O 比較検討				-   -	説明個票5	- 樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様 ・河川整備計画の河道を終た「加え、牧水路による分派を設置する、放水路延長は長大となることが想定される(例えば、基準地点(三本木)上流から松島湾までの放水路を想定すれば、直線距離は約20km)。また効果の及ばない区間では河道改修の追加が必要。 ・技術的な規点等からは実施可能と考えられる。 ・放水路設置に係る新たる元用地健保、変配移転等が必要。また、放水路設置区間の道路、鉄道(JR東北本線、JR仙石線、三陸縦貫自動車道等)との交差部については、補 9 個代明係者調整が必要。 ・放水路改造に採る新たる流出先となる海域や海岸に対しての影響が課題。漁業等の関係者との調整、合意形成が必要。 ・河道改修は、組み合わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。
	【ケース3】のうち有力な対策と新たな大規模 10 施設による流量低減を組合せ、必要に応じて 最適な河道改修により対応。	O 比較検討	O 比較検討	O 比較検討					説明個票6	- 樹木の伐保、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。 - ダムの活用と再編に加え、新たな大規模施設による流量低減を見り、河道流量に応じた河道改修を組み合わせる。 - 河道改修規模が河川整備計画よりも小さい場合は河道振制による対応となる。 - ダムの活用と再編はケース3、新たな大規模施設はケース8、9と同様。 - 河道改修は、組み合わせの結果想定される河道の流量に応じた規模か必要。 - 樹木の伐保、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。

<sup>48 ※</sup> 方策 8)樹木の伐採、24)森林の保全、25)洪水の予測等は全ての治水対策に共通。 ※ 各ケースの河道改修は、ケース毎の組合せの結果生じる河道流量に応じて、改修規模が変わると想定。

# 複数の治水・利水対策案の立案について 《治水組合せ②》

	各対策の原稿評価の視点	
ケース No.	ロ) 治水上の効果 (各薬の目標洪水は河川整備計画と同じ)	ハ) コスト
1	・河道改修は流下能力の小さい区間から順次河道掘削、堤防整備を実施中であり、上下流連続した安全度向上を段階的、計画的に進めている。 ・上流から下流まで連続性を考慮しつつ現状のネック箇所等を解消し、全川にわたって一定の安全度向上を図った後、上下流のバランスを考慮して下流から順次安全度を向上させる。 ・河道改修に加え、簡砂平ダム、田川ダム及び洪水導水路の各整備段階で、ダム直下から河口までの一連区間の安全度が段階的に向上できる。 ・河道改修に加え、簡砂平ダム、田川ダム及び洪水導水路の各整備段階で、ダム直下から河口までの一連区間の安全度が段階的に向上できる。 ・河川整備計画策定時点(H19)から概ね30年間で、目標としている昭和22年9月洪水と同規模の洪水に対して安全度を確保。 ・橋木伐混は、一時的な効果が得られるが、整備後の維持管理で継続的な伐採を行わなければ安全度が低下する。(各ケース共通) ・森林水沈を現状より健全化するには長期にわたる管理と除全が必要と考えられる。(各ケース共通) ・洪水の予測、情報の提供等は警戒避難対策等による被害軽減に不可欠である。(名ケース共通)	・他の治水対策との比較を実施。
2	・新たなダムが完成した時点で順次下流全区間で段階的に安全度が向上する。必要に応じた最適な河道改修規模の拡大により、河川整備計画と同程度の安全度確保、段階的向上が可能・利力を置の治水への転用は、ダムの管理者、現在の利水関係者との調整等長期を要する。または転用が出来ない場合も考えられる。・管理者や利水関係者との合意形成、新たな補償等に要する期間が長期に及ぶ場合、活用が困難な場合は、河川整備計画と同程度の安全度向上・確保が遅延する。・・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・河道の修は検証対象ダム再編の効果の大小によって、必要な改修規模が変わる。 ・検証対象ダムの利水分を治水に転用する場合は、補償や代替する利水対策も計上が必要。
3	・概数タン活用の実施または新たなダムが完成した時点で順次下流全区間で段階的に安全度が向上する。河川整備計画と同程度あるいは必要に応じて最適な河道改修の追加により、河川整備計画と同程度の安全体体、段階的向上が可能。 ・利水容量の治水への転用は、ダムの管理者、現在の利水関係者との調整等長期を要する、または転用が出来ない場合も考えられる。 ・管理者や利水関係者との合意形成、新たな補債等に要する期間が長期に及ふ場合、活用が困難な場合は、河川整備計画と同程度の安全度向上・確保が遅延する。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・既設ダム活用、「ダム新設の場合、2ダム新設、それらの組合せ等が考えられ、河道の体を組み合わせて有利な対策を検討。 ・既設ダムと検証対象ダムの利水分を治水に転用する場合は、補償や代替の利水対策も計上が必要。
4	・既設ダムの活用は、治水機能を持つ容量を大きくできれば効果が期待できるが、小さい場合は、河道改修に頼らざるを得ない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・河道改修はダム活用の効果の大小によって、必要な改修規模が変わる。 も、 ・競設ダムの利水分を治水に転用する場合は、補償や代替する利水対策も計上が必要。
5	・整備が完了すれば、河川整備計画と同程度の安全度の確保が可能。段階的な安全度向上も、河川整備計画と同様に実施可能。 ・河道部剛量が増大することとなり、河川整備計画と同期間に同程度の安全度を確保するには、河道改修に関してより集中した投資による事業進捗が必要。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・河道のみで対応すると、河川整備計画よりも大規模な掘削が必要。
6	・整備が完了すれば河川整備計画と同程度の安全度の確保が可能。段階的な安全度向上も、河川整備計画と同様に実施可能。 ・地域の合意形成や新たな補償等に要する期間が長期に及ぶ場合、段階的な安全度の向上・確保が遅延する。 ・新たな補償等の規模は区間毎に規模が違うことが想定され、沿川各地域の間で安全度の向上に差が生じる可能性がある。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・河川整備計画で予定している河道改修をさらに拡大して、不足分を引 堤により対応する。
7	・整備が完了すれば河川整備計画と同程度の洪水を処理することが可能となる。段階的な洪水処理能力も、河川整備計画と同様に実施可能。 ・一方で、他の河道改修方義と比較して洪水時の河道水位が高くなることから、仮に堤防決壊が発生した場合の被害は増大する。 ・地域の合意形成や新たな補償等に要する期間が長期に及ぶ場合、段階的な安全度の向上・確保が遅延する。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・河川整備計画で予定している河道改修をさらに拡大して、不足分を堤 防のかさ上げにより対応する。
8	- 整備が完了すれば、遊水地から下流区間では遊水地へのはん濫で洪水時の河道流量低減し安全度を向上。 ・遊水地の効果が及ばない区間に対しては、河川整備計画に加えて河道改修等を新たに実施することで、河川整備計画と同程度の安全度確保、段階的向上が可能。 ・地域の合意形成や新たな補償等に要する期間が長期に及る場合、河川整備計画と同程度の安全度向上・確保が遅延する。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	<ul> <li>・河道改修は遊水地の位置や諸元によって、必要となる規模が変わる。</li> <li>・遊水地は、地内の土地利用の継続の可否、補償内容等により変わる。</li> </ul>
9	・整備が完了すれば、放水路による分派地点から下流区間では洪水時の河道流量が低減し安全度を確保可能。(分派地点は上流側であるほど河道改修の追加区間を小さくできるが、放水路延長が大きくなる) が放米路の発水及ばない区間に対しては、河川整備計画に加えて河道改修等を新たに実施することで、河川整備計画と同程度の安全度確保、段階的向上が可能。 ・地域や関係者との合意形成、新たな補償等に要する期間が長期に及ぶ場合、河川整備計画と同程度の安全度向上・確保が遅延する。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	<ul><li>・河道改修は放水路の位置や諸元によって、必要となる規模が変わる。</li><li>・放水路は、施設規模や施設位置、補償内容等により変わる。</li></ul>
10	- 既設ダムの活用、再編ダム、新たな大規模施設の整備の各段階で、各施設下流の安全度が向上。 ・施設による治水効果が大きい場合には、河川整備計画よりも小規模の河道改修で同程度の安全度確保が可能。 ・ダムの活用と再編はケース3、新たな大規模施設はケース8、9と同様。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・河道改修は各施設の位置や諸元によって必要な改修規模が変わり、場合によっては河川整備計画よりも小規模な場合がある。 ・ 施設ダムと検証対象ダムの利水分を治水に転用する場合は、補償や代替の利水対策も計上が必要。

# 複数の治水・利水対策案の立案について 《治水組合せ③》

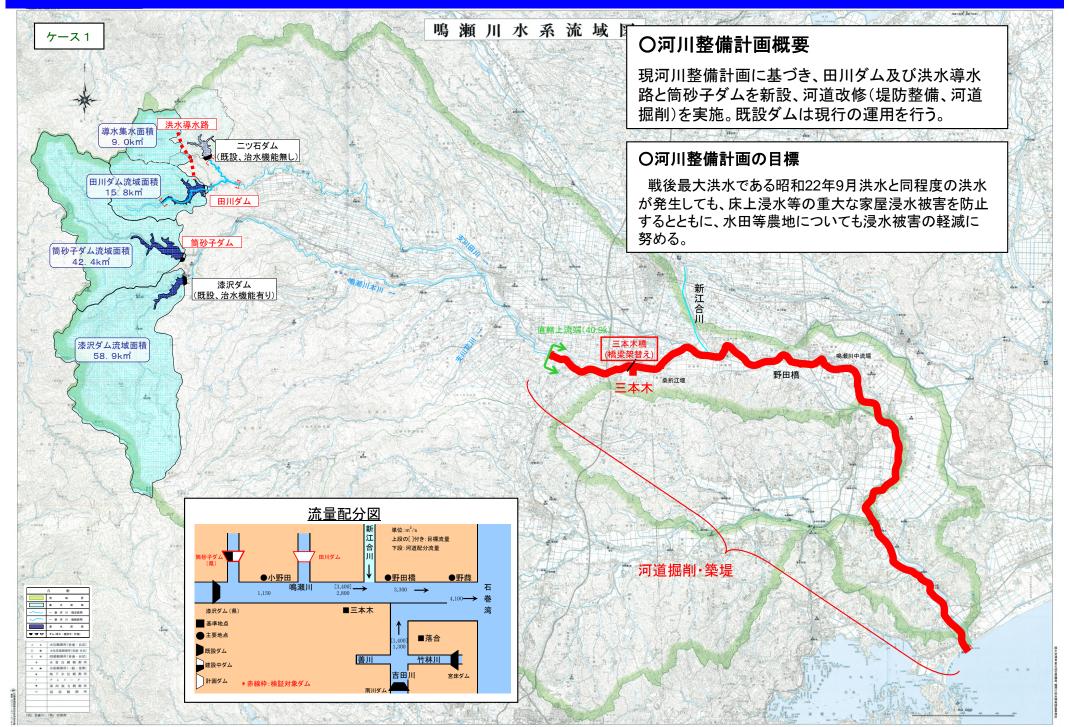
		検証対象	ダム	河川を 既設ダム		た対策	河道改修		Ü		中心とした 記域対策	:方策				各対策の概略評価の視点
	方策番号	1) %L		2) ダムの 有効活用	3)	4)	5) 6) 7	7) 13)	14)	16)	19) 2	1) 22)	23)			
想定される治水対策の組合せ (案)	対象とする方策 →	田川洪ダ	筒 砂 子	漆沢ダム ニツ石ダ	遊水地等	放水路	可引える	堤防の外外	雨水浸	の部 存分 置的	二 線 堤 テ	宅地の利	水田等			
5	-x √0.	水ム海及水の路	7	ダム(既設)	<b>*</b>		超	かき上げ	透施設	:置い場所	イ 建築等	かり規制	田等の保全		ケース No.	(各案とも現時点で技術的には実現可能)
	組合せ概要↓	Pil I						,		防						
	ダムや大規模施設を新設せず、既設ダムは現 行の運用に加え、部分的に低い堤防(暫定 堤)を存電する。 はん整する区域の集落やまとまった市街地は 二線堤により防御。 はん濫後の河道流量に応じた最適な河道改 修を実施。 既設ダムは現行の運用を行う。				1	_	O 比較検討	_	-	0	0 -	- 0	-	説印	の拡大が懸念される。 ・はん濫区域では、市街 可能性がある。 ・はん濫区域の広がりい ・はん濫が前提となるた ・河道改修は、組み合れ ・樹木の伐採、森林の係	存置すれば一定のはん濫が想定され、残る河道流量に応じた河道改修が必要。また、堤防上を越水することから、堤防決壊の危険性増大と遊水範囲 街地や集落の被害拡大を最小限とする二線堤、土地利用規制が必要。ただし、集落や市街地が広範に分布しているため、必要箇所、規模が多大となる によって、対象とする市街地や集落が広範に及び、対策も大規模となる可能性がある。 とめ、地域の合意、対象となる土地の所有者等の理解。自治体や農業者団体との調整が不可欠。場合によっては計画遊水地と同等の取扱が必要。 わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。 保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。
流域を中心とした対策を取り入れ た治水対策 河道改修等との組み合わせ	ダムや大規模施設を新設せず、既設ダムは現 行の運用に加え、部分的に低い堤防(暫定 堤)を存置する。の建物はかさ上げやピロティ 化により被害軽減対策を実施。 はん濫食の河道流量に応じた最適な河道改 修を実施。 既設ダムは現行の運用を行う。	-			-	-	O 比較検討	_	-	0	- 0	0	-	説印	の拡大が懸念される。 ・はん濫区域では、市街区域の広がりによっては ・はん濫が前提となるた ・はん濫が前提となるた ・河道改修は、組み合わ	存置すれば一定のはん濫が想定され、残る河道流量に応じた河道改修が必要。また、堤防上を越水することから、堤防決壌の危険性増大と遊水範囲 街地や集落の被害を最小限とするための宅地かさ上げ・ピロティ化、土地利用規制が必要。ただし、集落や市街地が広範に分布しているため、はん濫 は必要戸数、実施規模が多大となる可能性がある。 とめ、地域の合意、対象となる土地の所有者等の理解、自治体や農業者団体との調整が不可欠。場合によっては計画遊水地と同等の取扱が必要。 わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。 保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。
	ダムや大規模施設を新設せず、流域対策(運 動場、広場等での雨水貯留対策や市街地等 での雨水浸透対策及び水田等の保全)による 流出抑制を実施し、不足分を最適な河道改修 により対応する案。 既設ダムは現行の連用を行う。	-		-   -	-	_	O 比較検討	0	0	_	_	-   -	0	説印	学校グラウンドは約50億 ・また、田んぼ面積は約 がある。 ・流域対策の雨水貯留 多数の所有者・管理者等 ・河道改修は、組み合れ	Okm2には、例えば建物用地は約40km2(約5%)あるが、雨水浸透は一定規模以上の市街地での対策が有効と考えられ、適地は限られると想定。また、 箇所、公園や広場はほとんどないと想定。 付190km2(約24%、湿田、乾田、沼田、蓮田舎み)あるが、このうち対象になる水田は一部と想定され、更に近年の滅反・転作等による滅も考慮する必要 施設、雨水浸透施設、水田等の整備等の実現性及び洪水時の確実な操作や維持・管理などの実現性(広範な範囲での対策の実施方法や実施主体、 等との合意形成、制度・体制等)の確保が必要。 けいの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。 保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。
	ダムを新設せず、遊水地と放水路のうち有力 な施設による流量低減を図り、流域対策のう 14 ち雨水貯留・浸透と水田等の保全を組合せ。 必要に応じて最適な河道改修により対応する 案。	-	-		比較	) 検討	O 比較検討	0	0	-	-	-   -	0		・流域対策(雨水貯留・) 14 ・河道改修は、組み合わ	現模施設はケース8、9と同じ。 浸透、水田等の保全)はケース13と同じ。 わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。 保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。
	[ケース3]のうち有力な対策に、低い堤防の 存置と二線堤または建物常上げ・ピロティ建 築を実施し、はん濫後の河道流量に応じた最 適な河道改修を実施。		O 比較検討	it i	-	-	O 比較検討	-	-		O 比較検i	Ħ	-		15 ・河道改修は、組み合わ	ケース3と同様。 ・ピロティ化は、ケース11、12と同様。 わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。 保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。
河道改修を中心とした対策、新た な施設による治水対策 既設な人の活用、検証対象タムの 再編による治水対策	【ケース3】のうち有力な対策と、流域対策のう ち雨水貯留・浸透と水田等の保全を組合せ。 必要に応じて最適な河道改修により対応。	ı	O 比較検討	i <del>l</del>	_	-	O 比較検討	0	0	-			0		・流域対策(雨水貯留・	可道改修はケース3と同様。 浸透、水田等の保全)はケース13と同じ。 わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。 保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。
流域を中心とした対策を取り入れ 一 た治水対策 これらの組み合わせ	【ケース3】のうち有力な対策に、流域対策として低い堤防の存置と一線堤または宅地かさ上17 げピロティ建築、雨水野雷、浸透、水田等の保全を実施し、河道流量に応じた最適な河道改修を実施。	J	O 比較検討	i <del>l</del>	-	-	O 比較検討	0	0		O 比較検i	Ħ	0		・流域対策(雨水貯留・ 17 ・河道改修は、組み合れ ・樹木の伐採、森林の保	げ・ピロティ化は、ケース11、12と同様。 浸透、水田等の保全)はケース13と同じ。 わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。 保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。
	【ケース3】のうち有力な対策と新たな大規模 18 施設による流量低減、流域対策のうち雨水貯 留 浸透と水田等の保全を組合せ。必要に応 じて最適な河道改修により対応。	1	O 比較検i	Ħ	比較	) 検討	O 比較検討	0	0	-	-	-   -	0		- 流域対策(雨水貯留・) 18 - 河道改修は、組み合わ	ケース3、新たな大規模施設はケース8、9と同様。 浸透、水田等の保全)はケース13と同じ。 わせの結果想定される河道の流量に応じた規模が必要。 保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。

- 50 ※ 方策 8)樹木の伐採、24)森林の保全、25)洪水の予測等は全ての治水対策に共通。 ※ 各ケースの河道改修は、ケース毎の組合せの結果生じる河道流量に応じて、改修規模が変わると想定。

# 複数の治水・利水対策案の立案について《治水組合せ④》

	各対策の概略評価の視点	
ケース No.	ロ) 治水上の効果 (各案の目標洪水は河川整備計画と同じ)	ΛΣΕ (Λ
11	・はん濫することになり、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保できない。ただし、はん濫が想定される全域を計画遊水地と同等と扱えば、安全度確保といえる。 - 二線堤による市街地等のはん濫防御が進捗するにつれ、沿川の市街地等の安全度は向上。 - 「は水濫箇所から下流の河道区間では流星板減 安全度を自上。 - 低減効果の不足分及びはん濫箇所上流区間に対しては、河道改修等を新たに実施することで、安全度の段階的向上が可能。 - 地域の合意形成や新たな補償等に要する期間が長期に及ぶ場合、河川整備計画と同程度の安全度向上・確保が遅延する。 - 樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	- 二線堤築造に係るコストは、実施主体を問わず、可能な範囲で想定される施設整備、維持管理費等を計上。 ・河道改修はは水産箇所の位置によって、必要となる規模が変わる。 ・計画遊水地と同等の扱いをする場合は、氾濫被害に対する補償等も 生じる可能性がある。
12	・Iは人業することになり、河川整備計画の目構に同程度の安全度を確保できない。ただし、はん濫が想定される全域を計画遊水地と同等と扱えば、安全度確保といえる。 ・宅地か主上げやビロティ化が進捗するにつれ、沿川の市街地等の被害は軽減されるが、浸水は残り、安全度は向上しない。 ・はん濫箇所から下流の河道区間では流量低減し安全度を向上。 ・低減効果の不足分及びはん濫箇所上流区間に対しては、河道改修等を新たに実施することで、安全度の段階的向上が可能。 ・地域の合憲が成や新たな補償等に要する期間が長期に及ぶ場合、河川整備計画と同程度の安全度向上・確保が選延する。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・宅地派上げやピロティ化に係るコストは、実施主体を問わず、可能な 節題で想定される整備、維持管理費等を計上 ・河道改修ははん濫箇所の位置によって、必要となる規模が変わる。 ・計画遊水地と同等の扱いをする場合は、はん濫被害に対する補償等 も生じる可能性がある。
13	・流域対策の進捗に応じて順次効果が発現、安全度が向上。効果量が小さい場合の不足分に応じた河道改修等とあわせて整備が進捗すれば、河川整備計画と同程度の安全度の確保が可能、段階的な安全度向上も、現計画と同様に実施可能。 ・流域対対策に関する施設整備等の実現性、洪水時操作や維持・管理の実現性の確保と、これらを実行する制度・体制の確立に長期を要する場合には効果が期待できず、安全度向上が遅延する。 ・流域対策施設は、将来に亘り確実に維持管理されなければ、安全度が低下する。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	流域対策に係るコストは、実施主体を問わず、可能な範囲で想定される 施設整備、維持管理費等を計上
14	・河道改修、新たな大規模施設はケース8、9と同じ。 ・流域対策(雨水貯留・浸透、水田等の保全)はケース13と同じ。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・流域対策に係るコストは、実施主体を問わず、可能な範囲で想定される施設整備、維持管理費等を計上。 ・河道改修は各施設の位置や諸元、流域対策の効果の大小によって、 必要な改修規模が変わる。 ・新たな大規模施設は、施設規模や位置、土地利用継続の可否、補償 内容等により変わる。
15	・ダムの活用と再編はケース3と同様。 ・二線堤や宅地かさ上げ・ピロティ化は、ケース11、12と同様。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・ダムの活用と再編はケース3と同様。 ・二線堤や宅地かさ上げ・ピロティ化は、ケース11、12と同様。
16	・ダムの活用、再編や河道改修はケース3と同様。 ・流域対策(雨水貯留・浸透、水田等の保全)はケース13と同じ。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・流域対策に係るコストは、実施主体を問わず、可能な範囲で想定される施設整備、維持管理費等を計上。 成設登が上部用、ダム新設の場合、2ダム新設、それらの組合せ等が考 えられ、河道改修と組み合わせて有利な対策を検討。 ・既設多人上統証対象ダムの利水分を治水に転用する場合は、補償や 代替の利水対策も計上が必要。
17	・ダムの活用と再編はケース3と同様。 ・二線堤や宅地かさ上げ・ビロティ化は、ケース11、12と同様。 ・流域対策(雨水貯留・浸透、水田等の保全)はケース13と同じ。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・ダムの活用と再編はケース3と同様。 ・二線堤や宅地かさ上げ・ビロティ化は、ケース11、12と同様。 ・流域対策(雨水貯留・浸透、水田等の保全)はケース13と同じ。
18	・ダムの活用と再編はケース3、新たな大規模施設はケース8、9と同様。 ・流域対策(雨水貯留・浸透、水田等の保全)はケース13と同じ。 ・樹木の伐採、森林の保全、洪水の予測等については【ケース1】と同様。	・流域対策に係るコストは、実施主体を問わず、可能な範囲で想定される施設整備、維持管理費等を計上。 ・河道改修は各施設の位置や諸元、流域対策の効果の大小によって必要な改修規模が変わり、場合によっては河川整備計画よりも小規模な改修の場合がある。 ・既設ダムと検証対象ダムの利水分を治水に転用する場合は、補償や代替の利水対策も計上が必要。

### 説明個票1:河川整備計画「田川ダム及び洪水導水路、筒砂子ダム」



### 説明個票2: 既設ダムの活用及び検証対象ダムの効率的再編、河道改修と組合せ



### 説明個票3: 既設ダムの活用、河道改修と組合せ



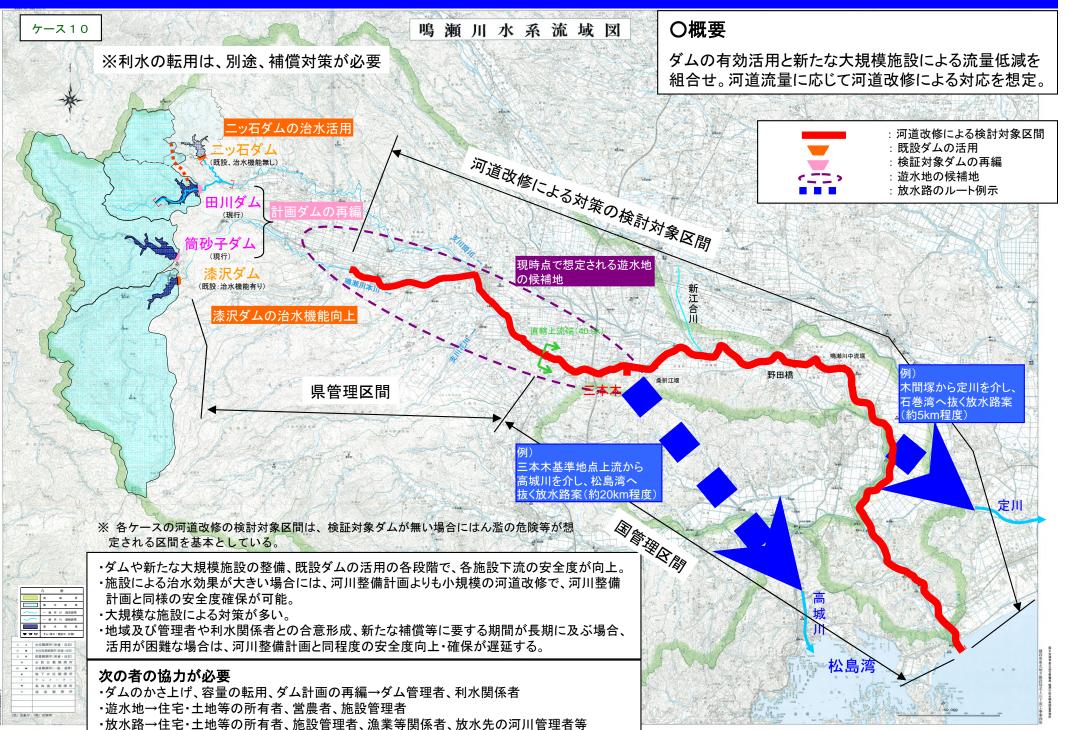
### 説明個票4: 既設ダムと河道改修を中心とする対策



### 説明個票5: 既設ダムの他、遊水地や放水路と河道改修の組合せ



### 説明個票6:新たな大規模施設の設置、既設ダムの活用及び検証対象ダムの効率的再構成、河道改修と組合せ



## 説明個票 7: 流域対策「部分的に低い堤防(暫定堤)の存置・二線堤・宅地のかさ上げやピロティ建築等を組み合わせ」



### 説明個票 8: 流域対策「部分的に低い堤防(暫定堤)の存置・二線堤・宅地のかさ上げやピロティ建築等を組み合わせ」 ケース11、12 : 左岸25.5k付近の堤防決壊を想定 三本木町 松山町 河南町 南郷町 ※ この図は、現在の河川の状況において 100年に1回程度の雨量による洪水が -旦はん濫すると 発生した場合、仮に堤防が決壊した場合 広範囲に及ぶ地形 凡 例 のはん濫による浸水状況を時系列的に示 的な特性 したもの。 浸水想定区域 ※ 現在の施設、河道の状況において、 100年に1回程度の雨量による洪 野田橋上流左岸側で堤防が決壊した洪水は、 水が発生した場合、仮に堤防決壊等 東松島市 江合川沿いの涌谷町や15km下流側の美里町 砂山地区まで広範囲に浸水する。 部分的に低い堤防(暫定堤)越水想定地点 ○ 浸水範囲:約5,400ha ○ 浸水世帯:約4,600世帯 松島湾 石巻湾

### 説明個票9:流域対策「 雨水貯留施設・雨水浸透施設・水田等の保全 」、河道改修と組合せ



## 複数の治水・利水対策案の立案について 《利水代替策》

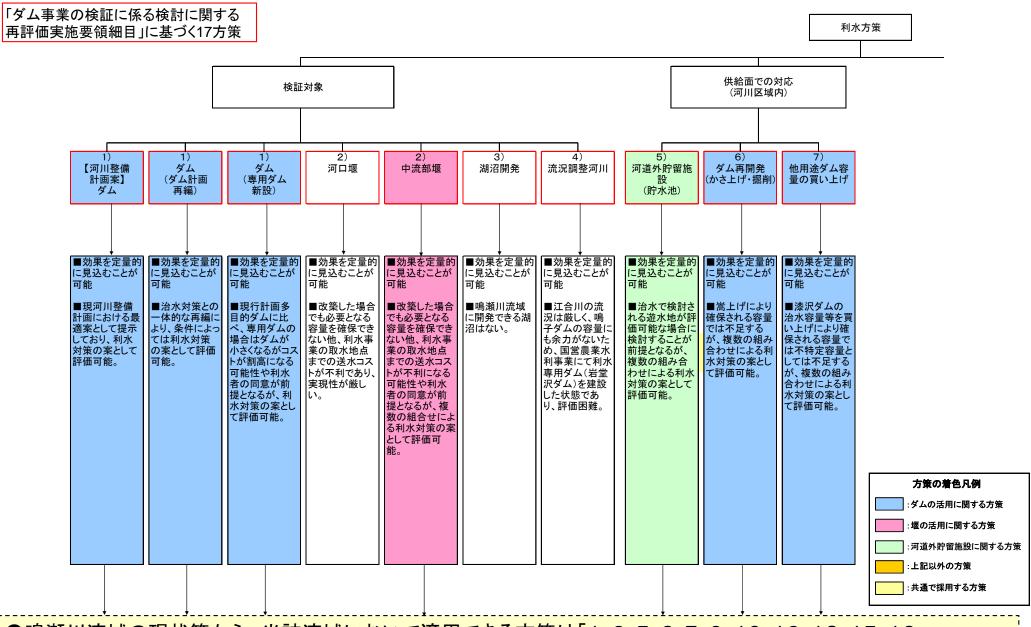
\*「今後の治水のあり方に関する有識者会議」中間とりまとめ参考資料抜粋

#### 利 水 代 替 策

【別紙7】

			利水.	上の効果等
	方策	概要等	※ 効果を定量的に見込 むことが可能か	取水可能地点 ※導水路の新設を 前提としない場合
	ダム	  河川を横過して専ら流水を貯留する目的で築造される構造物である。多目的ダムの場合、河川管理者が建設するダムに権原を持つことにより、水源とする。また、利水単独  ダムの場合、利水者が許可工作物として自らダムを建設し、水源とする。	可能	ダム下流
検 証	河口堰	河川の最下流部に堰を設置することにより、淡水を貯留し、水源とする。	可能	湛水区域
対象	湖沼開発	湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行って貯水池としての役割を持たせ、水源とする。	可能	湖沼地点下流
	流況調整河川	流況の異なる複数の河川を連絡することで、時期に応じて、水量に余裕のある河川から 不足している河川に水を移動させることにより、水の有効活用を図り、水源とする。	可能	接続地点下流
<b>()供</b>	河道外貯留施設 (貯水池)	河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。	可能	施設の下流
河船 川区 域の	ダム再開発(かさ 上げ・掘削)	既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする。	可能	ダム下流
内対応	他用途ダム容量の 買い上げ	既存のダムの発電容量や治水容量を買い上げて利水容量とすることで、水源とする。	可能	ダム下流
	水系間導水	水量に余裕のある水系から導水することで水源とする。	可能	導水位置下流
<b>〜供</b>	地下水取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。	ある程度可能	井戸の場所 (取水の可否は場所による)
河船 川区 域の	ため池(取水後の貯 留施設を含む。)	主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする。	可能	施設の下流
外対応	海水淡水化	海水淡水化施設を設置し、水源とする。	可能	海沿い
	水源林の保全	   主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源   林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。 	_	水源林の下流
需要	ダム使用権等の振 替	需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替え る。	可能	融通元水源ダムの下流
面 · 供	既得水利の合理 化・転用	用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。	ある程度可能	融通元水源の下流
必要なもの給面での総合:	渇水調整の強化	渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小限とする取水制限を行う。	-	_
的 な	節水対策	節水コマなどの節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上などにより、水需要の抑制を図る。	困難	_
対 応 が	雨水・中水利用	雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の推進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	困難	_
	1	<u></u>		

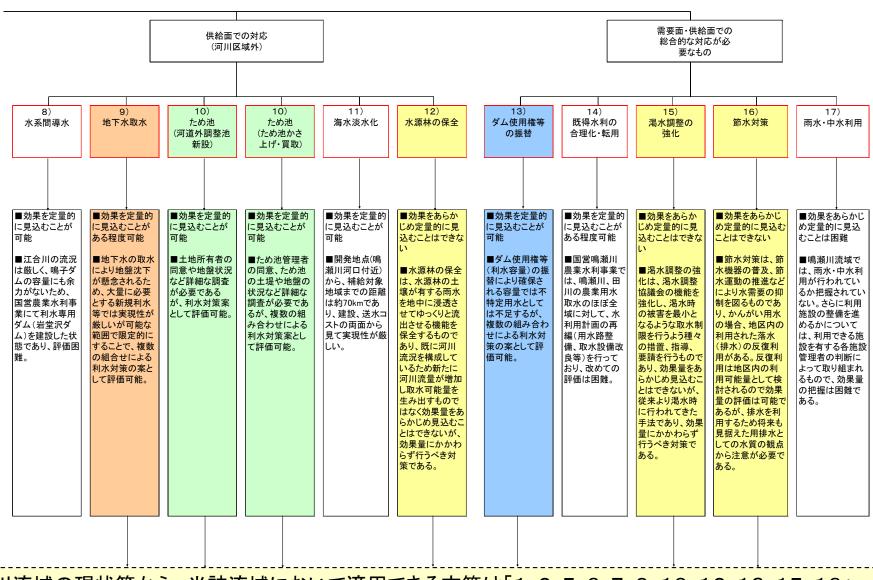
## 複数の治水・利水対策案の立案について《各方策の適用性判定(新規利水(かんがい))①》



- ●鳴瀬川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・12・13・15・16」。
- ●これらの方策を組み合わせて、複数の利水対策案を検討する。
- ●組合せた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。
- ※方策12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策は全ての利水対策に共通

### 複数の治水・利水対策案の立案について《Briting Miller (新規利水(かんがい))②》

「ダム事業の検証に係る検討に関する 再評価実施要領細目」に基づく17方策



- ●鳴瀬川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・12・13・15・16」。
- ●これらの方策を組み合わせて、複数の利水対策案を検討する。
- ●組合せた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

### 複数の治水・利水対策案の立案について<利水対策の考え方>

以下の考え方に基づいて利水方策を組み合わせ、代替案を設定する。

### 【新規利水】

- ◆利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保する案であること。
  - ・個別方策または複数の方策の組合せにより、必要な開発量確保を達成する。

#### 【流水の正常な機能の維持】

- ◆現河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成する案であること。
  - ・個別方策または複数の方策の組合せにより、河川整備計画目標を達成する。

### 【利水方策を組み合わせる際の考え方】

- 適用する方策を用いて、鳴瀬川流域の利水の特徴を踏まえた組み合わせを検討する。
- ・適用する方策のうち、12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策については、流域全体で取り組む ことが前提であり、全ての対策に共通する方策である。
- 各方策の組み合わせの優先順位は以下のとおりである。
  - イ) 既存施設を比較的大規模な工事を行わず活用できる方策・・・方策9),10)ため池かさ上げ,13)
  - 口) 既存ダムの改造、容量買取による方策・・・方策6),7)
  - ハ) 大規模に容量確保が可能な方策・・・方策1),2),5),10)河道外調整池

#### (1)既設ダムと検証対象ダムを中心とする方策の組み合わせ

- 既設ダムと田川ダムによる組み合わせ
- 既設ダムと筒砂子ダムによる組み合わせ
- 既設ダムと田川ダムを中心とした組み合わせ
- 既設ダムと筒砂子ダムを中心とした組み合わせ

#### (2) 既設ダムと利水専用ダムを中心とする対策の組み合わせ

- ・既設ダムと利水専用ダムによる組み合わせ
- ・既設ダムと利水専用ダムを中心とした組み合わせ

#### (3) 既設ダムとダム以外の方策を中心とする対策の組み合わせ

- ・既設ダムとダム以外の方策(堰)を中心とした組み合わせ
- ・既設ダムとダム以外の方策(河道外貯水池、調整池)を中心とした組み合わせ

## 複数の治水・利水対策案の立案について 《新規利水(かんがい)組合せ①》

)着色凡例 活用に関する方策								ı						需要面•供	
用に関する方策				検証	E対象			供給面で	の対応(河	川区域内)	供給面で	の対応(河)	区域外)	無要面・供 給面での 総合的な 対応	
貯留施設に関する方策   		大規模施	設の建設	既該	村用		大規模施	設の建設		既設利用	施設の建設	大規模施 設の建設	施設の 建設	既設利用	
,,,,,,		検証対	象ダム	既該	ダム	新設ダム	堰	貯水池	既設ダム	有効活用	地下水	<i>t</i> =8	め池	既設ダム 有効活用	
	方策番号			1)			2)	5)	6)	7)	9)	10	0)	13)	
	方策			ダム			河口堰	· 河	かか	他			水後の貯留	ダム	
ケース No.	対象とする方策→ 組合せ概要↓	田川ダム	筒砂子ダム	漆沢ダム(既設)	ニツ石ダム(既設)	利水専用ダム新設	中流部(改築)	(貯水池)	?さ上げ・掘削) がム再開発	の買い上げの買い上げ	地下水取水	(調整池新設)	上げ)(既設利用・かさ	「使用権等の振替	
河川整備計画	河川整備計画に基づき田川ダムと簡砂子ダムを新設。 既設ダム・既設ため池は現行の運用を行う。	0	0	-	O 既設利用	-	-	-	-	-	-	_	O 既設利用	ı	説明個
既設ダムと田川ダ	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 2 不足分を田川ダムのみ現行計画よりかさ上げ新設+地下水取水+ため池かさ 上げ+ダム使用権等の振替で対応。	〇 計画 容量増	-	-	O 既設利用	-	-	-	-	-	0	-	O かさ上げ	0	-14 np #1
ムによる組み合わせ	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 3 不足分を田川ダムのみ現行計画よりかさ上げ新設+ダム使用権等の振替で対 応。	〇 計画 容量増	-	-	O 既設利用	-	-	-	-	-	-	-	O 既設利用	0	説明個
既設ダムと簡砂子	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を筒砂子ダムのみ現行計画よりかさ上げ新設+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権等の振替で対応。	-	〇 計画 容量増	-	O 既設利用	-	-	-	-	-	0	-	O かさ上げ	0	=1/ pp ##
ダムによる組み合 わせ 、	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を筒砂子ダムのみ現行計画よりかさ上げ新設+ダム使用権等の振替で 対応。	ı	〇 計画 容量増	-	O 既設利用	-	-	-	-	-	-	-	O 既設利用	0	説明個
	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 - 不足分を田川ダムのみ新設+堰改築+河道外貯水池+地下水取水+ため池 かさ上げ+ダム使用権等の振替で対応。	〇 現計画 容量	-	-	〇 既設利用	-	0	0	_	-	0	-	O かさ上げ	0	
既設ダムと田川ダ ムを中心とした組 み合わせ	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 7 不足分を田川ダムのみ新設+既設ダムかさ上げ+地下水取水+ため池かさ上 げ+ダム使用権等の振替で対応。	〇 現計画 容量	-	-	O 既設利用	-	-	-	O かさ上げ	-	0	-	O かさ上げ	0	説明個
	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。  不足分を田川ダムのみ新設+既設ダム他用途容量買い上げ+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権等の振替で対応。	O 現計画 容量	-	-	O 既設利用	-	-	-	-	0	0	-	〇 かさ上げ	0	
	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 ・ ・ 不足分を田川ダムのみ新設+河道外調整池+地下水取水+ため池かさ上げ+ ダム使用権等の振替で対応。	〇 現計画 容量	-	_	O 既設利用	-	-	-	-	-	0	0	O かさ上げ	0	

<sup>※</sup>共通事項:現在の河川整備計画で見込んでいる、流水の正常な機能の維持(不特定)に対する補給は実施する前提。

<sup>※</sup>方策12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策は全ての利水対策に共通

# 複数の治水・利水対策案の立案について《新規利水(かんがい)組合せ②》

		各組合せ案を概略評価する際のポイント	
	10	Π)	//)
	実現性	利水上の効果	コスト
	制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられるか ケース No.	利水上の効果が極めて小さいと考えられるかどうか (利水参画者の必要な開発量が確保できるか)	コストが極めて高いと考えられるかどうか
説明個票1	・技術的観点、社会的影響等の観点から特段の懸念事項は想定されない。 ・環境に関して、各段階における必要な調査や評価を実施し、影響を極力小さくする工法や対策が必要。	・必要量の確保可能	
	・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 2・技術的には可能と考えられる。	- 流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	<ul> <li>・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。</li> <li>・利水容量不足分について、現行計画より田川ダムをかさ上げし上乗せすることにより、コストが割安となる可能性がある。</li> <li>・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。</li> </ul>
説明個票2	・技術的には可能と考えられる。 3	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	<ul> <li>・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。</li> <li>・利水容量不足分について、現行計画より田川ダムをかさ上げし上乗せすることにより、コストが割安となる可能性がある。</li> <li>・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。</li> </ul>
	<ul> <li>・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。</li> <li>4 ・技術的には可能と考えられる。</li> </ul>	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分について、現行計画より筒砂子ダムをかさ上げし上乗せすることにより、コストが割安となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票3	・技術的には可能と考えられる。 5	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分について、現行計画より筒砂子ダムをかさ上げし上乗せすることにより、コストが割安となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。 ・河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、掘削 を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁協 との調整が必要。 ・ため池かさ上げこあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改築中における用水の代替を検討しなければならない。 ・技術的には可能と考えられる。		・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の田川ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・堰改築にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改築を行った際は、埋上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票4	・ダム再開発の検討対象は、漆沢ダム・二ツ石ダムを想定。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討し 7 なければならない。 ・技術的には可能と考えられる。	<ul> <li>・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。</li> <li>・必要量の確保が可能と考えられる。</li> </ul>	<ul> <li>・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。</li> <li>・利水容量不足分の田川ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。</li> <li>・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。</li> </ul>
	<ul> <li>他用途容量を買い上げた場合に別途代替施設を検討する必要がある。</li> <li>ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。</li> <li>技術的には可能と考えられる。</li> </ul>	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の田川ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 9・河道外調整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、 土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。 ・技術的には可能と考えられる。	<ul> <li>・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。</li> <li>・必要量の確保が可能と考えられる。</li> </ul>	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の田川ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。

- ※共通事項:現在の河川整備計画で見込んでいる、流水の正常な機能の維持(不特定)に対する補給は実施する前提。
- ※方策12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策 は全ての利水対策に共通

# 複数の治水・利水対策案の立案について《新規利水(かんがい)組合せ③》

	• 10	ういろくていていてい				W 43 I	ויטעלו	2,2	. (, )	, ,,,	<u> </u>	/ //	<u> </u>		"	
方策の着色凡例					検証	[対象			供給面で	の対応(河)	区域内)	供給面で	の対応(河)	区域外)	需要面・供 給面での 総合的な 対応	
:ダムの活用に関する方策			大規模施	設の建設	既設	找利用		大規模施	設の建設		既設利用	施設の建設	大規模施 設の建設	施設の 建設	既設利用	
			検証対	象ダム	既設	ダム	新設ダム	堰	貯水池	既設ダム	有効活用	地下水	<i>†</i> =8	か池	既設ダム 有効活用	
:河道外貯留施設に関する方	東	方策番号			1)			2)	5)	6)	7)	9)	1	0)	13)	
.工記以外の万泉		方策			ダム			河口堰		_				水後の貯留	ダ	
	ケース No.	対象とする方策→ 組合せ概要 ↓	田 川 ダ ム	筒砂子ダム	漆沢ダム(既設)	ニツ石ダム (既設)	利水専用ダム新設	中流部(改築)	河道外貯留施設	かさ上げ・掘削)	の買い上げ の買い上げ	地下水取水	(調整池新設)	上げ)(既設利用・かさ	ム使用権等の振替	
	10	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を筒砂子ダムのみ新設+堰改築+河道外貯水池+地下水取水+ため 池かさ上げ+ダム使用権等の振替で対応。	-	〇 現計画 容量	-	O 既設利用	-	0	0	-	-	0	-	O かさ上げ	0	
ダムを	ダムと筒砂子 を中心とした 合わせ	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を簡砂子ダムのみ新設+既設ダムかさ上げ+地下水取水+ため池かさ 上げ+ダム使用権等の振替で対応。	-	〇 現計画 容量	-	O 既設利用	-	-	-	O かさ上げ	-	0	-	O かさ上げ	0	説明個票5
Na. 7 =	12	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を筒砂子ダムのみ新設+既設ダム他用途容量買い上げ+地下水取水 +ため池かさ上げ+ダム使用権等の振替で対応。	-	〇 現計画 容量	-	〇 既設利用	-	-	-	-	0	0	-	O かさ上げ	0	
	13	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を簡砂子ダムのみ新設+河道外調整池+地下水取水+ため池かさ上げ +ダム使用権等の振替で対応。	-	〇 現計画 容量	-	〇 既設利用	-	-	-	-	-	0	0	O かさ上げ	0	
	ダムと利水専 ムによる組み 14 せ	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を利水専用ダム新設+ダム使用権等の振替で対応。	-	-	-	O 既設利用	0	-	-	-	-	-	-	O 既設利用	0	説明個票6
	15	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を利水専用ダム新設+堰改築+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使 用権等の振替で対応。	-	-	-	〇 既設利用	0	0	-	-	-	0	-	O かさ上げ	0	
	18	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を利水専用ダム新設+河道外貯水池+地下水取水+ため池かさ上げ+ ダム使用権等の振替で対応。	-	-	-	O 既設利用	0	-	0	-	-	0	-	O かさ上げ	0	
用ダム	ダムと利水専 ムを中心とし み合わせ 17	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を利水専用ダム新設+既設ダムかさ上げ+地下水取水+ため池かさ上 げ+ダム使用権等の振替で対応。	-	-	-	O 既設利用	0	-	-	O かさ上げ	-	0	_	O かさ上げ	0	説明個票7
	18	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を利水専用ダム新設+既設ダム他用途容量買い上げ+地下水取水+ ため池かさ上げ+ダム使用権等の振替で対応。	-	-	-	O 既設利用	0	-	-	-	0	0	-	O かさ上げ	0	
	19	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を利水専用ダム新設+河道外調整池+地下水取水+ため池かさ上げ+ ダム使用権等の振替で対応。	-	-	-	O 既設利用	0	-	-	-	-	0	0	O かさ上げ	0	

※共通事項:現在の河川整備計画で見込んでいる、流水の正常な機能の維持(不特定)に対する補給は実施する前提。 ※方策12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策は全ての利水対策に共通

## 複数の治水・利水対策案の立案について 《新規利水(かんがい)組合せ④》

		各組合せ変を概略評価する際のボイント	
	10	n)	//)
	実現性	利水上の効果	사다
	制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられるかケース No.	利水上の効果が極めて小さいと考えられるかどうか (利水参画者の必要な開発量が確保できるか)	コストが極めて高いと考えられるかどうか
	・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。 ・河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、掘削を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁協との調整が必要。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 ・技術的には可能と考えられる。		・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の筒砂子ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・堰改築にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改集を行った際は、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票5	・ダム再開発の検討対象は、漆沢ダム・ニツ石ダムを想定。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 ・技術的には可能と考えられる。	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の筒砂子ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・他用途容量を買い上げた場合に、別途、代替施設を検討する必要がある。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討し 12 なければならない。 ・技術的には可能と考えられる。	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の筒砂子ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 ・河道外調整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、土土地所者者との調整や止水対策工などの対策が必要。 ・技術的には可能と考えられる。	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の筒砂子ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票6	・技術的には可能と考えられる。 14	<ul> <li>流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。</li> <li>必要量の確保が可能と考えられる。</li> </ul>	- 容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 - 現行計画ダムより、利水専用ダムの方がダム高が低くなるが、コストが割高となる可能性がある。 - ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改築中における用水の代替を検討しなければならない。 15 ・技術的には可能と考えられる。	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・現行計画ダムより、利水専用ダムの方がダム高が低くなるが、コストが割高となる可能性がある。 ・堰改築にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送 水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改築を行った際は、埋上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	<ul> <li>河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、掘削を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁協との調整が必要。</li> <li>16 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。</li> <li>・技術的には可能と考えられる。</li> </ul>		・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・現行計画ダムより、利水専用ダムの方がダム高が低くなるが、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票7	・ダム再開発の検討対象は、漆沢ダム・ニツ石ダムを想定。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討し 17 なければならない。 ・技術的には可能と考えられる。	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・現行計画計画ダムより、利水専用ダムの方がダム高が低くなるが、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・他用途容量を買い上げた場合に、別途代替施設を検討する必要がある。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討し 18 なければならない。 ・技術的には可能と考えられる。	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・現行計画ダムより、利水専用ダムの方がダム高が低くなるが、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 ・河道外調整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、 13 土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。 ・技術的には可能と考えられる。	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・現行計画ダムより、利水専用ダムの方がダム高が低くなるが、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。

※共通事項:現在の河川整備計画で見込んでいる、流水の正常な機能の維持(不特定)に対する補給は実施する前提。

※方策12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策は全ての利水対策に共通

## 複数の治水・利水対策案の立案について《新規利水(かんがい)組合せ⑤》

方策の着色凡例															
ダムの活用に関する方策															
堰の活用に関する方策河道外貯留施設に関する方策				検証対象				供給面での対応(河川区域内)			供給面で	の対応(河)	区域外)	需要面・供給面での総合的な	のな
上記以外の方策		大規模施	設の建設	既設	利用		大規模施	設の建設		既設利用	施設の建設	大規模施 設の建設	施設の 建設	既設利用	
		検証対	象ダム	既認	ダム	新設ダム	堰	貯水池	既設ダム	有効活用	地下水	<i>t=8</i>	カ池	既設ダム 有効活用	
	方策番号		!	1)	!		2)	5)	6)	7)	9)	1	0)	13)	
	方策			ダム			河口堰	គោ	へ か	他			水後の貯留	ダ	
ケース No.	対象とする方策→ 組合せ概要↓	田川ダム	筒砂子ダム	漆沢ダム(既設)	二ツ石ダム (既設)	利水専用ダム新設	中流部(改築)	( 貯水池 )	がさ上げ・掘削)	の買い上げ 上げ	地下水取水	(調整池新設)	上げ)(既設利用・かさ	ム使用権等の振替	
20	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を堰改築+河道外貯水池+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権 等の振替で対応。	-	-	-	O 既設利用	-	0	0	-	-	0	-	O かさ上げ	0	
<b>21</b> : リ 既設ダムとダム以	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を堰改築+既設ダムかさ上げ+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使 用権等の振替で対応。	-	-	-	O 既設利用	-	0	-	O かさ上げ	-	0	-	O かさ上げ	0	
22	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を堰改築+既設ダム他用途容量買い上げ+地下水取水+ため池かさ上 げ+ダム使用権等の振替で対応。	-	-	-	O 既設利用	-	0	0	-	0	0	-	O かさ上げ	0	— 説明個
2	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を堰改築+河道外調整池+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権 等の振替で対応。	-	-	-	O 既設利用	-	0	-	ı	-	0	0	O かさ上げ	0	
24	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を河道外貯水池+河道外調整池+ダム使用権等の振替で対応。	-	-	-	〇 既設利用	-	-	0	1	_	_	0	O 既設利用	0	
成設ダムとダム以 外の方策(河道外 貯水池、調整池)を 中心とした組み合 わせ	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を河道外貯水池+ダム使用権等の振替で対応。	-	-	-	〇 既設利用	-	-	0	ı	-	-	-	O 既設利用	0	説明値
	既設ダム・既設ため池は現行の運用を実施。 不足分を河道外調整池+ダム使用権等の振替で対応。	-	-	-	O 既設利用	-	-	-	-	-	-	0	O 既設利用	0	

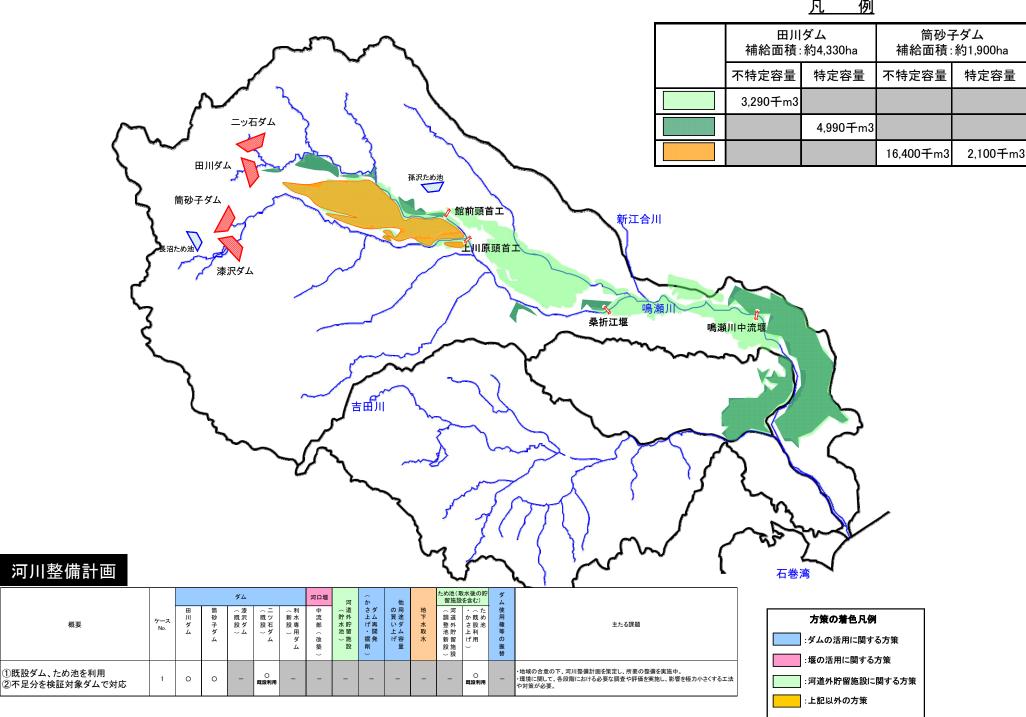
<sup>※</sup>共通事項:現在の河川整備計画で見込んでいる、流水の正常な機能の維持(不特定)に対する補給は実施する前提。

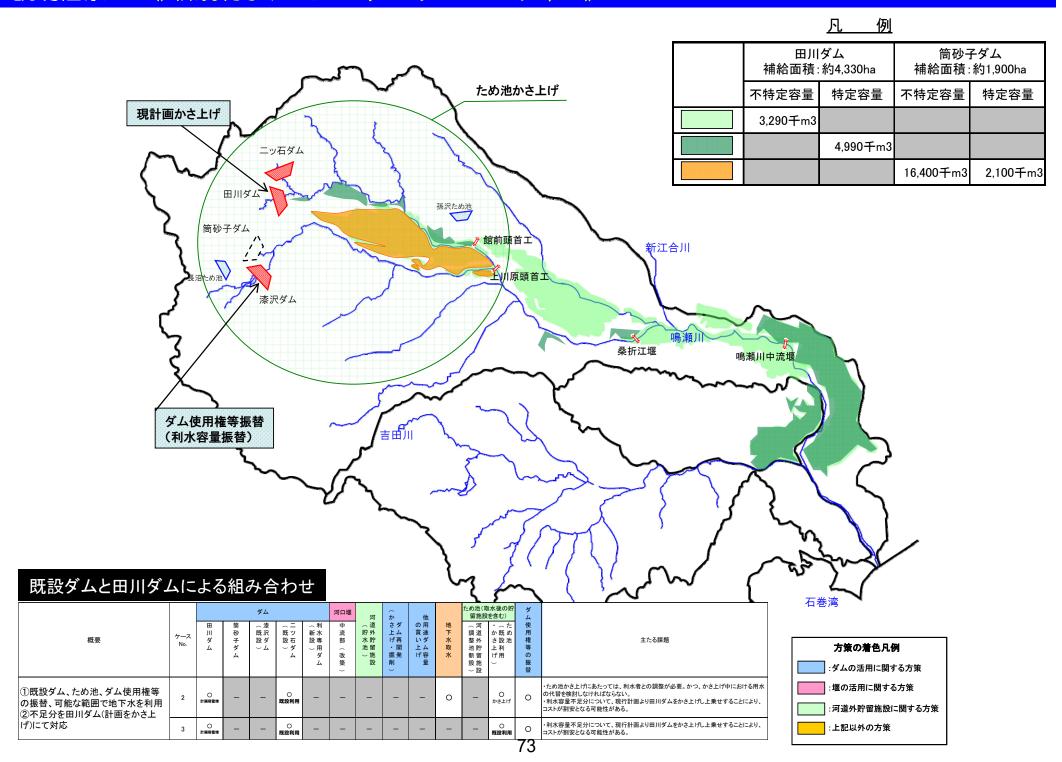
<sup>※</sup>方策12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策は全ての利水対策に共通

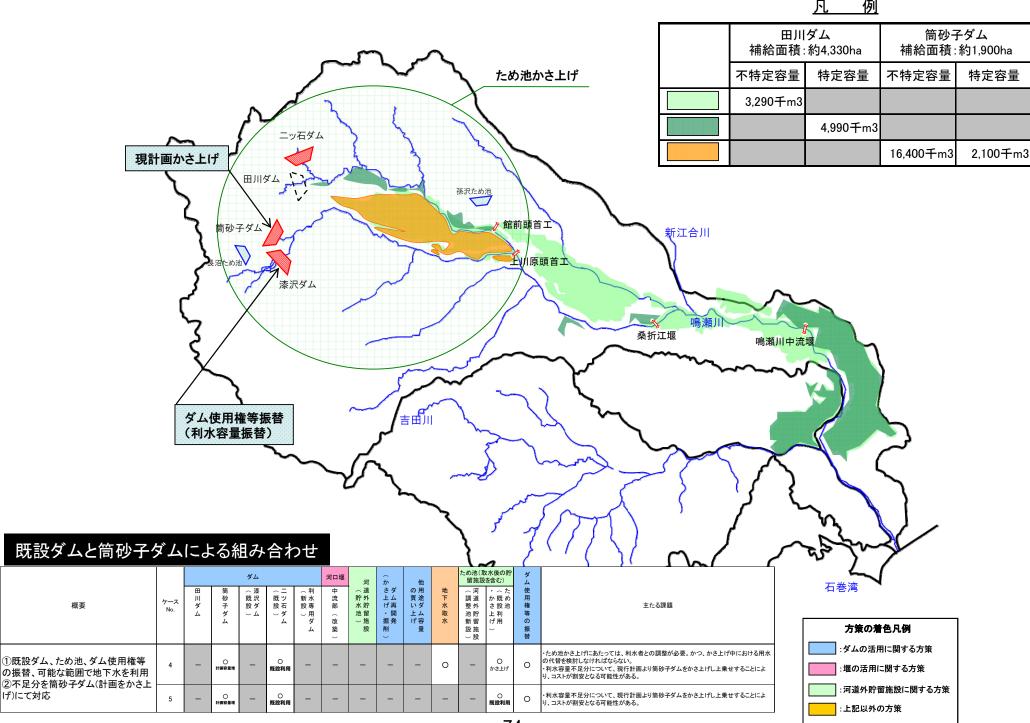
# 複数の治水・利水対策案の立案について 《新規利水(かんがい)組合せ⑥》

		各組合せ業を概略評価する際のポイント	
	n	Π)	//)
	実現性	利水上の効果	٦٨c
	制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられるか ケース No.	利水上の効果が極めて小さいと考えられるかどうか (利水参画者の必要な開発量が確保できるか)	コストが極めて高いと考えられるかどうか
	<ul> <li>・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。</li> <li>・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改築中における用水の代替を検討しなればならない。</li> <li>20 河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、振を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁セの調整が必要。</li> <li>・技術的には可能と考えられる。</li> </ul>	削	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・堰改築にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改築を行った際は、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。・ダム再開発の検討対象は、漆沢ダム・ニツ石ダムを想定。・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改築中における用水の代替を検討しな21 ればならない。 ・技術的には可能と考えられる。	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。 にけ	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・堰改築にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送 水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改業を行った際は、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票8	・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。 ・他用途容量を買い上げた場合に、別途、代替施設を検討する必要がある。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討なければならない。  22 ・河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、振を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁村との調整が必要。 ・技術的には可能と考えられる。	削	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・堰改築にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送 水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改業を行った際は、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改築中における用水の代替を検討しる ればならない。 22 河道外調整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、 土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。 ・技術的には可能と考えられる。		・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・堰改築にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改築を行った際は、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、振を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁したの調整が必要。 24・河道外調整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。 ・技術的には可能と考えられる。	☆必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票9	・河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、振を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁t 23 との調整が必要。 ・技術的には可能と考えられる。		・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	・河道外調整池については、振削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。  20 ・技術的には可能と考えられる。	・流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。

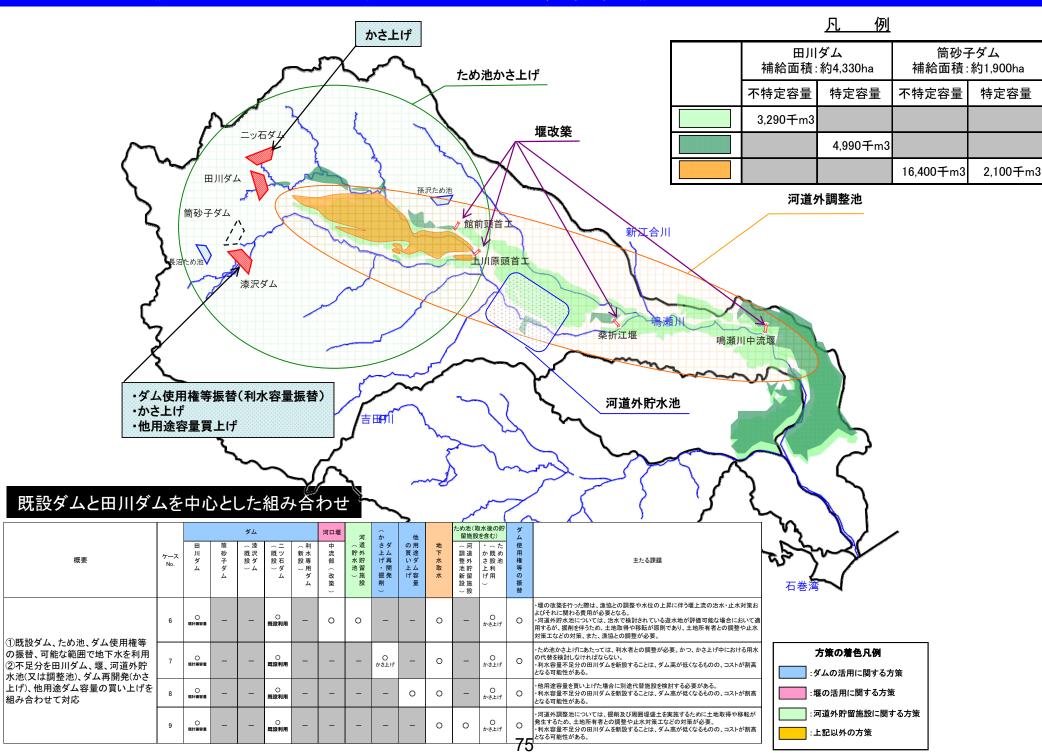
- ※共通事項:現在の河川整備計画で見込んでいる、流水の正常な機能の維持(不特定)に対する補給は実施する前提。
- ※方策12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策は全ての利水対策に共通



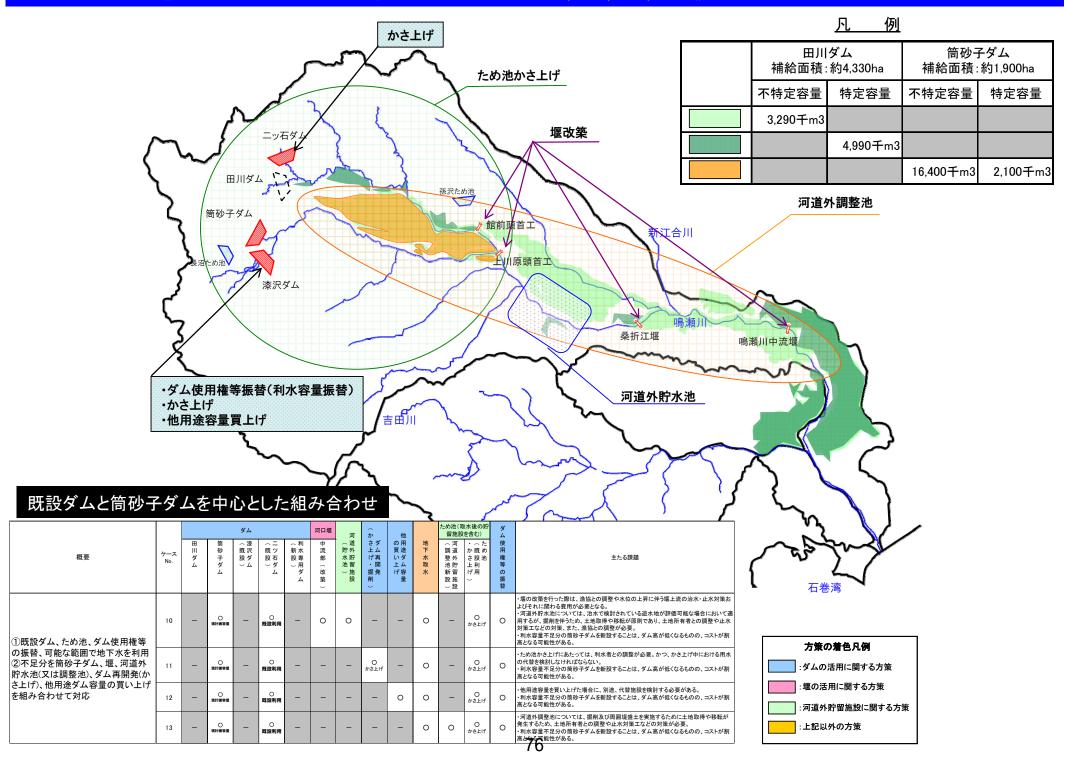


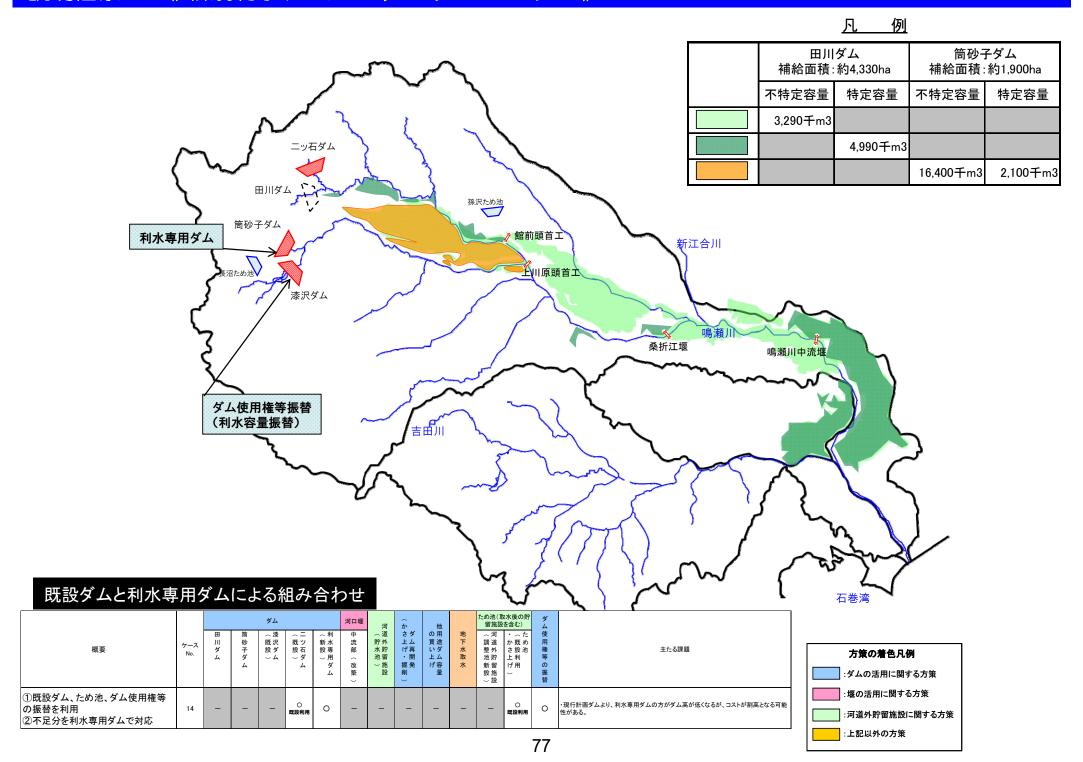


## 説明個票4 《 新規利水(かんがい) : ケースNo.6,7,8,9 》

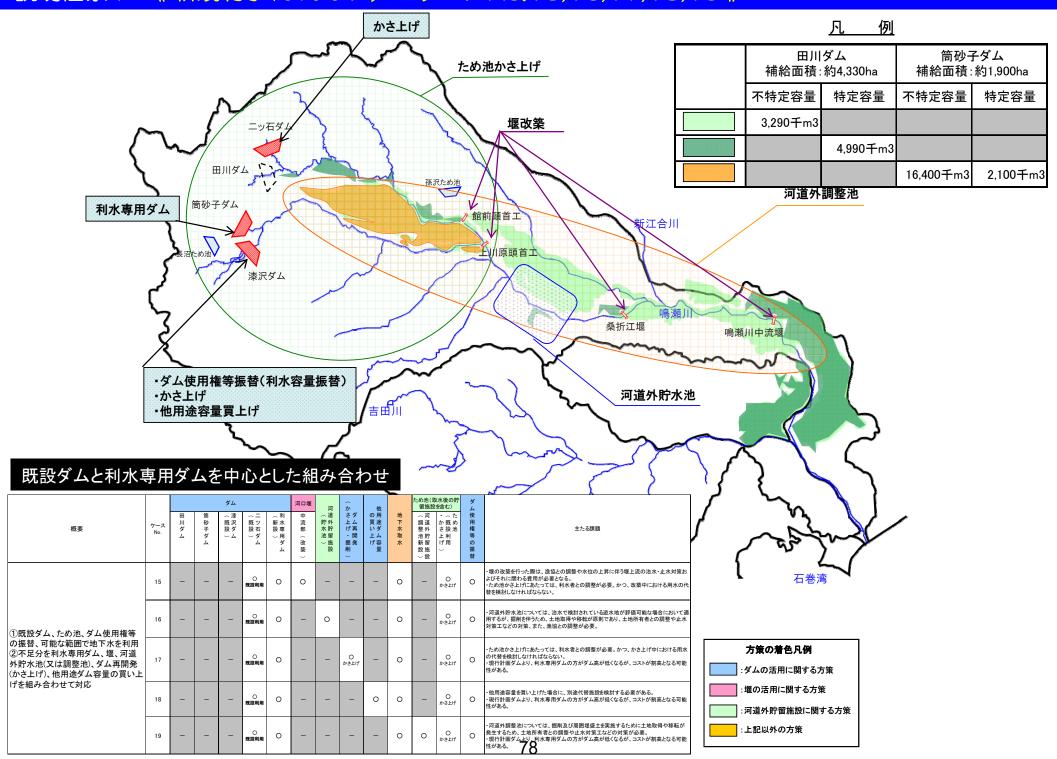


## 説明個票5 《新規利水(かんがい):ケースNo.10,11,12,13》

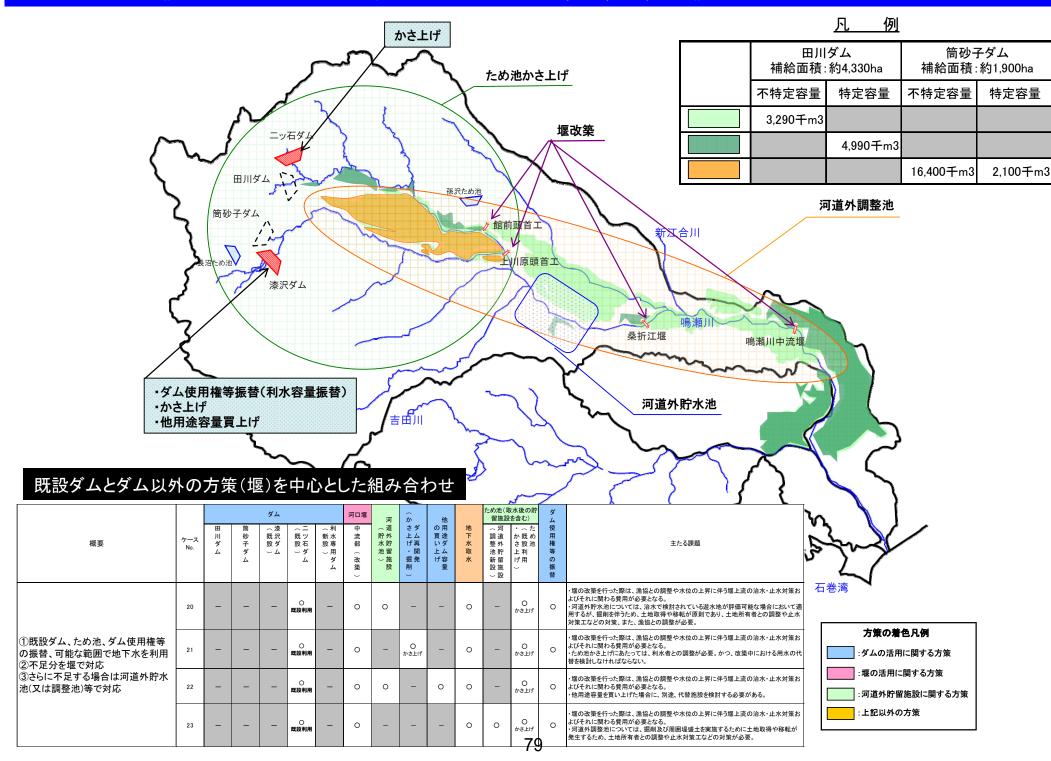




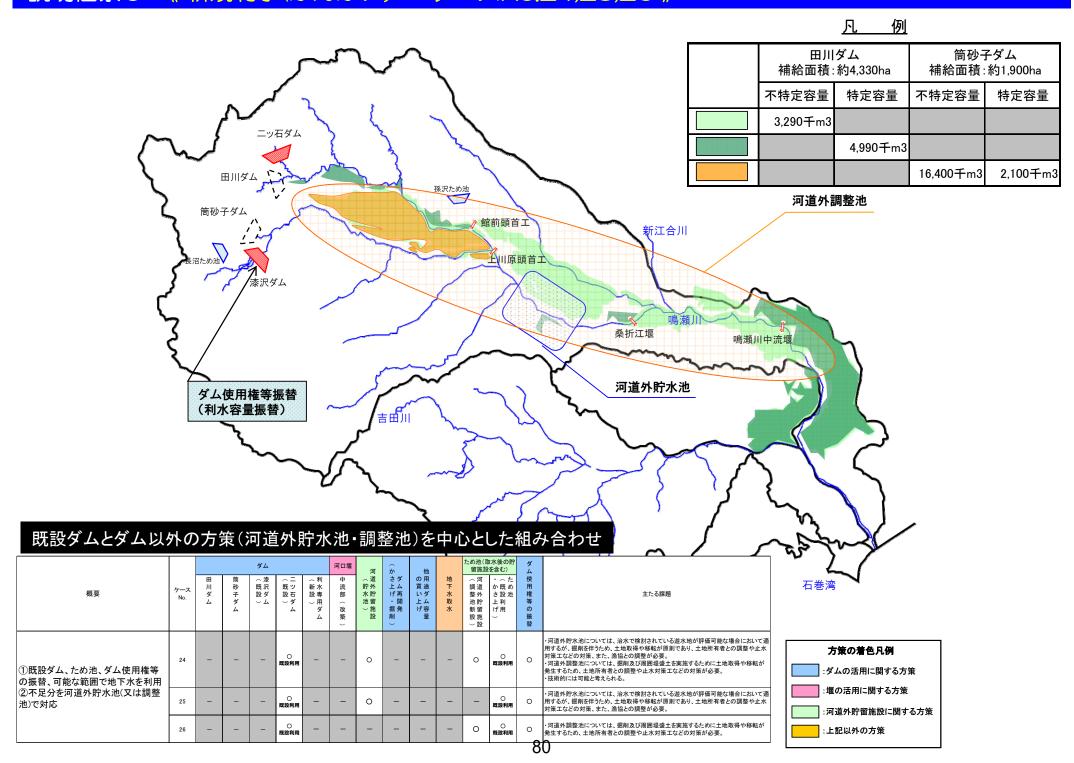
# 説明個票7 《新規利水(かんがい):ケースNo.15,16,17,18,19》



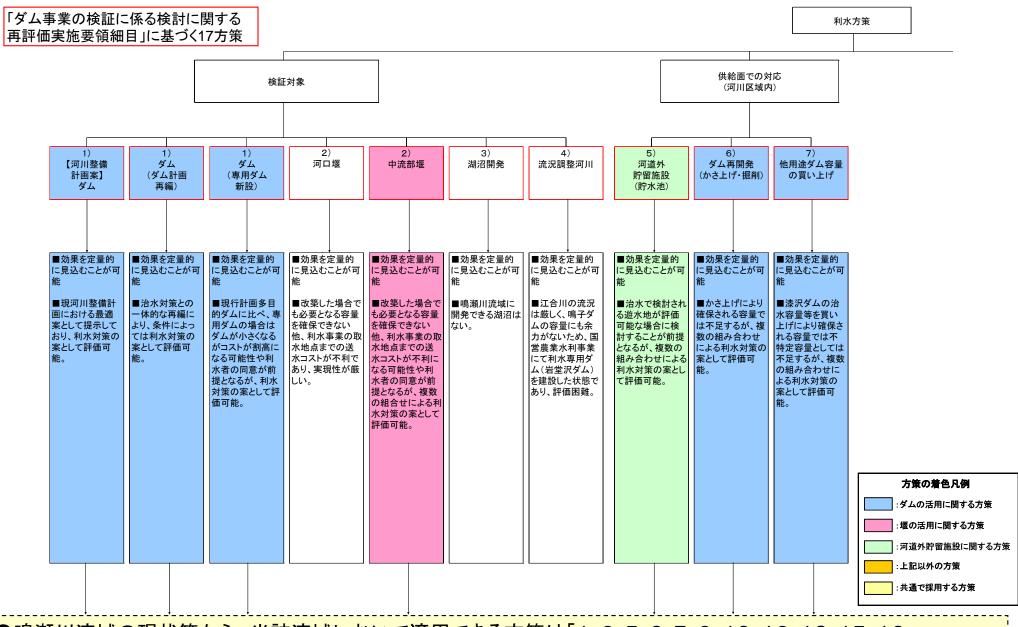
## 説明個票8 《新規利水(かんがい):ケースNo.20,21,22,23》



## 説明個票9 《新規利水(かんがい): ケースNo.24,25,26》

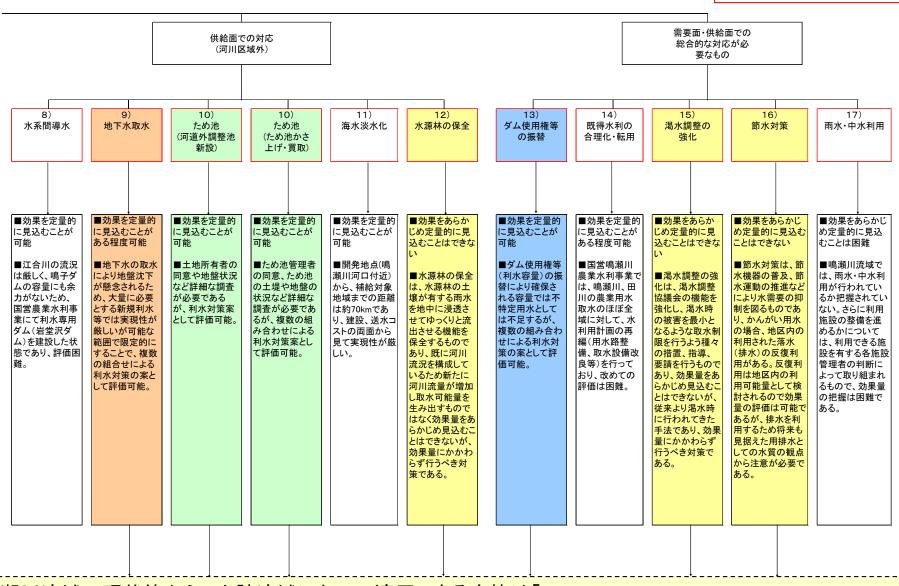


# 複数の治水・利水対策案の立案について《各方策の適用性判定(流水の正常な機能の維持)①》



- ●鳴瀬川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・12・13・15・16」。
- ●これらの方策を組み合わせて、複数の利水対策案を検討する。
- ●組合せた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

「ダム事業の検証に係る検討に関する 再評価実施要領細目」に基づく17方策



- ●鳴瀬川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・12・13・15・16」。
- ●これらの方策を組み合わせて、複数の利水対策案を検討する。
- ●組合せた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

# 複数の治水・利水対策案の立案について《流水の正常な機能の維持組合せ①》

方策の着色凡例:				検証	対象			供給面で	の対応(河)	川区域内)	供給面で	の対応(河)	区域外)	需要面・供 給面での 総合的な 対応		
・堰の活用に関するブ	方策		大規模施設の建設 既設利用				大規模施	設の建設	1	既設利用	施設の建設	大規模施 設の建設	施設の 建設	既設利用		
:河道外貯留施設に	関する方策		検証対	象ダム	既設	ダム	新設ダム 堰		貯水池	既設ダム	有効活用	地下水	<i>t=8</i>	か池	既設ダム 有効活用	
:上記以外の方策		方策番				1)		2)	5)	6)	7)	9)	ため池(取:	0)  水後の貯留	13)	
		対象とする方策→	田	日 筒		<b>ダム</b> 漆 ニ 沢 ッ		河口堰 中	河(道	へ か さダ	他の用		施設を	含む) った	ダ ム 使	
		ケース No. 組合せ概要↓	川 ダ ム	砂子ダム	沢ダム(既設)	ツ石ダム(既設)	水専用ダム新設	流部(改築)	貯水池 ) 池 )	上げ・掘削)	買い上げ	地下水取水	(調整池新設)	かさ上げ)	用権等の振替	
	河川整備計画	河川整備計画に基づき田川ダムと簡砂子ダムを新設。 既設ダムは現行の運用を行う。	0	0	O 既設利用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	説明個票1
	役ダムと田川ダムによ	既設ダムは現行の運用を実施。 2 不足分を田川ダムのみ現行計画よりかさ上げ新設+地下水取水+ため池かさ 上げ+ダム使用権振替で対応。	〇 計画 容量増	-	O 既設利用	ı	-	-	-	_	-	0	-	0	0	説明個票2
る組	且み合わせ	既設ダムは現行の運用を実施。 3 不足分を田川ダムのみ現行計画よりかさ上げ新設+ダム使用権振替で対応。	O 計画 容量増	-	O 既設利用	ı	-	ı	-	-	-	-	-	-	0	就明恤宗2
	ひずムと簡砂子ダムに !	既設ダムは現行の運用を実施。 不足分を筒砂子ダムのみ現行計画よりかさ上げ新設+地下水取水+ため池か さ上げ+ダム使用権振替で対応。	_	〇 計画 容量増	〇 既設利用	I	_	ı	_	_	-	0	_	0	0	説明個票3
\$\delta_{i}\$	よる組み合わせ	既設ダムは現行の運用を実施。 5 不足分を筒砂子ダムのみ現行計画よりかさ上げ新設+ダム使用権振替で対 応。	-	〇 計画 容量増	O 既設利用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	のルグス 間が
		既設ダムは現行の運用を実施。  3 不足分を田川ダムのみ新設+堰改築+河道外貯水池+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権振替で対応。	〇 現計画 容量	-	〇 既設利用	-	-	0	0	-	-	0	-	0	0	
	受ダムと田川ダムを中 とした組み合わせ	既設ダムは現行の運用を実施。 7 不足分を田川ダムのみ新設+既設ダムかさ上げ+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権振替で対応。	〇 現計画 容量	-	O 既設利用	-	-	-	-	O かさ上げ	-	0	-	0	0	説明個票4
		既設ダムは現行の運用を実施。 8 不足分を田川ダムのみ新設+既設ダム他用途容量買い上げ+地下水取水+ ため池かさ上げ+ダム使用権振替で対応。	〇 現計画 容量	-	O 既設利用	-	-	ı	-	-	0	0	-	0	0	
		既設ダムは現行の運用を実施。 9 不足分を田川ダムのみ新設+河道外調整池+地下水取水+ため池かさ上げ・ ダム使用権振替で対応。	〇 現計画 容量	_	O 既設利用	_	-	-	_	_	_	0	0	0	0	

# 複数の治水・利水対策案の立案について《流水の正常な機能の維持組合せ②》

		各組合せ案を振略評価する際のポイント	
	1)	Π)	(1)
	実現性	利水上の効果	- オスト
	制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられるかケース No.	利水上の効果が極めて小さいと考えられるかどうか (河川整備計画において想定されている目標と同程度の目標となっているか)	コストが極めて高いと考えられるかどうか
説明個票1	<ul> <li>河川法に基づく意見聴取等の手続を経て、地域の合意の下、河川整備計画を策定し、所要の整備を実施中。</li> <li>技術的観点、社会的影響等の観点から特段の懸念事項は想定されない。</li> <li>環境に関して、各段階における必要な調査や評価を実施し、影響を極力小さくする工法や対策が必要。</li> </ul>	-必要量の確保可能	
	・・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。  2 ・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 ・技術的には可能と考えられる。	流域内に設置低設・新設される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分について、現行計画より田川ダムをかさ上げし上乗せすることにより、コストが割安となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票2	・技術的には可能と考えられる。 3	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 -現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 -必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分について、現行計画より田川ダムをかさ上げし上乗せすることにより、コストが割安となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
54 ng/(2 # o	・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 4・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 ・技術的には可能と考えられる。	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 -現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分について、現行計画より筒砂子ダムをかさ上げし上乗せすることにより、コストが割安なる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票3 一	・技術的には可能と考えられる。 5	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 -現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	<ul> <li>・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。</li> <li>・利水容量不足分について、現行計画より筒砂子ダムをかさ上げし上乗せすることにより、コストが割安なる可能性がある。</li> <li>・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。</li> </ul>
	・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。 ・利水者所有の堰を改築する際は、共同施設にするための調整が必要。 ・河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、掘削を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や必要。  3・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改築中における用水の代替を検討しなければならない。 ・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 ・技術的には可能と考えられる。		・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の田川ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・堰改築にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までのジ水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改築を行った際に、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票4	- ダム再開発の検討対象は、漆沢ダム・ニツ石ダムを想定。 - ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 - ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 - 技術的には可能と考えられる。	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の田川ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
Do 91 may 1	- 他用途容量を買い上げた場合に別途代替施設を検討する必要がある。 - ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 3 - ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法相定が必要。 - 技術的には可能と考えられる。	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	<ul> <li>・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。</li> <li>・利水容量不足分の田川ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。</li> <li>・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。</li> </ul>
	・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 ・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。  9・河道外調整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。 ・河道外調整池の新設の際は、河川から新設する河道外調整池までの施設を河川法指定する必要があり、既設の施設を利用する際は、施設の所有者との調整が必要。 ・技術的には可能と考えられる。	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の田川ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。

# 複数の治水・利水対策案の立案について 《 流水の正常な機能の維持組合せ③》

複数の治外・利力	、刈束条の业条にしい		- (( )	派人	KU.	$\mathcal{L}$	<b>。话</b>	41	茂月	EO.	が住	1चा	rH c	5 C		
※方策12)水源林の保全、15)港				検証	対象			供給面で	の対応(河)	川区域内)	供給面での対応(河川区域外)			需要面・供 給面での 総合的な 対応		
16)節水対策 は全ての利水対策	こ共通	大規模力	施設の建設	既設	利用		大規模施設の		:の建設		施設の建設	大規模施 設の建設	施設の 建設	既設利用		
方策の着色凡例	方策の着色凡例									有効活用	地下水	ため池		既設ダム 有効活用		
:ダムの活用に関する方策	}		1)			2)	5)	6)	7)	9)	10		13)			
:堰の活用に関する方策	対象とする方策→		-	ダム		±il	河口堰中	河	かか	他		ため池(取水後の貯積施設を含む)		ダム		
:河道外貯留施設に関する方策		田川ダ	砂子	漆沢ダ	ー ツ 石 ダ	利 水 専	流部	(道 貯外 水貯	さダ 上ム げ再	の用 買途 いダ	地 下 水	、河 調道 救め	(かめ さ・	使 用 権		
:上記以外の方策	ケース No.		7	ムの既	5 (既 ) (既	用ダム新	(改築)	池留)施設	・開 掘発 削	上ム げ容 量	取水	整外とは、一上げ、新留に、一般を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	げ	権 等 の 振替		
	組合世概要↓			Ü	設	設			~			◇設		替		
	既設ダムは現行の運用を実施。  10 不足分を簡砂子ダムのみ新設+環改築+河道外貯水池+地下水取水+ため 池かさ上げ+ダム使用権振替で対応。	-	〇 現計画 容量	O 既設利用	-	-	0	0	-	-	0	-	0	0		
既設ダムと簡砂子ダム 中心とした組み合わせ	既設ダムは現行の連用を実施。  11 不足分を筒砂子ダムのみ新設+既設ダムかさ上げ+地下水取水+ため池かさ上げ+ケム使用権振替で対応。	-	〇 現計画 容量	O 既設利用	-	-	-	-	O かさ上げ	-	0	-	0	0	説明個票5	
	既設ダムは現行の運用を実施。  12 不足分を筒砂子ダムのみ新設+既設ダム他用途容量買い上げ+地下水取水 +ため池かさ上げ+ダム使用権振替で対応。	-	〇 現計画 容量	O 既設利用	-	-	-	ı	-	0	0	-	0	0	0	
	既設ダムは現行の運用を実施。  12 不足分を簡砂子ダムのみ新設+河道外調整池+地下水取水+ため池かさ上に +ダム使用権振替で対応。	f —	〇 現計画 容量	O 既設利用	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0		
既設ダムと利水専用タ による組み合わせ	既設ダムは現行の運用を実施。 14 不足分を利水専用ダム新設+ダム使用権振替で対応。	-	-	O 既設利用	-	0	-	-	-	-	-	-	ı	0	説明個票6	
	既設ダムは現行の運用を実施。  15 不足分を利水専用ダム新設+堰改築+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権振替で対応。	_	_	〇 既設利用	-	0	0	-	-	-	0	-	0	0		
	既設ダムは現行の運用を実施。  10 不足分を利水専用ダム新設+河道外貯水池+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権振替で対応。		-	O 既設利用	-	0	ı	0	-	-	0	ı	0	0		
既設ダムと利水専用タ を中心とした組み合わ	既設ダムは現行の運用を実施。  17 不足分を利水専用ダム新設+既設ダムかさ上げ+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権振替で対応。	-	-	O 既設利用	-	0	-	ı	O かさ上げ	-	0	-	0	0	説明個票7	
	既設ダムは現行の運用を実施。  13 不足分を利水専用ダム新設+既設ダム他用途容量買い上げ+地下水取水+ ため池かさ上げ+ダム使用権振替で対応。	-	-	O 既設利用	-	0	-	-	-	0	0	-	0	0		
	既設ダムは現行の運用を実施。  10 不足分を利水専用ダム新設+河道外調整池+地下水取水+ため池かさ上げ+ ダム使用権振替で対応。		- 86	〇 既設利用	-	0	-	-	-	-	0	0	0	0		

# 複数の治水・利水対策案の立案について 《 流水の正常な機能の維持組合せ④ 》

※方策12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策は全ての利水対策に共通

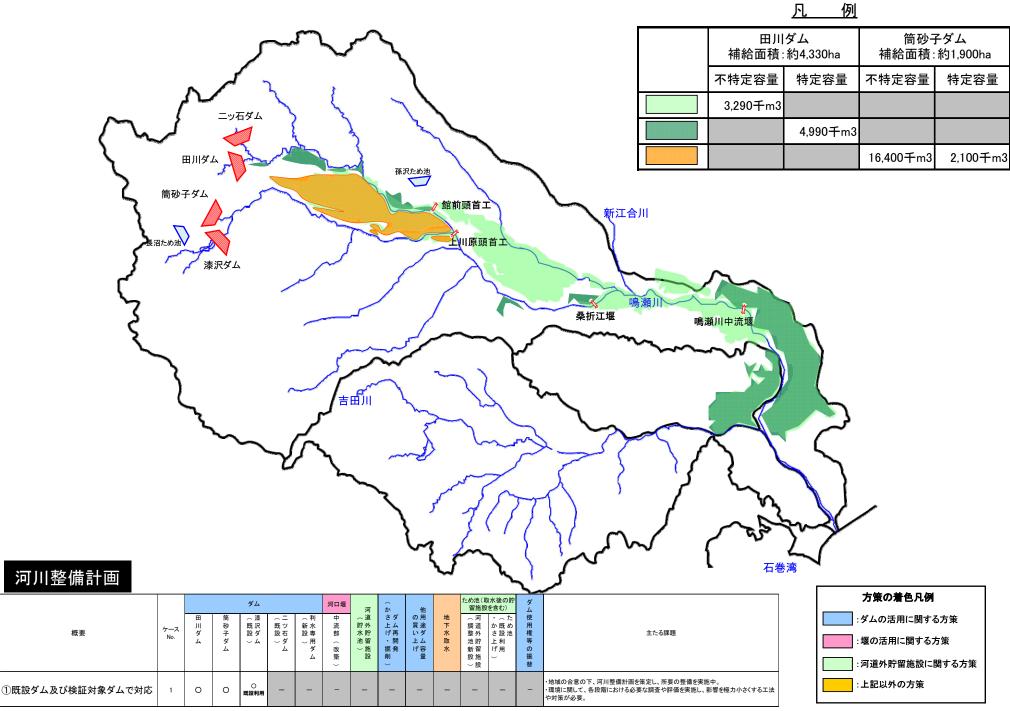
		各組合せ業を概略評価する際のポイント					
	0	<b>D</b> )	11)				
	実現性	利水上の効果	4.7.ピ				
7	制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられるか アース No.	利水上の効果が極めて小さいと考えられるかどうか (河川整備計画において想定されている目標と同程度の目標となっているか)	コストが極めて高いと考えられるかどうか				
	・郷の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。 ・利水者所有の増を改築する際は、共同施設にするための調整が必要。 ・利水者所有の増を改築する際は、共同施設にするための調整が必要。 ・河道が野水池については、地水で検討されている遊水地が野偏可能な場合において適用するが、振削 を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整やルボ対策工などの対策、また、漁協 との調整が必要。  1・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 ・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 ・技術的には可能と考えられる。 ・ダム再開発の検討対象は、漆沢ダム・ニツ石ダムを想定。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。  流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の簡砂子ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。 ・現な楽にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送水コストで不利になる可能性がある。 ・場の改業を行うた際は、埋上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補債費の計上が必要。 ・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・利水容量不足分の簡砂子ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。				
説明個票5	11・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 ・技術的には可能と考えられる。 ・他用途容量を買い上げた場合に、別途、代替施設を検討する必要がある。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。  12・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 ・技術的には可能と考えられる。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。 ・ 流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・ ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。	・・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。     ・・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。     ・・利水容量不足分の簡砂子ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性がある。     ・・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。     ・・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。     ・・利水容量不足分の簡砂子ダムを新設することは、ダム高が低くなるものの、コストが割高となる可能性				
説明個票6	・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。  13 ・河道が誘整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。 ・河道が調整池の新設の際は、河川から新設する河道が調整池の新設を河川法指定する必要があり、既設の施設を利用する際は、施設の所有者との調整が必要。 ・技術的には可能と考えられる。 ・技術的には可能と考えられる。	・必要量の確保が可能と考えられる。  流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。 ・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・現代計画ダムより、利水専用ダムの方がダムが、コストが割高となる可能性がある。・ ・ダム使用権等の振替(和水容量振替)に伴う、補償の計上が必要。				
	・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。 ・利水者所有の堰を改築する際は、共同施設にするための調整が必要。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改禁中における用水の代替を検討しなければならない。 ・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法排定が必要。 ・技術的には可能と考えられる。	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・現行計画ダムより、利水専用ダムの方がダム高が低くなるが、コストが割高となる可能性がある。 ・堰改業にあたっては、現位置下流に新規に改業する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送 水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改築を行った際は、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補債費の計上が必要。				
	<ul> <li>河道外貯水池については、浩水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、掘削を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁協との調整が必要。</li> <li>ため、池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。</li> <li>ため、池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川送指度が必要。</li> <li>技術的には可能と考えられる。</li> <li>ダム両開発の検討対象は、漆沢ダム・ニツ石ダムを規定。</li> </ul>	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要重の確保が可能と考えられる。 ・ 流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・現行計画なより、利水専用ゲムの方がダム高が低くなるが、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補債費の計上が必要。 ・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。				
説明個票7	・ため池か主上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 17 ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 - 技術的には可能と考えられる。 - 他用途容量を買い上げた場合に、別途代替施設を検討する必要がある。	・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。  流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。	- 現行計画ダムより、利水専用ダムの方がダム高が低くなるが、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。  ・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。				
	・ため池か主上げにあたっては、利水者との調整が必要、かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討し はければならない。 15・ため池のか主上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 ・技術的には可能と考えられる。 ・ため池か主上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討し	・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。 流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。	・現行計画ダムより、利水専用ダムの方がダム高が低くなるが、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。 ・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。				
	なければならない。 ・ため他のかえ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 19・河道外隔整池については、振削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。 ・河道外調整池の新設の際は、河川から新設する河道外調整池までの施設を河川法指定する必要があり、民数の施設を利用する際は、施設の所有者との調整が必要。	・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	*各重の相合でにより「人下が変わるにめ、は「人下となる各重相合でを検討。 ・現行計画が入より、利水南町がムの方がダム高が低ぐなが、コストが割高となる可能性がある。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。				
	・技術的には可能と考えられる。	87					

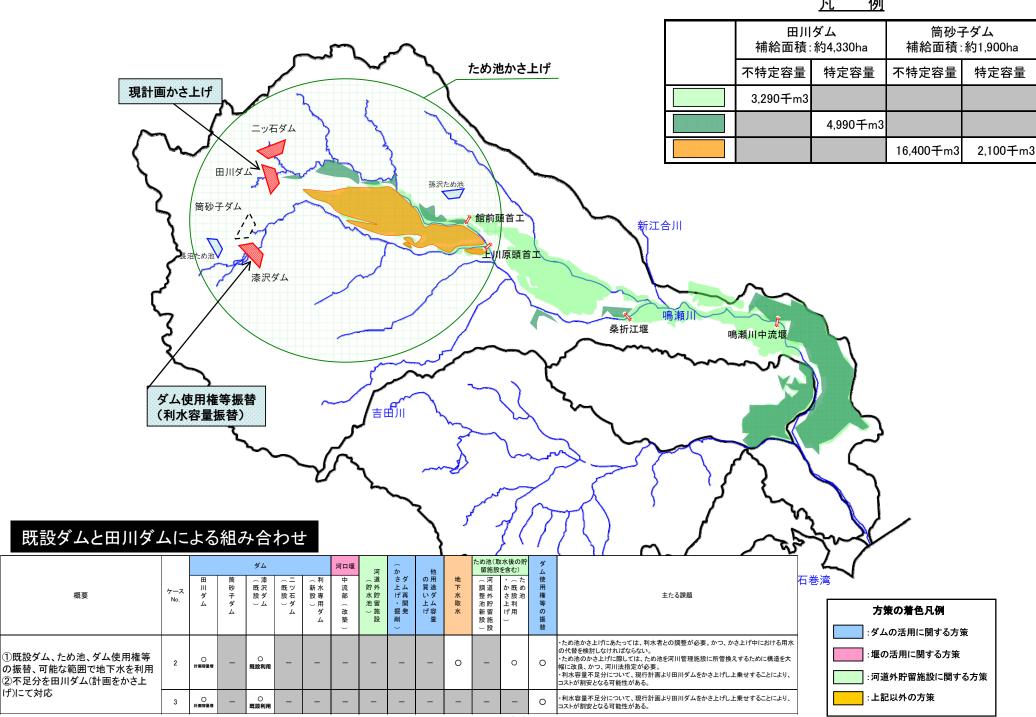
# 複数の治水・利水対策案の立案について 《 流水の正常な機能の維持組合せ⑤ 》

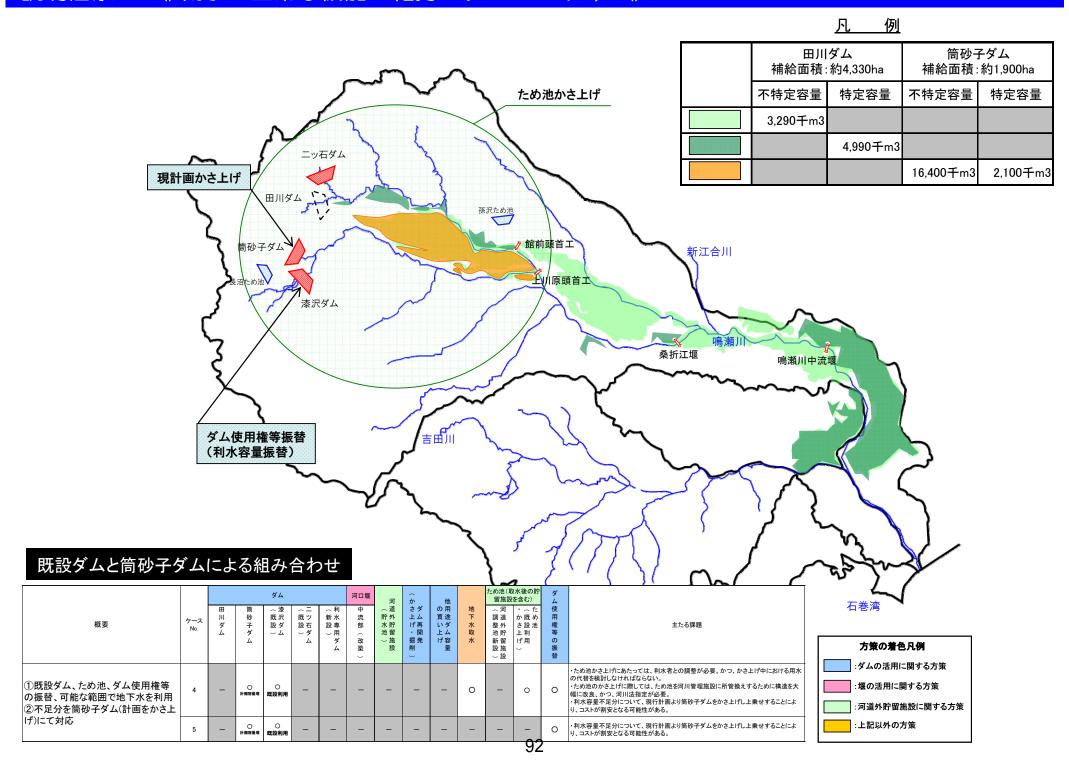
方策の着色凡例	7				検証	対象			供給面で	の対応(河川	区域内)	供給面で	の対応(河)		需要面・供 給面での 総合的な 対応						
:ダムの活用に関する方策			大規模施設の建設		既設利用			大規模施	設の建設		既設利用	施設の建設	大規模施 設の建設	連施 施設の	既設利用						
	■ :堰の活用に関する方策 ■ :河道外貯留施設に関する方策								貯水池	既設ダム	有効活用	地下水	ため池		既設ダム 有効活用						
:上記以外の方策		方策番号		1)			1)		5)	6)	7)	9)	10)		13)						
	J	方策			ダム			河口堰	河	ρ,	他			水後の貯留合む)	ダム						
	ケース No.	対象とする方策→ 対象とする方策→ 組合せ概要↓	田 川 ダ ム	筒砂子ダム	漆沢ダム(既設)	ニツ石ダム(既設)	利水専用ダム新設	中流部(改築)	(貯水池)	さ上げ・掘削 ) ・掘削 )	の買い上げ量	地下水取水	(調整池新設)	(かさ上げ)	ム使用権等の振替						
	20	既設ダムは現行の運用を実施。 不足分を堰改築+河道外貯水池+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権 振替で対応。	-	-	O 既設利用	-	-	0	0	-	-	0	-	0	0						
		既設ダムは現行の運用を実施。 不足分を堰改築+既設ダムかさ上げ+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使 用権振替で対応。	-	-	O 既設利用	-	-	0	-	O かさ上げ	-	0	_	0	0						
既認ダムとダム以外 策(堰)を中心とした 合わせ	<b>I</b> →	既設ダムは現行の運用を実施。 不足分を堰改築+既設ダム他用途容量買い上げ+地下水取水+ため池かさ上 げ+ダム使用権振替で対応。	-	-	O 既設利用	-	-	0	0	-	0	0	-	0	0	説明個票8					
	23	既設ダムは現行の運用を実施。 3 不足分を堰改築+河道外調整池+地下水取水+ため池かさ上げ+ダム使用権 振替で対応。	-	-	O 既設利用	-	-	0	-	-	-	0	0	0	0						
既設ダムとダム以外	24	既設ダムは現行の運用を実施。 ・ ・ ・ ・ 不足分を河道外貯水池+河道外調整池+ダム使用権振替で対応。	-	-	O 既設利用	-	-	-	0	-	-	-	0	-	0						
成成ダムごグムに外策(河道外貯水池、 池)を中心とした組み せ	1整	既設ダムは現行の運用を実施。 不足分を河道外貯水池+ダム使用権振替で対応。	-	-	O 既設利用	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	説明個票9					
	26	既設ダムは現行の運用を実施。 。 不足分を河道外調整池+ダム使用権振替で対応。	-	-	O 既設利用	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0						

# 複数の治水・利水対策案の立案について 《 流水の正常な機能の維持組合せ⑥ 》

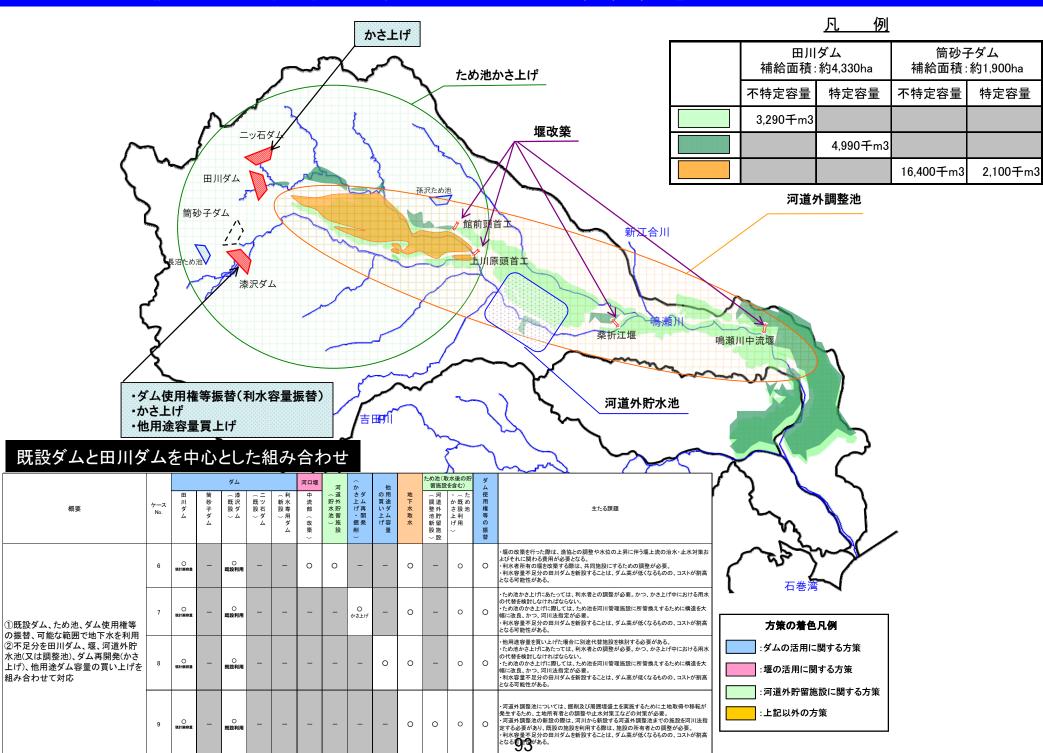
		各組合せ案を概略評価する際のポイント	
	n	D)	<b>/</b> )
	実現性	利水上の効果	4.7.0
	制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられるか ケース No.	利水上の効果が極めて小さいと考えられるかどうか (河川整備計画において想定されている目標と同程度の目標となっているか)	コストが極めて高いと考えられるかどうか
	<ul> <li>・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。</li> <li>・利水者所有の堰を改築する際は、共同施設にするための調整が必要。</li> <li>・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改築中における用水の代替を検討しなければならない。</li> <li>・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。</li> <li>・河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、掘削を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁協との調整が必要。</li> <li>・技術的には可能と考えられる。</li> </ul>		・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・堰改築にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送 水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改築を行った際は、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	<ul> <li>・堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。</li> <li>・利水者所有の堰を改築する際は、共同施設にするための調整が必要。</li> <li>・ケム再開発の検討対象は、法次ダム・コツ石ダムを想定。</li> <li>・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改築中における用水の代替を検討しなければならない。</li> <li>・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川は指定が必要。</li> <li>・技術的には可能と考えられる。</li> </ul>	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・堰改築にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送 水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改築を行った際は、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票8	<ul> <li>堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。</li> <li>・利水者所有の堰を改築する際は、共同施設にするための調整が必要。</li> <li>・他用途容量を買い上げた場合に、別途、代替施設を検討する必要がある。</li> <li>・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。</li> <li>・ため池かさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。</li> <li>・河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可・技術的には可能と考えられる。</li> </ul>	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・堰改装にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送 水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改築を行った際は、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	- 堰の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堰上流の治水・止水対策が必要となる。 - 利水者所有の堰を改築する際は、共同施設にするための調整が必要。 - ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改築中における用水の代替を検討しなければならない。 - ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。 - 河道外調整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。 - 河道外調整池の新設の際は、河川から新設する河道外調整池までの施設を河川法指定する必要があり、既設の施設を利用する際は、施設の所有者との調整が必要。 - 技術的には可能と考えられる。	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・塩改装にあたっては、現位置下流に新規に改築する必要があり、かつ、利水事業の取水地点までの送 水コストで不利になる可能性がある。 ・堰の改築を行った際は、堰上流の治水・止水対策費の計上が必要。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	<ul> <li>河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、掘削を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁協との調整が必要。</li> <li>河道外調整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。</li> <li>河道外調整池の新設の際は、河流の新設も新設する河道外調整池までの施設を河川法指定する必要があり、既設の施設を利用する際は、施設の所有者との調整が必要。</li> <li>技術的には可能と考えられる。</li> </ul>	- 現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 - 必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
説明個票9	<ul> <li>河道外貯水池については、治水で検討されている遊水地が評価可能な場合において適用するが、掘削を伴うため、土地取得や移転が原則であり、土地所有者との調整や止水対策工などの対策、また、漁協との調整が必要。</li> <li>技術的には可能と考えられる。</li> </ul>	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。
	<ul> <li>河道外調整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。</li> <li>河道外調整池の新設の際は、河川から新設する河道外調整池までの施設を河川法指定する必要があり、既設の施設を利用する際は、施設の所有者との調整が必要。</li> <li>技術的には可能と考えられる。</li> </ul>	流域内に設置(既設・新設)される利水施設を一元管理・維持する必要がある。 ・現河川整備計画と同等の効果が見込まれる。 ・必要量の確保が可能と考えられる。	・容量の組合せによりコストが変わるため、低コストとなる容量組合せを検討。 ・ダム使用権等の振替(利水容量振替)に伴う、補償費の計上が必要。



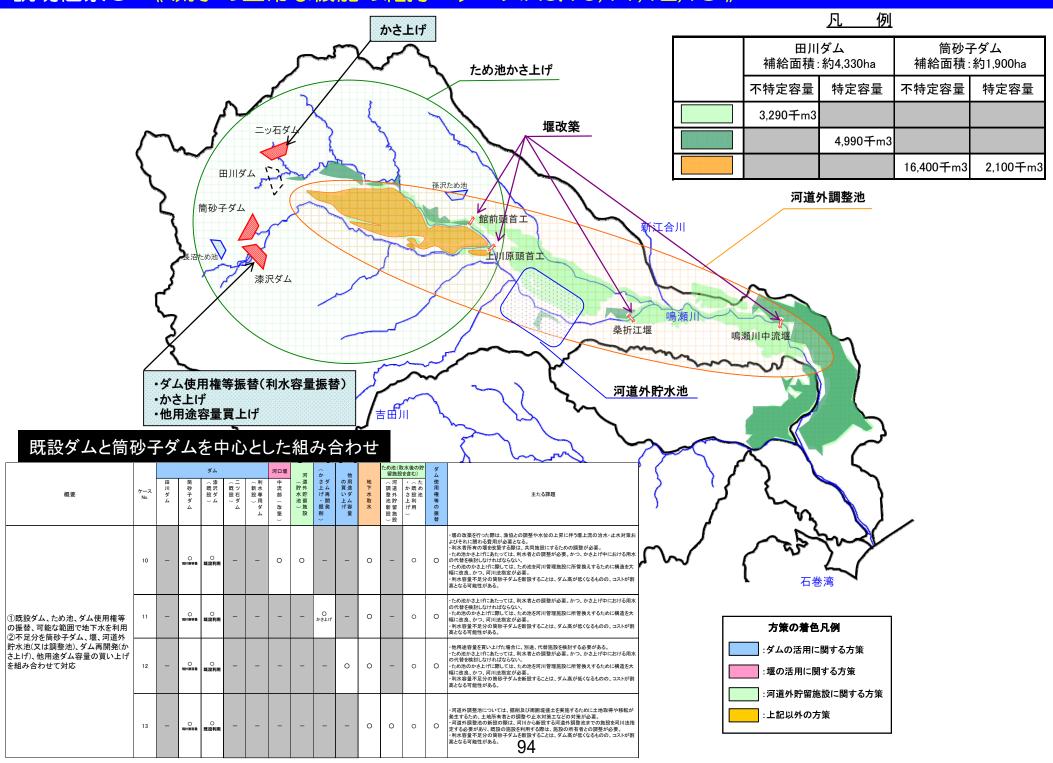


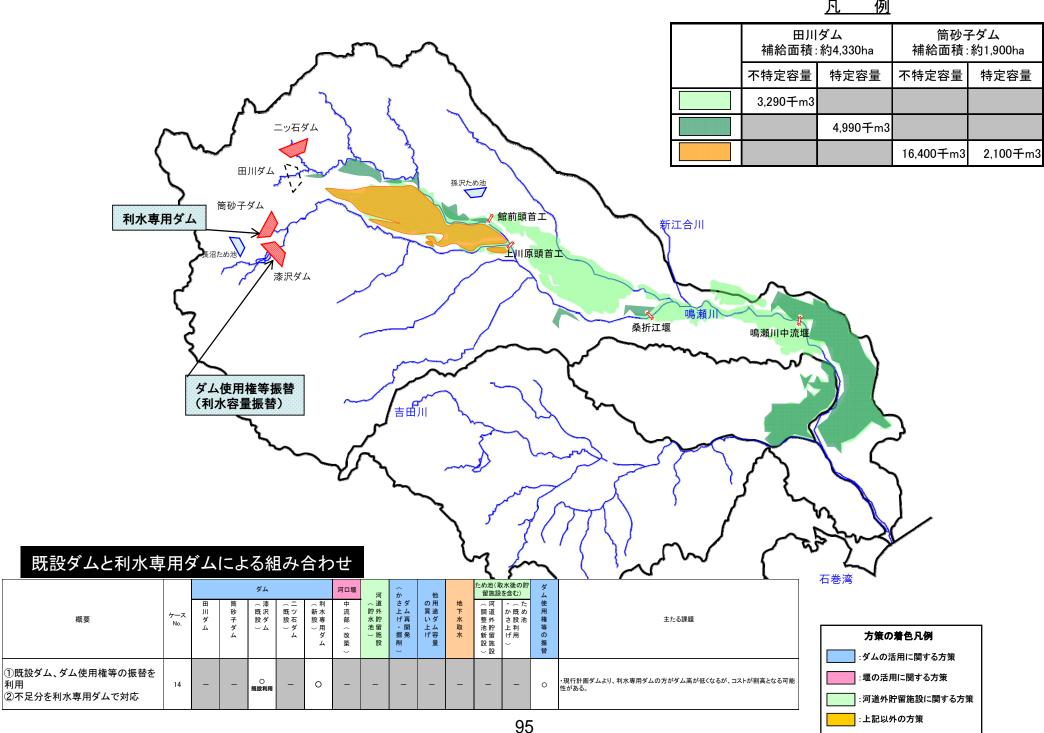


## 説明個票4 《流水の正常な機能の維持:ケースNo.6,7,8,9》



# 説明個票5 《流水の正常な機能の維持:ケースNo.10,11,12,13》





#### 説明個票7 《 流水の正常な機能の維持: ケースNo.15,16,17,18,19 》 例 <u>凡\_\_\_\_</u> かさ上げ 田川ダム 筒砂子ダム 補給面積:約4,330ha 補給面積:約1,900ha ため池かさ上げ 不特定容量 特定容量 不特定容量 特定容量 3,290千m3 堰改築 4,990千m3 16,400千m3 2,100千m3 田川ダム 河道外調整池 筒砂子ダム 利水専用ダム 館前頭首工 近江合川 上川原頭首土 漆沢ダム 桑折江堰 鳴瀬川中流堰

河道外貯水池

#### ・かさ上げ ・他用途容量買上げ

#### 既設ダムと利水専用ダムを中心とした組み合わせ

・ダム使用権等振替(利水容量振替)

					74			川口堰	河	か	他		留施設	(を含む)	Ĺ	
	概要	ケース No.	田川ダム	筒砂子ダム	(既設)	(既設)	(新設)	中流部(改築)	<b>(貯水池)</b>	さ上げ・掘削)	の買い上げ	地下水取水	池貯	・かさ上げ) (既設利用	使用権等の振替	主たる課題
		15	-	-	○ 既設利用	-	0	0	-	1	1	0	-	0		・屋の改築を行った際は、漁協との調整や水位の上昇に伴う堀上流の治水・止水対策およびそれに関わる発用が必要となる。 ・利水者所有の堰を改築する際は、共同施設にするための調整が必要。 ・ため池かき上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、改築中における用水の代替を検討しなければならない。 ・ため池のかき上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。
	め池、ダム使用権等 節囲で地下水を利用	16	-	-	○ 既設利用	-	0	1	0	1	1	0	-	0	O	・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 ・ため池のかと上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。
②不足分を利力 外貯水池(又は (かさ上げ)、他	の旅舎、可能に郵曲に地トルを利用 ②不足分を利水専用ダム、堰、河道 外貯水池(又は調整池)、ダム再開発 (かさ上げ)、他用途ダム容量の買い上 げを組み合わせて対応	17	ı	ı	〇 既設利用	-	0	1	ı	〇 かさ上げ	1	0	_	0	0	・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水の代替を検討しなければならない。 ・ため池のかと上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大幅に改良、かつ、河川法指定が必要。
げを組み合わけ		18	ı	-	〇 既設利用	-	0	1	1	1	0	0	_	0	•	・他用途容量を買い上げた場合に、別途代替施設を検討する必要がある。 ・ため池かさ上げにあたっては、利水者との調整が必要。かつ、かさ上げ中における用水 の代替を検討しなければならない。 ・ため池のかさ上げに際しては、ため池を河川管理施設に所管換えするために構造を大 幅に改良、かつ、河川法指定が必要。
		19	-	-	〇 既設利用	-	0	ı	-	1	1	0	0	0	0	・河道外調整池については、掘削及び周囲堤盛土を実施するために土地取得や移転が発生するため、土地所有者との調整や止水対策工などの対策が必要。 ・河道外観整池の新設の際は、河川から新設する河道外調整池までの施設を河川法指定する。 大阪設の施設を利用する際は、施設の所有者との調整が必要。

丰田川

ため池(取水後の貯

#### 方策の着色凡例

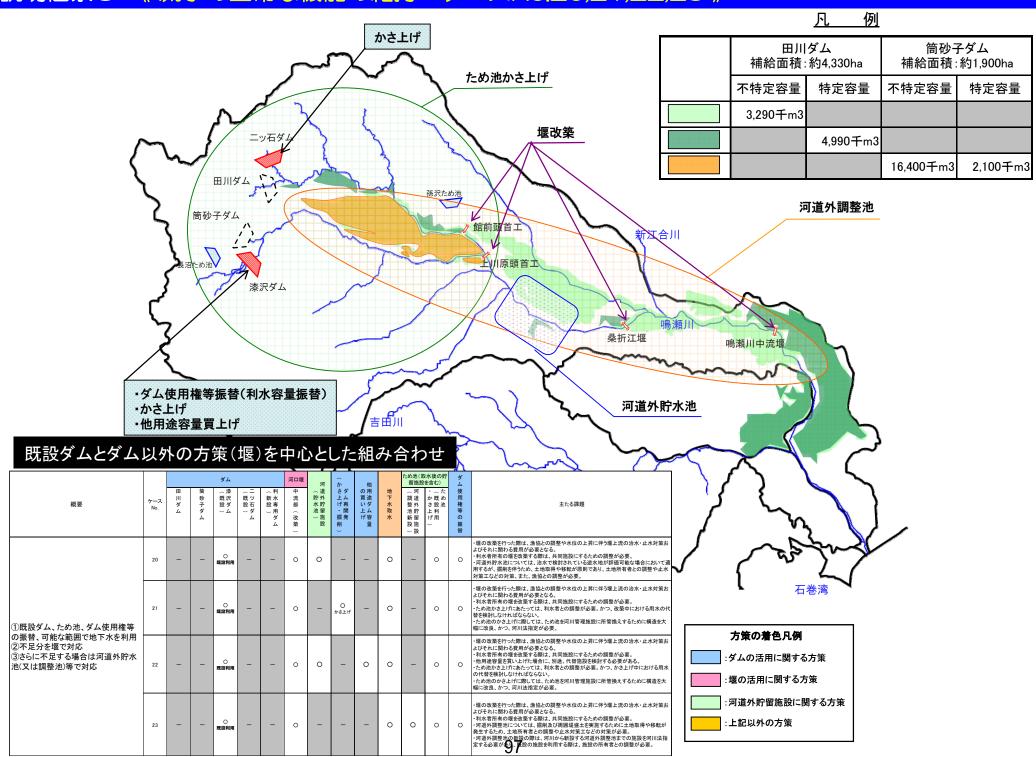
:ダムの活用に関する方策

:堰の活用に関する方策

:河道外貯留施設に関する方策

:上記以外の方策

# 説明個票8 《流水の正常な機能の維持:ケースNo.20,21,22,23》



## 説明個票9 《 流水の正常な機能の維持: ケースNo.24,25,26 》

